

554
39

5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



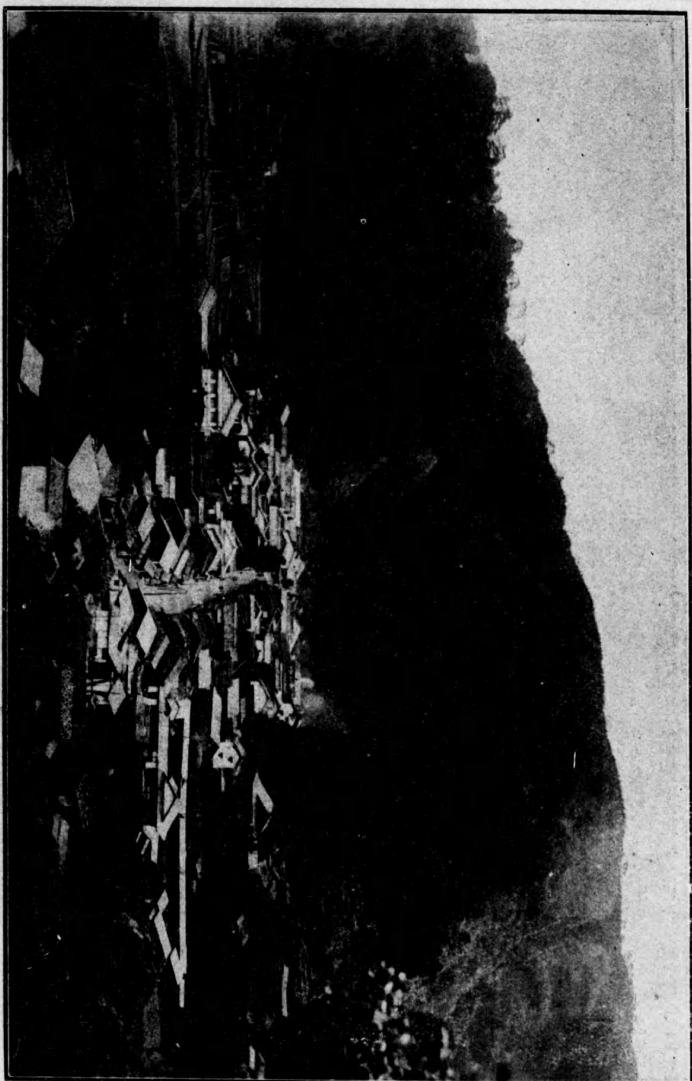
掛合村誌



掛合村圖



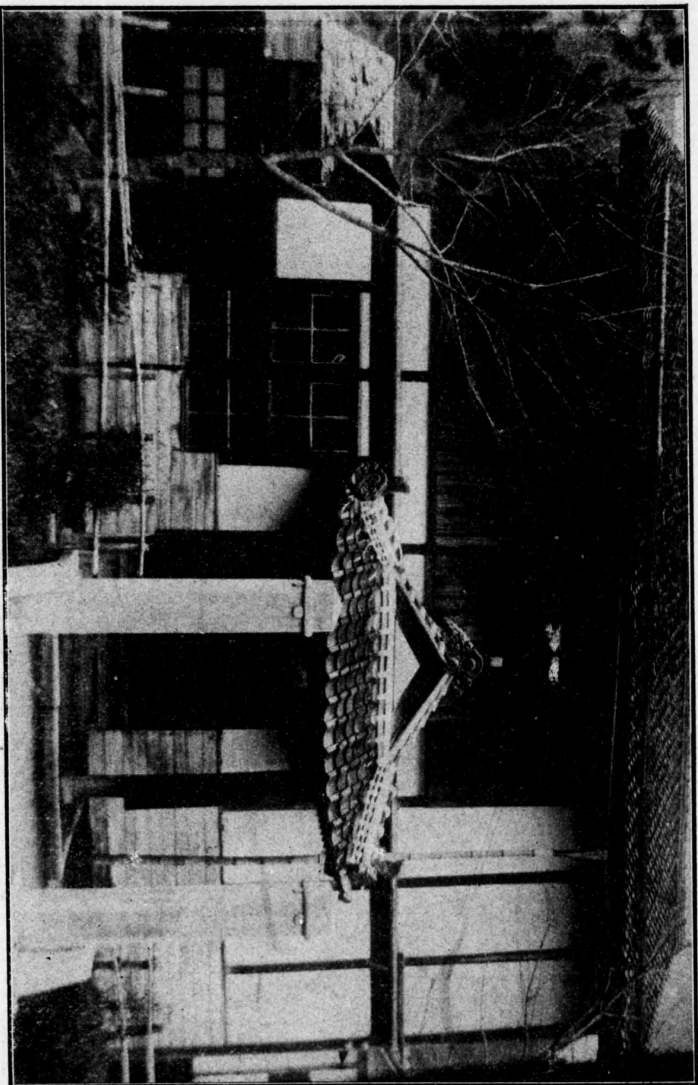
學校 寺 神社 郵便局 警察署 官署 川 道 山 井 橋 村 町 縣 河 山	例 學校 寺 神社 郵便局 警察署 官署 川 道 山 井 橋 村 町 縣 河 山
--	---



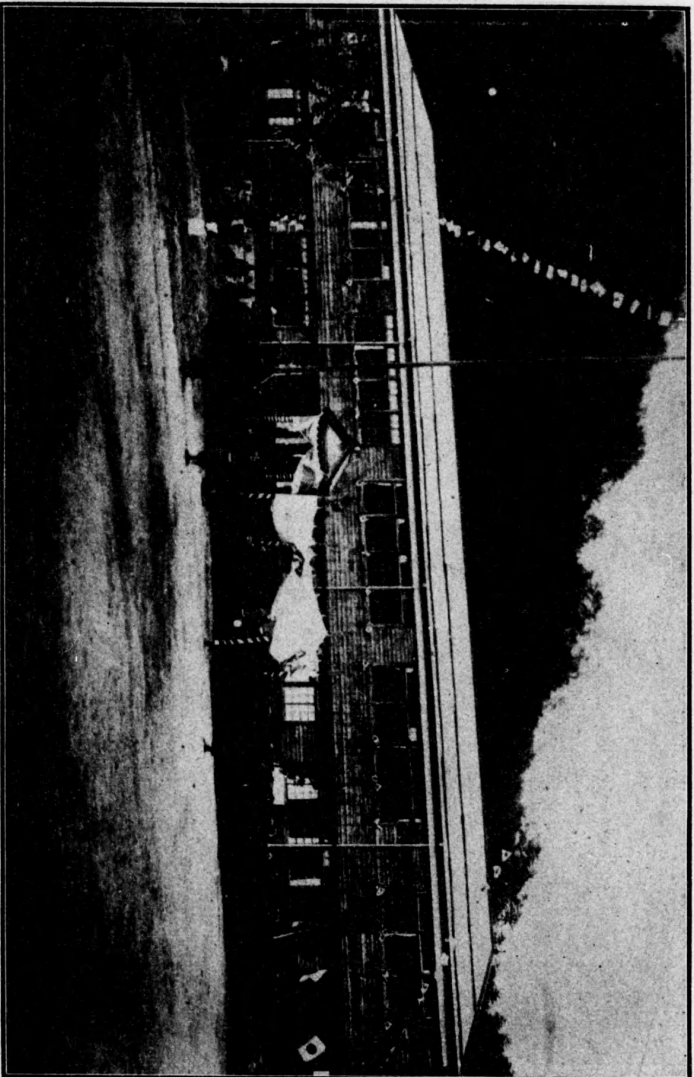
聯合公司廠

聯合林圖

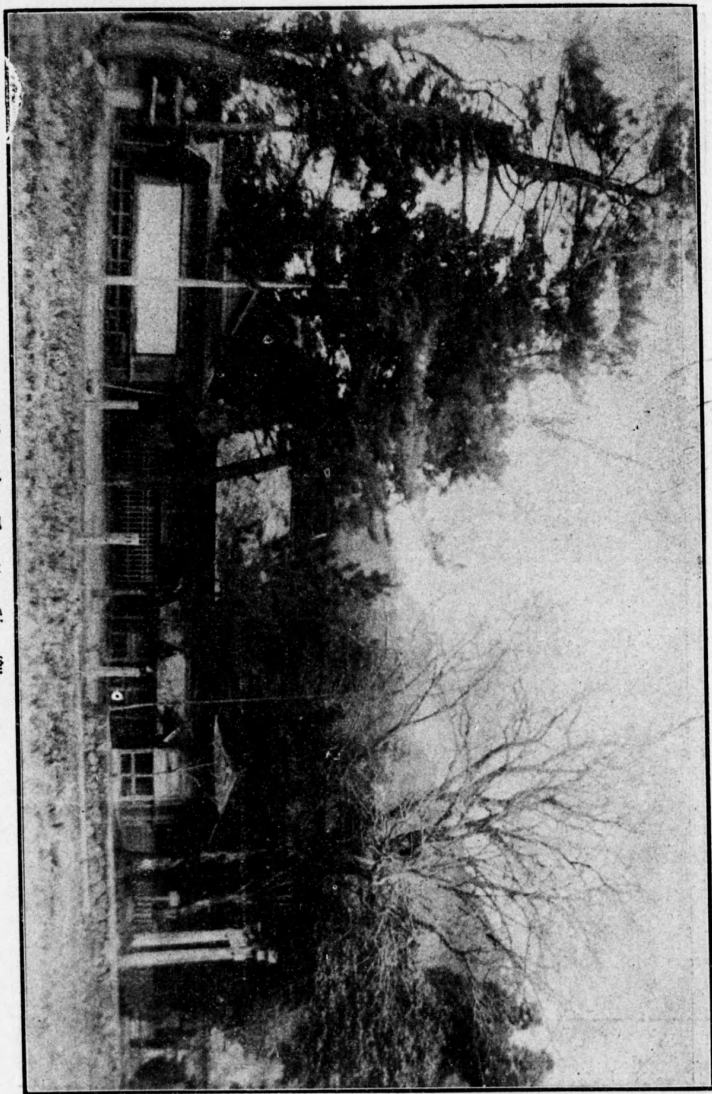
聯合林圖
 聯合林圖
 聯合林圖



掛合村役場



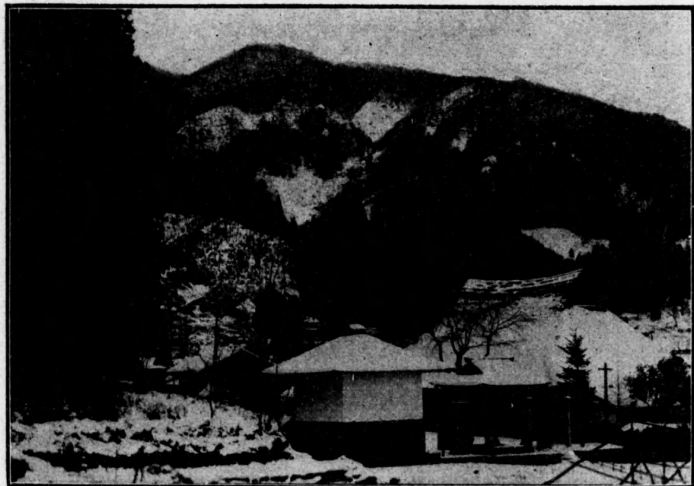
掛合小學校



郷社 狹長神社



專正寺



宗圓寺



（祀合社神長狹）像ノ士七難殉 郎四與賀多



釋智輪之像（荒川龜齋ノ彫刻）

墓之師律輪智釋



長 村 楓 若



憲 義 禿



久 祐 築 白

者 輯 編 誌 村



信 印 忍 諦



鑑

(藏所坊藏正村野中) 證 印 ノ 氏 賀 多

554-39

掛合村誌目次

表紙

題字及圖案

若槻正義

掛合村畧圖 掛合町全景 掛合村役場 掛合小學校
 郷社狹長神社 專正寺及宗圓寺 釋智輪律師之墓
 殉難七士ノ像 多賀氏ノ印證
 村誌編輯者肖像 (若槻村長 白築祐久 禿義憲)



凡例
 緒言
 序文にかへて

序文

若槻直寛
 白築祐久
 禿義憲

一、地文

位置 廣袤 面積 地勢 山系 河流

目次

大正
 15. 6. 5
 内交

瀑布 地質 耕地 鑛產 鑛泉

二、氣候

一〇

氣溫 雨量 雨量計 風向 霜 雪 霧 霰 地震

天 產

植物 動物

三、人文

一三

行政

沿革「掛合」名稱ノ起源 掛合村役場 目代勤務者 年寄勤務者 庄屋勤務者 戶長副戶長勤務者 村長助役及收入役勤務者 歷代村長事蹟大要 現村長若槻直寬畧歷 區會所事務所 現村吏員氏名 現區長及區長代理者氏名 村是調查 村會議員 村公務員心得 掛合村徽章

四、兵 事

三六

沿革 訓練場 陣屋土地 本村最初ノ徵兵者 長州征伐 陸海軍管區 西南ノ役出征者 日清ノ役出征叙勳者 北清ノ役出征叙勳者

五、諸官廳

五九

者 日露戰役出征叙勳者及戰病歿者 全役殊勳者畧歷大要 陸海軍人員 有位人員 帶勳人員 金鵄受領者 恩給受領者 壯丁体格檢査成績 全教育程度 掛合村在郷軍人分會 軍人優待會 陸軍測量部水準點 全三角點規標

警察沿革 掛合警察署 消防設備 火災 裁判所掛合出張所 管下沿革 土地買賣手續 飯石郡役所 飯石郡農會 畜產組合事務所 掛合稅務署

衛生

沿革 清潔法 隔離病舍 醫師 看護婦及產婆

六、交通

六八

沿革 人力車 自轉車 自動車 荷車 假定縣道 郡道 村道 諸車比較年次表 旅宿 郵便局 電話

七、財政

七七

沿革——辻見立見ノ法 檢地使 小繁割 高役 地租改正——上諭 地押調查 田畑特別地價修正 基本財産 公有財産ノ役場 縣農

八、產 業

一〇七

會部分林 學校基本財産 罹災救助資金 小學校改築財産一時支
消額 納税 徵收方法 其成績表 決算表 本村民力調査 生産
物移入消費高 經濟狀態 移出品

九、諸 團 體

一二六

概説 普通農事 蠶業 畜産 林業 團體及個人ノ造林 三 極
製造業 清酒—竹下家—日ノ出正宗ノ歌—造酒高 醬油 茶 製
材 製鐵 テレメン 紺屋 瓦 刻煙草 蠶種 木炭
商業 (商人 職人 賃銀表)

十、神 社

一三三

鄉社狹長神社 由緒記 古老傳説 古記聖神樂 沿革 末社 棟
札 廣野家及秦家系圖
經營方法—其變遷 御供米 割度改正 惣代制 現今惣代人名

十一、宗 教

一四七

稻荷神社 由緒記 傳説 惣代

十二、教 育

一五九

往時村民ノ信仰狀態 古老傳説 佛教—(宗圓寺殉難七士專正寺)
觀音—御詠歌 地藏菩薩 弘法大師 藥師如來 神道—大社教
八雲教 天理教 黑住教 美保教 稻荷教 其他

十三、社會教育

一九〇

寺子屋時代 飯石郡組合高等小學校 小學校設置時代ノ狀況 學
制發布 義務教育延長後ノ狀況 教育上ノ諸調査 學令兒童並就
學歩合 教育費 學級編制ノ狀況 職員 管理者及學務委員 校
醫 中等學校以上卒業者 實業補習教育 設置及變遷 現狀 諸
調査 職員 管理者及學務委員 生徒一覽 經費狀況 幼稚園學事會

十四、舊 蹟

二〇七

多賀氏 日倉山古城跡 力士才藏 覺宗山—釋智輪 御番所 川

上番所 比丘尼 原城跡 陣ヶ字根 穴岩 公園

十五、舊家

二二八

概説 廣野氏 秦氏 景山氏 禿氏 宗圓寺 清水氏 竹下氏 影山氏 岡田氏 日森氏 白樂氏 三浦氏 千葉氏 藤原氏 福場氏 帶刀氏

十六、天災地變

二三三

天保ノ飢饉 弘化ノ洪水 嘉永ノ大風 明治年間——飢饉 地震 洪水 降雪 虫害

十七、住民

二三五

戸口 動態 職業 人情風俗——概説 衣服 食物 住家 娛樂 活動寫眞 冠婚葬祭 神前結婚 往時ノ風習 葬儀 掛合村矯風規約 年中行事

御大典ト掛合村

附錄

(表彰其他)

掛合村ノ表彰其他(往時ノ表彰) 島根縣ヨリノ表彰者 飯石郡ヨリノ表彰者 掛合村ヨリノ表彰者 掛合村ヨリノ褒狀賞狀賀狀功績狀其他

凡例

- 一、本書は主として大正拾貳年末迄の調査材料を基となす。
- 一、本書中記述に精疎あるも是れ事物の輕重を表示したるにあらず蒐集材料の如何に従ひしのみ。
- 一、記事中或は其正鵠を缺ぎ或は錯誤なきを保せず謹んで諸君の叱正を切望す。
- 一、本書編輯に當り諸方より各種の資料を供給せられたるの厚意に對し茲に謝意を表す。

編輯主任 白 築 祐 久

緒言

我掛合村は早くも王朝時代より郡家ありて本部行政の一中心地をなしたり。然れども其の載籍に乏しく、舊事遺聞の漸く堙滅に歸せんとするは、眞に聖代の遺恨事なり。不肯直寛乏しきを本村長にうけ、村誌編纂の必要を痛感し、その計劃を樹て一材料の蒐集に努め、傍ら村内有志者に諮りて多數の委員を囑託し分擔調査をなせり。然るに其等の委員は何れも一方に要務ありて、この事業にのみ携はることを得ず。且つ資料蒐集上の困難の之に伴ふありて、住再歲月を閲せり。依て中途に於て白築祐久禿義憲兩氏を専任に變更し、専心よく事業の完成に努力せられ、茲にその上梓を見るに至りしは誠に感謝にたゞざるなり。若しそれ本書を繕讀する村民諸子が、温古知新の實をあぐるを得ば、小職の欣快之にすぎざるなり。

大正十二癸亥年十二月

島根縣飯石郡掛合村長 若槻直寛

序文にかへて

(編纂ものがたり)

掛合村誌編纂といふ事は、御大典紀念事業として計劃せられたものであると聞いてゐる。當時私は早稻田大學の英文科を卒へ、靜養かたぐ松陽新報へ入つてゐたのであるが、その企てに双手を舉げて賛成し、及ばずながら援助することを約した。

所が私の身に一大變轉が來て、再び都會生活を續ける筈であつたのが、遂に掛合の土地に永住することになつてしまつたのであつた。そこで、この村誌編纂といふことが、期せずして私の受持ち仕事となつてしまつたのであつた。

それから拾年の星霜を経た。その間それでは何をしてゐたか、何故にこんなに手間取つたかといふ私の責任問題になつて來るが、私は勿論専門外の仕事なので、とにかく村内有志諸君の援助によつて全うせねばならないので、村長に依頼して舊記を集め、各分擔を定めて分業的に調査してもらふことにした。その分擔並諸氏の芳名は左の通りであつた。

一、總編輯 白築祐久
一、地文 白築祐久
一、行政 若槻直寛

奥井比登志
景山倉真
石田孫三郎

一、産 業		竹下 虎次郎	一、教育人情風俗		小 汀 龍 藏
		落合 藏 善			若 槻 正 義
		福 嶋 昇			松 田 寛 一 郎
		高 橋 豊			安 部 修 之
		板 垣 興 市			泰 大 二 郎
一、宗 教		白 樂 銀 四 郎	一、天 災		板 垣 真 太 郎
		禿 義 憲			奥 井 比 登 志
		佐 野 超 天	一、衛 生		景 山 倉 真
一、神 社		福 田 鶴 太 郎			泉 純
		秦 奎 之 進			石 田 孫 三 郎

以上大正九年四月村長から囑托を受け、一二回打合せ會を開いて、全年度内にまとめる筈に成てゐたけれども全年度が切迫してもまとまりさうになかった。誰も同じいことで、日常のことに追はれて思ふにまかせぬのであつた。

これではならぬと、更に陣形を立て直したのが大正拾二年四月だつたと思ふ。今度は名ばかりの請負者でなしに、名實共に實際やつてもらふ人でなくてはならないといふのであつた。

一、總 編輯 白 樂 祐 久 一、地 文 白 樂 祐 久

一、行 政		若 槻 直 寛	一、財 政		和 泉 覺 市
		落合 藏 善			小 川 久 信
一、兵 事		板 垣 正 利	一、神 社		白 樂 銀 四 郎
		藤 原 角 市	一、宗 教		福 田 鶴 太 郎
		小 瀧 伊 藏	一、教 育		禿 義 憲
一、産 業		帶 刀 芳 衛	一、人 情、風 俗		學 校 職 員 一 同
		徳 島 嘉 四 郎	傳 記、其 他		禿 義 憲
					板 垣 真 太 郎

愈々陣形を整へ着手せられた筈で、私は私としての分擔をせつせとやつてぬけ、待てども、更に集まらない。とかくする内に月日は容赦なく過ぎて、大正も十四年に入つた。

もう此仕事も時效にかゝる時となつた。そして私としても吞氣であれなくなつた。そこで村長といろく協議の結果、以前から熱心であつた禿氏をして、出來得るだけ材料を蒐集してもらふ方針を取つて、春以來多忙な身をこのため没頭された日も少くなかつた。故にこの村誌は禿義憲氏に負ふ所多大であつて、私初め、分擔した人々としても禿氏の前には顔色ない次第である。

小田の蛙のホロホロといふ今宵、油蟬のにじむ様に鳴く夏の午后、訴へる様な虫の音をきく秋の長が夜、時としては曉の鶏聲を聞きながら、机上に高く積まれた村誌材料を整理して行つた私も、禿氏に對

しもう私の責任範囲に入つて來たので、上梓が急がれてならなかつた。

あれも、これも、もう少し突込んで書きたい、もう一度調査して完全な物が發表したいと、心には思つても、時日の経過を考へるとあせりにあせられた。

それで遂に意を決して、取敢へす意に満たぬまゝ諸氏の目の前に事情をさらけ出して、ほんの荒削りのまゝで提供したのである。幸に諸氏はこの不完全と銘を取つたものに對して蔭でさやく笑はないで、潔く「何所が悪いのか何所が間違つてゐる。何々に對しては自分がよりよく知つてゐる」といふ様なことを、容赦なく私に云つて聞かして下さるといふ親切心を出し下されば、私としては更に將來に於いて訂正増補する毎に、一段一段と完備の域に達せしめることが出來、私としての責任を輕からしめ、且つ使命を果し得て、どんなに喜ぶことぞせう。

どうか村のために——又私のために——

大正拾四年仲秋

白 築 小 雨 記 す

序 文

西谷順誓師「時ハ金以上ナリ」金銭物品の消失は奮闘努力の結果又回收し得るも、日月を空費せるは再び求め得ざるものなりと語らる。然り歲月は刻々と過ぎ去り、人物俱に移り變りあつて、所謂文化を生ずと云ふも、郷土を知り歴史を繕きて將來を思慮するも、亦處世の一路なるべし。吾人十數名郷土の有様を調査することを約せしは幾歲かの昔なりしも、歲月と文化の遷流せることの余りに急速なるが故に殆ど筆紙に述ぶるを得ずして今日に及びたるが、再考すれば我が如何に無能と無責任なるを慚愧するのみ。此處に窺知するところの事項を誌し其責を果さんとすると共に、披見せらるゝ人々は内容の誤謬と未誌の点に注視せられ、將來に増補訂正し完成せる村誌の出現を希ふの念より、之に蒐輯する所を記し白築祐久氏に提出す。全氏各方面より集れる材料及氏自から調査せられたる豊富なる資料とを以て本誌を編纂し、上梓の運に至らせらる。不肖 白築氏の努力の程を喜び申し誌す。

大正十四年十二月佳日

地文

位置

掛合村は飯石郡の中央部に位し、東は吉田村中野村大字六重に接し、西は嶺を以て松笠村に界し、南は城多村字入間穴見に隣し、北は多根村中野村大字須所坂本に連り、其形長方形をなす。



掛合村を管轄する役場は大字掛合町壹千三百六十一番の三にあり。村内行政区劃は、村内の北より南に沿ふて殆ど村の中央部を假定縣道に平行して縦貫する掛合川に沿ふて、左記の通りに分つ。

第壹區 川上 鷹ノ巢 井原谷 大向 森ノ上 平岩

第貳區 掛合町 第參區 鹽ヶ平 金井平 角宗 西側 迫

第四區 郡 十日市 前松尾 後松尾
第五區 佐中 穴見谷

第六區 金原 大志戸 漆原 西谷 奥明
地 勢

中國山脈の分岐せる山嶽峰巒波濤の如く起伏重疊したれども、風水の消磨作用を受けし事甚しく、爲めに高山性の特色なく悉く低山性にして、随つて高原平野乏し。

山 系

概ね火成岩に屬する山多く、特に秀でたる高山もなし。只比較的、名あるものとしては、男高おんだか（六百七十米突）女高めんだか（實測記録ナシ）矢ノ峯（全）は其主なる高嶺なり。

本村は海拔貳百拾八米突九三あり、其水準点標石は吉田川と掛合川の合流の近くなる橋梁の所にして、東京灣の中等潮流より起算せるものなりと。

河 流

土地概ね南方高く、北に赴くに從ひて次第に傾斜をなす。故に周圍の山岳より發源する溪河も又南北の方向を取り、波多村入間及八重山より流出する河流を合し、更に平岩下も通稱落合にて吉田川を併せて掛合川として北流し、増砂に至りて松笠川を合し、多根鍋山の諸村を経て三刀屋川に入る。

此沿岸山嶽重疊せる所多く、ことに増砂より北多根に近づくにつれて奇岩巨石突出し、其間を河水は繞ふて流れ、或は怒叫し或は飛沫をなす。此溪流怒號するあたり男瀧女瀧と稱する所あり。

瀑 布

河流中既に小瀑布型のもの多々あれども、所謂瀧として見るべきものなし。唯第一區森ノ上の山中に懸れる出羽ノ瀧は、其名村民にすら餘りに知らざれども、高さ六丈餘巾一丈五尺許のものにして、四隣静寂、惜むらくは瀧前に山路僅に通ずるのみにして餘地なきことなり。然れども若し之をして都會の附近にあらしめんか、人々盛夏にはもてはやすことなるべし。

地 質

四圍の諸山は主として花崗岩及安山岩より構成せらる。評言すれば、

- 一、入間川の西、井原谷より西側は安山岩。
- 一、穴見谷より佐中、郡リ以北、大志戸より西谷、前松尾に至る間は主として火山岩。
- 一、後松尾は花崗岩。

耕 地

一般に壤質砂土多く、第四紀層に屬するものらしく見ゆ。地勢上廣潤なる農土を構成するに適せず、僅に山腹傾斜の地又は溪流沿岸の狹隘なる耕地點々として連絡するに過ぎず。

評言すれば字大向、森ノ上、町後、佐中、郡リ、金原、十日市の各部落は掛合川に沿ひ稍々平坦な

れども、其他は概ね山岳起伏し其間に散在す。
大正拾貳年調査によれば

田 百四十八町六反歩 地價 四万三千二十五圓

畑 六十町四反歩 地價 七千貳百九十九圓

雑地 千七百九十二町八反歩 地價 千貳百三圓

宅地 四万貳千貳百四十五坪 地價 壹万四千九百五十三圓

鑛産

五反地 掛合町を距ること北五町の川岸にあり、花崗岩の石英脉中に黄鐵鑛及輝水鉛鑛を包含す。黄鐵鑛は酸化して花崗岩を侵染し、輝水鉛鑛は石英脉中に小塊をなして散布して其量多からず。而して過去に於いて採掘せしがはかばかしからず。近時明治末期に於て、更に飯石水鉛鑛及東洋水鉛鑛の經營に關る出張員により多少掘出されたと、暫時にして中止せられしことあり。

森ノ下 掛合町を去る參拾町許南方河岸にあり、花崗石中に存する石英脉に黄鐵鑛を伴ひ、鑛條の幅一尺に及び、東南に走りて南に急斜す。

これ又往時舊藩時代のものに屬し、其後多少採取試験のため實地見分せるものもありしが之れが實行に至らずして終りぬ。

大志戸の舊坑 掛合町を去る東北拾二三町、花崗岩中の石英脉に含銀の徵を認め、舊松江藩に於いて採掘に着手し、一時盛んに經營せられ四百餘人の人夫ゐたること古老の言に聞きしかど、水拔の困難なるを以て中止し、今や坑口すらも其所在を辨せず。近傍に捨石及鑛滓散亂し、滓の上には炭酸銅の生成せるを認む。

學校上の舊坑はもと輝水鉛鑛の發掘せられしものにして、古老も其實際を知らず所謂「己ハ歳ハ飢饉」(年代不明)頃に掘られしことありと云ふのみにて詳かならず。

戸谷上 凡五拾年前神戸郡小田村字多岐の櫻井某輝水鉛採掘し、落合太造之れが支配人たりしことあり。其後岡山及東京の者に權利移りたることありしが、最近大正元年頃又々京阪地方の者によつて水鉛を試掘せしが、いつしか止みぬ。

其他今谷も大正七年頃より一二年間試掘せしことありたれどはかばかしからずして終りたり。

以上本村の鑛物界の一端なるが、村内点々と存在せる鐵滓等より見れば、往時の鑛脉を認めらるゝものあり。ここに郡、王地附近の地下には一大金鑛脉ありと嘗て新聞に報せられしことありしが、これによつて見るも、本村は確に鑛脉の何物か地下に潜伏せるにあらざるや。事業家、投機家の緊揮一番すべきなり。

所在	種	類	鑛區坪數	鑛業權利者
掛合松笠	銅	水鉛	四四三、一一九	東京 武井友貞
掛合	銅	水鉛	五一七、九四二	東京 全邦上
掛合	金銀銅鉛亞鉛水鉛重石		三七一、六二〇	東京 岡邦佐
吉田掛合	水	鉛		東京 武井友貞

鑛泉

所謂白山火山脈の通する所地盤裂罅にこみ鑛泉湧出す。これを掛合町近傍鹽ヶ平なる炭酸質冷泉を見る。此地の地主岡田房市の其筋に申請せる書類を掲載して其記録に代ふ。

鑛泉御試験願

一飯石郡掛合村字鹽ヶ平ト申ス箇所之儀ハ從來私有地ニ有之候所今ヲ距ル三四年前該地所ニ於テ湧泉アルヲ發見セシモ爾來往再歲月ヲ經ルニ近年ニ至リ衆民之ヲ藥水ト唱ヒ就中疥癬等ヲ惱ムモノ之ニ浴スルキハ往々其功ヲ奏スルモノ多トス併シ實際ニ其功ヲ有スルモノトセバ衛生上公益ト存候ニ付今般御試験奉願候間其成績書御下附被下度此段奉願候也

明治十七年二月廿二日

飯石郡掛合村百拾六番地

岡田房市印

島根縣令 藤川爲親殿

前書之通相違無御座候也

飯石郡掛合村戸長 竹下儀造印

△衛第千百五拾五號

書面願之趣聞届別紙ノ試験成績書及醫治効用書下付候事

明治十七年六月廿日

島根縣令 藤川爲親印

試験成績書

所在地 飯石郡掛合村

色 透明ニシテ淡黃色ノ沈滯アリ

異重 攝氏二十三度ニテ一、〇〇四

比重 攝氏二十七度ニテ一、〇〇四

反應 弱酸性

炭酸 著明

硫酸 全上

鹽酸 多量

七

石灰	多	量	硅酸	僅	八
苦土	小	量	礬土	全	上
亞爾加里	小	量	銻	微	著
有機物	全	上			

右試驗成績ニヨリ醫治効用ヲ定ムルコト左ノ如シ

慢性腸胃加タル	慢性咽喉加タル	慢性氣管支カタル	諸種ノ潰病	痛風
腺病	癥病	下腸充血	泌尿器加タル	婦人生殖器加タル
用法	入浴一日一回乃至三回ニシテ毎回拾分ヨリ二十分時間ヲ極度トス。	內服ハ大人ニ於テハ一日一蓋乃至二蓋小兒ハ上量ノ四分一乃至二分ノ一トス。		

鑛泉採酌發賣願

一飯石郡掛合村字鹽ヶ平鑛泉曾テ御試驗濟ニ有之就テハ右鑛泉採酌發賣仕度候間何卒御許可被下度此段戸長與印ヲ以テ奉願候也

明治拾七年七月壹日

飯石郡掛合村百拾六番地
平民岡田房市

島根縣令 藤川爲親殿
前書之通相違無御座候也

飯石郡掛合町村戸長代理

手傳人 稻村榮次 印

同 衛生委員

白根久次郎 印

衛第千貳百七拾號

書面發賣願之趣聞届候事

明治拾七年七月六日

島根縣令 藤川爲親 印

此鑛泉を利用し明治十八年頃より數年間竹下運右衛門經營の許に浴場を設け入浴者も多少ありたれど設備至つて不完全なるものなりき。さればこれを更に利用して本村發展策を講せん議も屢々有志間にありたることありしかども、地の利惡しきと、其量の乏しきと、且村民の事業熱に冷かなることにより、遂に今日迄是等施設を見ず。村民のため／＼汲みて浴するものありしが今は殆ど省みるものになし。

氣候

掛合町にありては東經百三拾二度北緯三拾五度の地点にあり。本邦中央標準時との時差八分四拾八秒遅し。

前述の如き經緯度を示し、中國山脈の支脈は東北より西南に向ひて連亘し、山嶽峰巒波浪の如く起伏し、地盤著しく昂隆したれども、山脈皺曲の著しきものなく、したがつて水の調和作用は著しく滅殺せられ、逐次低温となる。其本村を通過する同温線は拾四度にして、柑橘類の如きは不適なるを見る。左に大正四年調査に係る飯石郡誌より諸表を援萃し本村の氣温の一般を參考に供せん。

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
平均氣温	三三	三二	八八	二二	二六	二九	二六	二五	二九	二四	二四	二四	二四
最高氣温	七四	六六	三六	一七	三三	二六	三三	三三	二七	二五	二六	二九	二九
最低氣温	(一〇)	(一〇)	四〇	四七	一〇	一五	一八	二二	二二	二六	九二	六六	九三

備考 (温度ハ攝氏ニテ示セルモノニシテ (一)ハ氷点以下ナリ)

本村最高氣温は別表によるに、七月三拾日にして攝氏三拾五度三 (華氏九十二度餘) 而して最低氣温は一

月二拾四日にして氷点以下四・四 (華氏二拾四度餘) なり。

雨量 裏日本のしかも雨に名を得し山陰の一部分なれば、雨は名物の一つなれども、本郡奥部に比すれば雨量稍少きを見る。

雨量の最も多きは拾二月にして、二四五耗餘なり (註一耗ノ降雨ハ一坪へ水一升八合三勺ノ水ヲ撒布シタルモノニ相當ス) 而して六月五月之に次ぐ。全年の總量は一九二二耗餘なり。

雨天日數は一ヶ年百八拾七日五耗以上の降雨は九拾五日あり。

此雨量に關しては、内務省土木局主管自記雨量計なるもの、大正五年九月一日より實測すべく役場裏に設置せられ、觀測人を若槻直寛の任命あり、毎年四月一日より十一月末迄日々調査せり。

風向 全年を通じて最も多きは西風にして、これは海抜即ち地形上より起る結果なりとす。同じく郡誌による午前拾時に於ける一ヶ年中最多風向統計を掲げん。

西	北西	西	西	西	北西	西	西	西	東	西北西	北西	西
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年

霜 降霜は他に比し早き方なれども、赤名地方の初日九月二十二日に比すれば、遅れて拾月二十日とす。而して最終赤名地方の五月二十二日に對して五月四日なり。

雪 降雪もこれに準じ、初日は拾二月中旬最終は四月最上旬。

霧 濃霧と稱するものは至つて少く全年を通じて一日あり。

霰 拾月下旬に初まり四月上旬に終る。

地震 近時著しきものなしと雖も、東北に大山西南に三瓶山を控へ、其靜動如何によりて期すべからず。ことに最近彼の關東方面の震災頃より、地方として稍々人心を寒からしむる地震往々あるを見れば、全く無しと斷定し難く、地震計による實測的數字は素より得られず。

天 産

本村は以上記せし如く、山岳相連り寒暑餘り烈しからず、加ふるに降雨も相當あるを以て地味も比較的良好なるを以て、植物到る所に繁茂し、一望四圍に不毛なる土地及秃岳裸山を見ず。又高山植物に屬するものは殆ど認めずと雖も、普通平地帯の草木果實を産すれども、柑橘類の生育は思はしからず、綿の如きも亦不適なり。

動物に於いても分布上本州區に屬し、普通なるもの概ね存すれども、昔日の如く狼、狐、猿、鹿、熊猪等の如きもの絶えて見ず。たま／＼山奥にて猿の聲を聞き又夜間狐の鳴き聲を耳にすることあり、乃至積雪期に鹿の足跡らしきものを認むること稀にありといふ。

又本村井原谷には山椒魚谷と稱する所あり。世界珍魚として學界に珍重せらるゝ山椒魚の棲息せり。

「猪ノ事」猪の發生は明治初年頃よりにして、明治十五六年頃に、北國より狩人を雇ひ入れ退治せる様なり。明治十三年冬にはこの外大雪にて、此地方にも六尺餘に及び、松江地方迄も猪の現はれたり云ふ。本村にも七十三匹の獲物ありしと。

其當時白菊福五郎は貳拾數ヶ所を噛まれ、梨戸の老人は噛み殺され、石飛カタは宮參りの途中中川岸にて噛まれたりと古老の話あり。

人 文

行政沿革

我村の太古の事柄は舊記に乏しく、知る由もなけれど、出雲朝廷の統御により開拓せられたることは疑いなきことなり。神話に「大國主尊が少彥名命と共に天下を巡行し、稻種を此處に墮されて農耕稼穡の道を奨励せられし地なる故に、多福郷と稱す」と。又大國主尊の天孫に國土奉獻せられし際使者として、伊弉志都幣命飯石の郷に到來せられ、今の飯石郡の起原を作られたりと云ふ。

掛合村名の起源詳かならざるも、須佐男命及御子五十猛命と相率ひて梟を征伏し給はんと、穴見より入間を経掛合村に到り給ふとき、隱合ひ征合ひ玉ひしに依り、隱合玉ひし地なるを、後訛傳して懸合と云ふに至りしとなり。又一説には上懸合と下懸合とありしを合して現今の掛合村と稱するに至れりと云ふ

何れに眞を置くべきや舊記なし。
寛政四年（四百六十余年前）の調査には、懸合町、懸合村、多禰村、松笠村、坂本村、乙多田村、宮内村、吉田村、吉田町を合して、多禰郷と稱したる由見ゆ、然して其頃は熊谷、三屋、飯石、多禰、須佐、波多、來島の七郷を合して飯石郡と稱し。郡家と名づくる郡司の役所、即ち今の飯石郡役所に相當する所にありて之れを統一せり。その郡家は本村字左中にありしものにて、現在の字郡の地にてはなかりしやに舊記に見ゆ。

戰國時代において、尼子氏に屬せし日倉城主多賀與四郎道定の領せし處なりしも、尼子氏家運傾きし時は、多賀氏山口に走りしことあるなどにて詳ならず。（多賀氏につきては後記）寛永十五年松平直政公の出雲國を領せらるゝに至りてよりは、明治維新までは松江藩に屬し、古と全く掛合村と掛合町よりなり、掛合町には目代掛合村には年寄及庄屋役を置き、其の役人の宅を以て町村の役所と稱せり。

明治四年七月廢藩置縣の際松江縣に屬せらる。明治五年八月區制實施せられ、第二十八區に編入（掛合村掛合村多根坂本須所吉田民谷ノ七町村）掛合村字佐中に其の區會所を設け、戸長副戸長を任命せられ、各町村には用係を置かれたり。而して明治拾貳年參月區會所廢止と同時に町村の用係も廢止となり、隨て村役所なるものも此の際同時に廢止となる。

明治拾貳年四月掛合村掛合町戸長役場を置かる。民選戸長及事務員に用係手傳人を採用せらる。次て明

治拾七年八月役場區域改正となりて、掛合町掛合村須所村聯合の戸長役場に改め、掛合町に開設することとなり。此時より戸長は官選に、事務員は用係筆生と改めらる。明治貳拾貳年四月一日町村制實施に際し、掛合町掛合村を合して掛合村と改稱せられ、町村名は大字として存せらる。尙ほ村内行政區を六區に劃し。區長及其代理者を各區に一名づゝ設置せり。此年の十二月より郡役所馬場前より大橋までを掛合町に編入せり。

掛合村役場

前述の如く、舊藩時代には掛合町には目代所、掛合村には年寄所ありて行政事務を掌りしが、後明治五年區會制度實施以來掛合村、町役場となり、或は掛合村掛合町須所村聯合戸長役場となり、終に現在の掛合村役場に變遷せるものなり、その間の事務所及主務者は左の如し。

舊藩時代の役人判明せるもの

掛合町目代勤務者

明和五年	忠藏
享和三年	奎次
文化十一年	清太郎
寛政三年	奎次

文政二年 與一右衛門

文政三年 政次

文政八年 五郎兵衛

天保二年 理右衛門

嘉永元年 彦右衛門

町年寄勤務者 三

文化十二年 興右衛門
 全 年 傳兵衛
 享和三年 九十郎
 但し文化年間後町年寄は廢止せられたるものゝ如し。

村年寄勤務者

寶曆十一年 四郎左衛門
 全 年 八兵衛
 全 年 市平
 全 年 四郎右衛門
 享和三年 安太郎
 文化十一年 夫兵衛
 文政三年 廣助
 全 年 善四郎
 全 年 文五郎

全 十年 定三郎
 全 十年 廣助
 全 十年 廣太
 全 十三年 定三郎
 全 十三年 廣助
 全 十三年 廣太
 嘉永二年 傳五郎
 全 二年 定三郎
 全 二年 廣助
 全 五年 傳五郎
 全 五年 次郎右衛門
 全 五年 定十郎
 安政三年 祐四郎
 安政三年 次郎右衛門
 安政三年 傳五郎

庄屋勤務者

安政六年 松之助
 全 六年 文右衛門
 全 六年 祐四郎
 寶曆十一年 新八
 全 十三年 久次
 文化十二年 清太郎
 文政三年 與一右衛門

全 十一年 理右衛門
 全 十三年 只兵衛
 天保十一年 理右衛門
 弘化二年 權市
 嘉永二年 彦右衛門
 安政六年 理右衛門
 明治元年 萬平
 全 二年 萬平

第貳拾八區會所當時の戸長副戸長勤務者

明治五年八月任命

戸長 原 傳九郎
 副戸長 堀 江 萬平
 副戸長 落 合 太藏
 心得手 三 浦 丈次郎
 全 岡 田 祐四郎
 全 田 祐四郎

明治拾貳年四月區會所廢止後最初の民選戸長勤務者

明治十七年八月より掛合須所聯合戸長役場となり官選戸長勤務者

自明治十二年三月 至全十二年四月	初代 白 築 政 造
自明治十二年五月 至全十二年二月	二代 堀 江 廣 衛 造
自明治十年十一月 至全十七年七月	三代 竹 下 儀 造
月より掛合須所聯合戸長役場となり官選戸長勤務者	
自明治十七年八月 至全十八年七月	初代 准五等官 竹 下 儀 造
自明治十八年八月 至全廿一年十一月	二代 高 橋 愛 五 郎 造
自明治廿二年十二月 至全二十二年三月	三代 勝 部 勝 四 郎 造

明治二十二年四月より現今の村町制實施せられ、今日に至る歴代村長勤務者左の如し

尙助役を擧ぐれば

初代	石原虎三郎	自明治二十二年八月至全二十四年二月	初代	岩田大三郎	自明治二十二年六月至全二十五年三月
二代	景山瀬	自明治二十四年五月至全二十六年一月	二代	原團四郎	自明治二十五年四月至全二十六年七月
三代	落合豊一	自明治二十六年十月至全二十七年十月	三代	奥野仙之助	自明治二十七年一月至全二十七年八月
四代	野々村鐵造	自明治廿七年十一月至全廿九年十一月	四代	原團四郎	自明治廿七年十一月至大正十年二月
五代	板垣榮次郎	自明治廿九年十一月至四十四年十一月	五代	秦大郎	自大正十年四月至全十一年二月
六代	若槻直寛	自明治四十四年三月至現	六代	帶刀芳衛	自大正十一年三月至現

收入役を擧ぐれば

自明治二十二年七月 至全二十五年四月	初代 原 團 四 郎
自明治二十五年四月 至全三十三年十一月	此間ハ村長、助役ノ兼掌スルアリ
自明治三十三年十一月 至全三十五年五月	二代 板 垣 愛 藏
自明治三十五年五月 至全三十五年五月	三代 秦 大 二 郎
自明治三十五年五月 至大正十一年四月	四代 白 築 銀 四 郎
自大正十一年四月 至現	

此間事務所は、舊藩時代は目代年寄の住宅に於て施務せしものなるが、明治五年區制實施の際に字佐中二、二七六番に置けり。

歴代村長事蹟大要

明治二十二年町村制實施後に於ける歴代村長の經營せし事業の主要なるもの左の如し。

△初代 石原村長 舊戸長より引繼を受けて事業を經營せしもの。

一、明治廿二年より全廿三年迄田畑特別地價修正を行はれたり。地價修正額左の如し。

(田) 元五万八千三百三十九圓廿六錢一厘を四万八千八百三十二圓六十五錢に修正し、百圓に付八十三圓六拾八錢七厘四毛此歩合一割六歩三厘一毛。

(畑) 元八千八百八十九圓九十九錢六厘を八千六百六十五圓三十九錢四厘に修正し、百圓に付九十一

圓八十四錢九厘二毛此歩合八歩一厘五毛。

一、明治二十三年六月養蠶及製糸傳習所を設置し、生徒廿一名を養成す。此費用三百九十圓廿二錢二厘

一、明治廿四年二月村共有金の内基本財産に決定せしもの田畑宅地山林及公債證書三百圓現金六十七圓三十五錢。

△二代 景山村長 在職中事業經營なし。

△三代 落合村長 在職中事業經營なし。

△四代 野々村村長

一、明治廿九年四月小學校全部焼失當分假校舎にて教授。全拾月小學校中央校舎新築此坪數百十七坪五合五勺、此工費八百九十四圓三錢五厘。

一、明治廿九年八月傳染病隔離病舎新築此坪數廿八坪七合五勺、工費四百九十九圓廿九錢七厘。

△五代 板垣村長

一、明治三十三年十月北側校舎新築、此坪數五十三坪七合五勺、此工費八百七十六圓四錢六厘。

一、明治卅三年十二月村役場新築、此坪數三十四坪、工費千五百一圓六十二錢一厘。

一、明治卅五年十二月小學校体操場新築、此坪數廿五坪、工費二百九圓五厘。

一、明治卅七年三月軍人優待會を獎勵組織せしむ。

- 一、明治卅八年十二月學事會を組織して教育上の向上を圖る。
 - 一、明治四十一年五月財政上の都合により、畑一畝十三步宅地九畝四步山林二反九畝十二步村内箇人に賣却す。
 - 一、明治四十一年七月村有林八十五町一反九畝步を島根縣農會部分林に地上權を設定し、本村は二割分收することす。
 - 一、明治四十一年九月村有林八十二町二反四畝步を島根縣部分林に地上權を設定し、本村は二割分收することす。
 - 一、明治四十一年十月宅地々價修正、明治四十二年三月報德會を指導獎勵せしむ。
 - 一、明治四十二年十一月小學校南側校舍新築、此坪數六十七坪五合、工費千五百一圓六十二錢一厘。
 - 一、明治四十三年四月農支會の組織を獎勵して創立せしむ。
- △六代 若槻村長
- 一、明治四十四年四月報德會戶主部婦人部青年部並各支會の組織を指導創立せしむ。
 - 一、明治四十四年六月村有林十二町二反九畝十一步を學校林に設立す。
 - 一、明治四十四年村長就職紀念として學校基本財産蓄積規程を設けて寄附金を募集す、此原資金額千六百八十四圓。

- 一、明治四十四年十一月角宗部落財産を整理す。
- 一、大正元年八月穴見谷部落財産を整理す。
- 一、大正元年九月掛合町及迫の部落財産を整理す。
- 一、大正元年十月小學校体操場増築、此坪數廿五坪工費四百廿五圓廿九錢五厘。
- 一、大正元年狹長神社維持方法確立す。
- 一、大正二年四月村基本財産蓄積條例を改正して村政の基礎を鞏固ならしむ。
- 一、大正二年四月大正改元の紀念として基本財産罹災救助基金條例を設定す。
- 一、大正二年七月家畜市場設置此内建物百九十二坪五合、工費千百廿四圓二十二錢。
- 一、大正二年度より全五年度迄の四ヶ年に學林に杉檜植林全部終了。
- 一、大正二年十一月村徽章を決定す。
- 一、大正三年三月消防設費としてポンプ一箇購入す、代三百圓。
- 一、大正三年四月村立實業補習學校を創立す。
- 一、大正三年十月公設掛合村消防夫組織す。
- 一、大正三年十二月村是を確立す。
- 一、大正四年四月村基本財産一万圓蓄積及村是確立奉告祭を舉行す。

- 一、大正四年四月基本財産獎善資金蓄積條例を置く。
- 一、大正四年四月掛合村時報を發行し爾來隔月に刊行す。
- 一、大正四年度より五年度迄スデノ木谷に造林反別四町歩に實行す。
- 一、大正四年七月掛合村蠶業組合の組織を獎勵して創立せしむ。
- 一、大正五年六月小學校御眞影奉藏庫建築此坪數一坪工費二百十九圓五十二錢。
- 一、大正五年十月掛合公園地開設並忠魂碑建立除幕式舉行。
- 一、大正六年四月報德會處女會の組織を獎勵して創立せしむ會員四十名。
- 一、大正七年三月郡道掛合村内平岩吉田間改修工事着手せらる。
- 一、大正七年四月明治神宮献木輸送す。
- 一、大正七年十月島根部分林八十二町二反四畝歩百分八十地上權を記入る此代千六百六十八圓。
- 一、大正七年十二月小學校敷地として宅地七百三十三坪畑五畝八歩を記入る此代千六百三圓八十錢。
- 一、大正七年十二月村役場敷地に百三十七坪を記入此代四百二十六圓六十錢。
- 一、大正八年九月消防設備として唧筒一箇購入代五百圓五十錢。
- 一、大正八年十月八日自治制實施滿三十年奉告祭舉行す。
- 一、大正九年一月三十一日掛合村信用組合創立せしむ。

- 一、大正九年三月十五日村農會創立二十年紀念祝賀會を開く。
- 一、大正九年十月一日第一回國勢調査を終了す。
- 一、大正九年度に於て役場内村長事務室増築^{二間}此坪數二坪此工費六十八圓八十錢。
- 一、大正十年一月二十二日郡リ耕地整理工事受負に付せらる。
- 一、大正十年三月三日東宮殿下御渡歐祈念祭舉行す。
- 一、大正十年九月十三日同上御歸朝奉告祝賀會舉行す。
- 一、大正十年十一月郡道吉田道開通式舉行。
- 一、大正十一年九月二十四日より二十六日まで寄生蟲検査實行し十一月十四日より十七日迄驅除劑を投藥す。

- 一、大正十一年度に於て物置小屋一棟家畜市場より移轉す其工費十三圓。
 - 一、大正十一年度に於て村役場増築(信用組合事務所)此坪數二坪二合五勺此工費二百二十五圓。
 - 一、大正十一年十月二十八日小學校改築工事着手し同年十一月二十八日上棟式舉行す。
 - 一、大正十二年四月三十日小學校改築工事全部完成本日村へ受領す。
 - 一、大正十二年五月二十三日小學校改築工事落成式を舉行す。
- 本校棟行三十間梁行五間二步五厘此坪數百五十七坪五合外に附屬建物四十四坪六合二勺五才此工

費（雜費共）四萬三千八十五圓十三錢

- 一、大正十二年五月二十三日小學校開校五十年紀念祭舉行併せて其當時教員表彰式舉行す。
- 一、大正十二年九月二十二日掛合村立幼稚園小學校に附設す其當時園児四十名。
- 一、大正十二年七月二十七日頼原村琴引山公簿面積七十六町三反三畝十二歩の内十六分の一買受代金二千五百圓。

- 一、大正十二年十二月十日小學校運動場に當る舊縣道十八步拂下買受代金三十一圓二十錢

現村長若槻直寬署歴

- 明治廿一年十一月一日松江地方裁判所雇ヲ命ゼラレ全日今市治安裁判所掛合出張所詰ヲ命ゼラル
- 明治二十二年九月廿八日依願雇ヲ免ゼラレ全日飯石郡役所雇ヲ命ゼラレ第一課庶務係勤務ヲ命ゼラル
- 明治二十六年十一月一日飯石郡書記ニ任ゼラル第一課庶務係ヲ命ゼラル
- 明治二十七年三月九日兩陛下御結婚滿二十五歳ノ御祝儀被爲行酒饌料下賜セラル
- 明治三十一年一月十七日依願本官ヲ免ゼラル
- 明治三十二年十一月十五日東須佐村長ニ當選
- 明治三十三年十一月二十三日東須佐村分區委員ヲ囑託セラル全年九月三日東須佐村農會長當選
- 明治三十四年十月十一日日本赤十字社功勞ノ故ヲ以テ特別社員ニ推薦セラル

- 明治三十四年十一月三十日東須佐村長辭任
- 明治三十四年十二月一日飯石郡產牛馬組合書記ヲ命ゼラル
- 明治三十六年七月廿七日明治三十三年清國事變ニ於ケル勞ニ依リ木杯壹組ヲ賞勳局ヨリ賜フ
- 明治四十四年三月一日依願產牛馬組合書記ヲ免ゼラル
- 全年全月全日掛合村長當選（初期）
- 明治四十四年四月十一日愛國婦人會掛合村委員ヲ囑託セラル
- 全年全月廿二日日本赤十字社掛合分區委員ヲ囑託セラル
- 全年四月一日掛合村農會幹事ヲ命ゼラル
- 大正四年十一月十六日御即位禮ノ際御召ニ依リ賜饌ノ大饗ニ參列ス
- 大正四年三月一日掛合村長重任ス（二期）
- 全年十一月十六日御即位紀念章ヲ賞勳局ヨリ賜フ
- 大正五年九月十日掛合村自他雨量計觀測人ヲ囑託セラル
- 大正六年二月十一日教育上功勞不尠依テ大正二年二月島根縣令第十一號教育獎勵規程第一條ニ依リ金參拾圓ヲ島根縣知事ヨリ賞與セラル
- 大正六年三月三十一日飯石郡畜產組合掛合村部長ヲ囑託セラル

大正七年十一月十九日中央報德會主催自治講習會ニ於テ講習ヲ終了ス大正八年三月一日村長重任 (三期)
大正九年一月三十一日掛合村信用組合理事當選
大正十一年一月三十一日掛合村信用組合理事重任
大正十一年二月二十二日飯石郡教育會常議員ニ推薦セラル
大正十二年三月一日村長重任 (四期)

區會所事務所

事務所 桁行六間半 付 卸 桁行三間半 小屋 桁行三間 雪 隱 桁行一間
梁行三間半 梁行一間半 梁行一間 梁行四尺

の建物を作り、永らく事務所に當てたるものなるが、明治拾貳年拾貳月民選戸長三代竹下儀造氏就任の時、全氏宅地内(現今本宅の下にある土藏を云ふ)に移轉せらる。明治拾七年八月官選聯合戸長の出來せし時、一時掛合町千葉忠三郎(神門屏事)方に移轉せしことありしも、全年内に亦竹下氏宅地内拾五番屋敷(九百五十番地)へ移轉せらる。

明治貳拾九年拾壹月、全町八百七十二番地民舎に移りて事務取扱來りしも、時勢の進運に伴に、事務室の狹隘を來して建設の必要を認め、明治三十三年五月村會に於て村有建物を賣却し、(竹下氏宅地内舊役所)更に大字掛合町千貳百六拾壹番地に役場新築の議決し、直ちに起工、全年拾貳月落成移轉し爾來其所に

執務しつゝあり。

其建物及現在吏員は左の如し。

委員	明治四十四年三月任	村長	若槻直寬
助役	大正拾一年三月六日	帶刀芳衛	
収入役	大正拾年四月一日	白銀四郎	
書記		德島嘉四郎	
		和泉覺市	

尙村内を第一區(川上、平岩)第二區(大字、掛合町)第三區(金井、平町)第四區(郡、松尾、十日市)第五區(大見、谷、佐中)第六區(金原、西谷、奥明)の六區域に改め、各區に區長及其代理者を設置し、村長事務にして同區内に關するものを補助し、自治の實績を擧ぐることにつとむ。尙當時の各區長及區長代理者左の如し

第一區長	山口儀四郎	橋詰末太郎
第二區長	田部林太郎	白築浦太一郎
第三區長	影山孝市	唐崎彌太市

- 第四區長 大 島 覺 造 三 浦 林 次 郎
- 第五區長 三 島 信 四 郎 渡 部 利 造
- 第六區長 板 垣 久 三 郎 奥 井 良 太 郎

村是調査

明治二十二年町村實施以來、村吏員村民協力自治の發展に努力すと雖も、未だ以て國家の要求に應じ村民の福祉を圖るに足らざるを以て、明治三十五年に農事調査を行ひ、村政の參考に資せられたるも、時勢の進歩發達は年一年と變遷するにより、大正貳年十月村是調査規定を設け、大正三年三月各調査委員に於て分擔調査をなし、全四月村會に諮問し、全會の決議を経て、本村將來の施設經營の基礎を定めたり。村是調査委員左の如し。

委員長 村 長 若 槻 直 寛

第一部 村行政、公園、勝區、警備、救助、其他他事に屬せざる事項

部長 村 長 若 槻 直 寛

委員 助 役 原 團 四 郎 書記 帶 刀 芳 衛

其事務は農事村農會技手 板 垣 米 太 郎

附屬 第二部 産業、土木、獎儉

部長 村農會長 山 白 樂 幸 幹

委員 村農會技手 板 垣 米 太 郎 助 役 原 團 四 郎

區 長 大 島 常 造

第三部 教育、衛生、社寺

部長 學校校長 小 松 汀 龍 藏

委員 學校訓導 相 原 作 右 衛 門 全 村 若 槻 正 義

役場書記 帶 刀 芳 衛

掛合村々會議員

明治二十二年以降の村會議員左の通

明治二十二年四月第一期當選

一級選出 白 築 政 太 造

全 選 出 竹 下 儀 造

全 選 出 清 水 道 達

全 選 出 帶 刀 源 九 郎

全 選 出 上 日 森 文 太 郎

全 選 出 上 奥 井 清 太 俊

全 選 出 原 慶 藏

全 選 出 岡 田 房 市

全 選 出 上 岩 田 大 三 郎

全 選 出 上 落 合 太 藏

全	上	板垣喜市	全	上	岡田房市
全	上	福場由太郎	全	上	板垣豐次郎
明治二十五年四月半數改選の時當選					
壹級選出	白	築政造	壹級選出	白	築政造
全	上	日森文太郎	全	上	日森文太郎
全	上	福場由太郎	全	上	清水正五郎
貳級選出	清水正五郎		貳級選出	原團四郎	
全	上	原團四郎	全	上	德島秀三
全	上	白根久次郎	全	上	岡田和吉
廿二年四月廿二日當選 原慶藏死亡ノ後補缺					
明治二十八年四月半數改選の時當選					
壹級選出	竹下儀造		壹級選出	大島常造	
全	上	大島常造	全	上	森山右衛門
全	上	板垣喜市	貳級選出	落合文吉	
貳級選出	影山清太郎		全	上	山口德太郎

全	上	影山清太郎	全	上	板垣久三郎
明治三十七年四月半數改選の時當選					
壹級選出	白	築政造	壹級選出	白	築政造
全	上	日森文太郎	全	上	清水道達
全	上	清水正五郎	全	上	日森文太郎
貳級選出	原團四郎		貳級選出	山口德太郎	
全	上	岡田和吉	全	上	原團四郎
全	上	板垣豐次郎	全	上	飯塚團一郎
先代儀造死亡ノ爲補欠 當選明治卅八年六月廿五日					
明治四十年四月半數改選の時當選					
壹級選出	竹下儀造		壹級選出	白	築政造
全	上	落合文吉	全	上	清水道達
全	上	大島常造	全	上	日森文太郎
貳級選出	竹下伊三郎		全	上	落合文吉
全	上	岡田房市	全	上	影山清太郎

清水道達死亡ノ爲メ補缺 大正五年二月十三日當選	清水進	全上	板垣良太郎
落合文吉死亡ノ爲メ補缺 大正五年二月十三日當選	落合幹	全上	日森文太郎死亡ノ爲メ補缺 大正八年四月三十日當選
貳級選出	板垣久三郎	全上	小瀧伴藏
全上	森山市郎右衛門	全上	岡田房市
全上	三浦和一郎	全上	福場茂太郎
全上	小瀧伴藏	全上	影山捨藏
全上	福場茂太郎	全上	石飛藏太郎
全上	原團四郎	全上	板垣久三郎
三浦和一郎死亡ノ爲メ補缺 大正五年二月十三日當選	飯塚團一郎	大正十年四月改選の時當選	
壹級選出	白築政造	壹級選出	白築政造
全上	竹下儀造	全上	竹下儀造
全上	清水進	全上	清水大受
全上	日森文太郎	全上	落合幹
全上	落合幹	全上	板垣愛藏

一、村公務員心得

- 1 應接ハ丁寧親切ナルベシ。
- 2 職務ハ忠實勤勉ナルベシ。
- 3 金錢ノ出納ハ嚴正ナルベシ。

一、掛合村徽章

徽章大正貳年左記の通り制定せらる。



説明

- (×) は乗にして村名の掛に通じ。
 (+) は加にして合を意味し、合して掛合の村名を表はす。
 而して加乗共に物の増加を意味し、本村將來愈々積極
 的に發展せんことを祈りしものなり。

兵 事

維新前に於いては所謂士農工商の階級嚴重にして、藩主に依りて内外の秩序を維持せられ、士族は最上位に奉られ、農工之に次ぎ、商業は賤業なりとして輕んぜられたり。然るに士族のみにして國防に當るに不足なりとの儀起るに及び、文久慶應の頃より藩兵以外に農兵なるものを募りて訓練し、以つて非常に備へらるゝに至れり。

本村に於ては字佐中天神プロ(目下ノ公園地邊)に於て調練場と云ふを作り(註之ニ關シテハ別項ニ陣屋土地ノ舊記ヲ掲載セリ)松江藩より岡本久之助樋口登櫛田某等出張、郡内四拾余名の應募者に、鐵砲取扱の術を教授せらる。村内人として之れに出でしは千葉淺太郎等なりしと。因に一日一升の扶持米を受けたりと云ふ。

一、陣屋土地

天神プロ	下畑	九畝	參步	所有者	徳右衛門
上小	林	下畑	四畝廿四步	全	全
觀音堂	壹畝	廿一步ノ内	九步	全	又三郎
畑反	壹反	四畝	六步	全	全
五分米	七斗	壹升		全	全
新西	上り高	八斗五升二合		新西	分

石 新 田

天神プロ 下畑 參畝 參步 所有者 徳右衛門
貳分米 六升 二合

右飯石郡^本石新田^田之内御陣屋土地無畑相改此段當丑一作引遣モノ也

慶應元年丑八月

山本謙之助
横山梅次郎
三浦謙五郎
今村武三郎

此外元和元年慶應貳年慶應三年慶應四年明治二年同三年同四年、四年に陣屋廢止爾申四月改直し願上と書記にあり。

かくて國是は、萬機公論によりて決裁すべく五ヶ條の御誓文の發布となり、萬民皆政權に參與するを得るに至り、四海平等の權利義務を附與せられ、國防の任も亦國民の共同に之を負擔すべしとの議成り明治五年十一月二十八日徵兵令の發布を見、全國の男子より募集する事となりたり。

但シ月主、官吏、關子、承祖ノ孫、獨り子、獨り孫、父兄ニ代リテ家ヲ治ムル者

以上の者に限り之れを免除し、又後に至り代人料貳百七拾圓を納むる者は兵役を免れたるを以て、富者官吏其他除外者多数あり、自然貧困者の負擔すべき偏務的の事となれり。よつて明治拾六年には其弊を改め、除外者を減じて今日の如く皆兵主義の實行を見るに至る。

本村に於ける最初の徴兵は板垣愛次なりとす。當時は姫路鎮臺へ入るものにして再生歸郷を思ふものなく、六親拳族相集り生別の盃を汲み交し、近隣齊しく憐閔の情を寄せ、道行く者知ると知らざるの別なく、死出の旅路に上る若者に對して一掬の涙をおしまざりしと。

長州征伐

元治元年八月京師の變に長藩は朝敵と指斥せられ、幕府征討の師を發せらるゝや、松江藩亦幕命を承け出陣する事となり、家老黒川又左衛門本竹下に宿泊、棚橋某專正寺に宿泊し、憎往來方三成平左を指揮し、竹槍三十本を持つて川上下番所を警護せしめたるに、一日濱田藩主數名の從者を供して落來られたるに、番所のものは長州士來れると騒ぎ、一時は恐れをなして大混雜をなせしも、事實を知りて藩主を戸谷家に招じたることあり。

陸海軍管區 陸軍にありては、明治の初め廣島鎮臺の管下に屬し、次で第五師團の設置と共に第二十一聯隊に編入せられたり、後第十七師團の設置に當り、第三十四旅團管下第六十三聯隊に編入せられしが、近年更に全師團管下濱田聯隊區に屬し、第二十一聯隊の兵員を出すことゝなれり。

海軍にありては初め吳鎮守府なりしが、後舞鶴鎮守府の管區に屬せしが、現時は吳鎮守府の管區に屬し志願兵を徵募せらる。

西南の役

維新の大業成り、王政古に復せしと雖も、偶々征韓の問題起るに至り、明治十年遂に西南の役起る。政府即ち之を膺懲せんとし兵を發して西下せしめ、苦戰惡闘旬餘にして平定す。此役に官軍として從軍し遂に名譽の戦死をなせし村人あり、石原之衛氏之なり。

日清の役

明治二十七八年支那との戦争は、實に我國の世界的地位を得せしめたる特筆すべき事なりしが、本村人にして出征せるもの八名にして、各々武勳を奏して凱旋し、叙勳せられしもの左の如し。

階級	勳等種類	氏名
歩軍	旭	大島兵五郎
歩軍	旭	三谷熊市
憲曹	瑞	岩田龜五郎
歩一	旭	加藤倉次郎
歩一	瑞	千葉葉文三

北清事變

明治三十三年清國に義和團なる暴徒起り、列國これが鎮靜のため出兵せしが、中にも我國の出征兵士の奮闘は列國を驚嘆せしめたり。本村人の出征者十一名、叙勳せられしもの左の如し。

歩	歩	歩	階	級	勳等種類	氏名
一	一	二	上	上	八	板垣 甚太郎
瑞	旭	瑞	旭	旭	八	角 場 善四郎
八	八	八	八	八	八	藤 原 初太郎
瑞	瑞	瑞	旭	旭	八	藤 原 覺市
八	八	八	旭	旭	八	岡 田 惣太郎
八	八	八	旭	旭	八	岡 田 信太郎
八	八	八	旭	旭	八	德 島 元次郎
八	八	八	旭	旭	八	岡 田 蔵市
八	八	八	旭	旭	八	飛 田 茂三郎
八	八	八	旭	旭	八	若 林 長四郎
八	八	八	旭	旭	八	杉 谷 良之助
八	八	八	旭	旭	八	千 葉 嘉藏

日露戰役

明治三十七八年日露交戦起るや、學國一致して此大敵に當り、善戦遂に吾に利あり、列國の膽を寒かしむ。此戰役に本村人にして出征せるもの四十一名、内戦死者二名、病歿者四名にして、他は武勳赫赫、故國に凱旋の上左の通り叙勳せらる。

輻	砲	工	階	級	勳等種類	氏名
輪	一	二	中	尉	五	三 谷 熊 市
瑞	瑞	瑞	旭	旭	五	白 築 國 太 郎
八	八	八	旭	旭	五	小 瀧 伴 藏
八	八	八	旭	旭	六	藤 原 角 市
八	八	八	旭	旭	七	飛 田 藏 市
八	八	八	旭	旭	七	渡 部 銀 三 郎
八	八	八	旭	旭	八	千 葉 嘉 藏

工	步	步	輻	看	全	輻	騎	輻	輻	全	全	全	全	全
一	一	上	輸	手	輸	一	輸	上						

瑞	瑞	旭	瑞	瑞	瑞	瑞	旭	瑞	瑞	瑞	瑞	旭	瑞	瑞
八	八	七	八	八	八	八	七	八	八	八	八	八	八	八

山	上	岡	森	與	堀	渡	千	橫	松	板	千	石	金	石
口	村	田	下	井	江	部	葉	木	原	垣	葉	飛	弦	飛
儀	堯	惣	勘	吉	由	虎	良	忠	伊	板	房	榮	乙	茂
四	民	太	五	太	五	三	之	藏	四	次	藏	三	市	藏

全	全	全	輻	步	步	步	步	步	步	步	步	步	砲	工
			輸	一	一	上	一	一	二	二	二	一	一	一

旭	旭	瑞	旭	旭	旭	旭	旭	旭	瑞	瑞	旭	旭	旭	旭
八	七	八	八	八	七	七	七	七	八	八	八	八	八	八

渡	若	清	清	白	板	藤	岡	加	福	金	若	若	坂	白
部	林	原	水	菊	垣	原	田	藤	場	弦	林	林	田	築
豐	茂	林	岩	音	甚	覺	元	倉	茂	斧	久	房	甚	太
三	三	太	市	次	太	市	次	次	三	市	之	次	郎	郎

輻	輪	瑞	八	西	村	喜	太	郎
工	一	瑞	七	杉	谷	長	四	郎
步	一	旭	八	白	築	浦	太	郎

明治三十八年戰役に於て軍人以外の文官其他の叙勳者

旭七 掛合村長 板垣榮次郎

銀益 掛合村書記 千葉信市

全戰役に於ける戰病歿者

△戰死

陸軍歩兵少尉 白築國太郎

陸軍歩兵一等卒 德島信太郎
△病死
陸軍輻重輪卒 渡部卯三郎
陸軍歩兵一等卒 渡部銀三郎
陸軍歩兵上等兵 岡田惣太郎
陸軍歩兵二等卒 小林政次郎

明治三十七八年役殊勳者畧歴大要

△陸軍砲兵特務曹長 勳七等 小瀧伴藏畧歴

一、明治二十九年九月十五日砲兵科生徒トシテ陸軍教導團へ入團同三拾年十一月二十日砲兵科卒業同二十六年九月一日砲兵一等軍曹同十月十八日第五聯隊ヨリ野戰砲兵第十一聯隊付ヲ命ゼラル三十二年十二月砲兵軍曹（中略）

一、三十五年四月廿一日九龜陸軍兵器支廠付ヲ免ゼラル三十六年十二月七日陸軍兵器本廠付ヲ命ゼラル

一、三十七年三月十一日砲兵曹長
一、三十七年七月六日特設部隊第二攻城砲廠動員下附同日同廠へ配屬同七日横須賀要塞砲兵聯隊へ到着
出師準備同廿三日同地出發同二十六日門司着八月四日御用船第二永田丸乗組出帆同八日清國青泥窪着同

十日青泥窪出帆同日柳樹屯へ上陸十二日ヨリ旅次行軍トシテ金州普蘭店、南瓦房店、得利寺、北瓦房店熊岳城、蓋平、大石橋ヲ經テ同廿五日海城着同所ニテ野戰工廠開設鞍山站、首山堡、遼陽ノ戰鬪兵器材料ノ修理同九月十日遼陽へ前進同所ニ於テ兵器材料ノ修理及戰利兵器材料ノ整理ニ從事同年十月三日第二攻城砲廠ヨリ第二軍戰利臼砲隊付トナリ河公堡着（沙河會戰）同月八日ヨリ前進十一日砲臺子着第三師團司令官直屬トナリ英後牛叢軍官屯八家子林盛堡紅凌孤家子ノ各地ニ戰鬪三十八年一月十三日獨立重砲兵旅團砲廠ヲ命ゼラル十七日砲兵特務曹長ニ任ゼラル同廠運搬部付任命旅順ヨリ北送セル重砲輕鐵材料卸下及引渡ノタメ炭坑驛ニ駐在三月三日五里街へ歸廠（奉天會戰）各砲臺へ彈藥輸送勤務三月二十五日砲廠奉天へ前進ニ付共ニ蘇家屯北方分岐点停車場へ前進同月二十八日奉天へ到着五月二十六日再度第二軍戰利臼砲中隊へ配屬六月二日自庵子へ前進附近ニテ砲臺構築等八月二十日露休戰條約結バレ其儘白庵子ニ駐在同月三十日中隊効績調査委員ヲ命ゼラル十月十六日平和克復
三十九年一月二日凱旋ノタメ自庵子出發同十二日大連ヨリ乗船同十八日宇品上陸一月廿二日第二軍戰利

白中隊復員ヲ命ゼラル同廿三日廣島灣要塞砲兵大隊ニテ殘務整理二月十五日東京へ出發戸山學校ニ於テ殘務整理三月一日整理結了解散三月三日廣島灣要塞砲兵大隊へ復歸三月十五日同聯隊付七月五日休職ヲ命ゼラル

賞 與

一、明治三十八年五月三十日叙勳八等授瑞寶章三十九年四月一日叙勳七等授青色桐葉章並功七級金鷄勳章年金壹百圓

一、大正十二年十月一日恩給法數回ノ改正ノ結果恩給年額四百貳拾圓ヲ給セラル

△陸軍工兵曹長 功七等 藤原角市 畧歷

一、明治三十三年十二月一日徵兵トシテ第五師團工兵第五大隊第二中隊へ入營同三十四年十二月一日上等兵、同三十五年十二月一日伍長同三十六年十一月三十日滿期除隊、同十二月一日豫備役編入、三十七年四月十九日動員令ニヨリ召集セラレ日露戰役ニ從軍セリ。

一、左記所屬中隊長ノ同戰役從軍概要調書ヲ掲ゲテ戰役中ノ經歷ニ代フ

明治三十七八年戰役從軍概要

陸軍工兵曹長 岡 田 角 市

右者明治三十七年四月十九日動員令同月廿四日應召工兵第五大隊第二中隊分隊長ヲ命ゼラレ同年五月十

七日宇品港出帆同月廿一日清國張家屯ニ上陸強行軍ノ後同廿三日ヨリ廿五日迄鹿圈子ヨリ金州ニ通ズル前進路修築殊ニ奮勵能ク迅速ニ作業ヲ完成シ以テ我が作業ヲ容易ナラシメ翌廿六日金州南山ノ攻擊ニ際シテハ前夜來強雨ヲ冒シ砲兵陣地及進入路ノ構築ヲ爲シ我砲兵ヲシテ好時機ニ有利ナル砲戰ヲ開始スルヲ得セシメ爾後敵陣地ノ占領ヲスル迄砲兵掩護ニ從事セリ

次デ中隊ト共ニ晝夜兼行旅團砲兵ヲ輔ケテ北進シ六月六日ヨリ同拾一日迄炎天ヲ冒シテ二家屯附近ノ陣地構成ニ從事シ得利寺附近ノ戰鬪ニ參加シテハ六月十五日砲兵肩墻ノ構築ヲナシ又同月廿八日ヨリ七月四日迄敵火ノ防害ヲ受ケタルモ克ク磊子山附近ノ困難ナル軍路開鑿並補修ニ從事シ以テ蓋平攻擊ノタメ師團ノ切迫セル隘路進出ニ支障ナカラシメタリ七月六日ヨリ九日ニ至ル蓋平附近ノ戰鬪ニ參與シ通路ノ開設及砲兵ノ掩護ニ任シ殊ニ八日夜敵前蓋州河徒涉場ノ偵察ヲ命ゼラル、ヤ時會々暗夜咫尺ヲ辨ゼズ加フルニ前面ノ敵狀ハ全ク不明ニ屬シ偵察頗ル困難ニシテ而モ師團ノ攻撃前進ハ翌朝ニ迫リシヲ以テ此任務ノ成否ハ實ニ師團ノ作戰ニ大ナル影響ヲ及ボスベキ重大ナル事タリ之ニ於テ伍長ハ他ノ兵卒ニ先ンジテ水深及河底ノ不明ナル水中ニ入り歩々敵ニ接近シツ、備サニ之ガ偵察ヲナシテ標示シ遂ニ敵岸ニ達シテ此危險ナル任務ヲ達成シ拂曉攻撃部隊ヲシテ迅速ニ且安全ニ渡河ヲ了ラシメ師團ノ作戰ニ至大ノ裨益ヲ與ヘタリ以上伍長ノ動作ハ冒險ノ任ニ當リ全ク其目的ヲ達シタルモノナリ

七月十三日ヨリ十六日迄蓋州河ノ架橋ニ從事シ兵站勤務ニ大ナル利益ヲ與ヘタリ

七月二十四日大石橋附近ノ戰鬪ニ當リテハ羊草勾北方高地ニ於テ砲兵陣地及進入路ノ構築ヲ爲シ我ガ砲兵ヲシテ優勢ナル敵砲兵ト對戰スルヲ得セシメ次デ同日午后五時頃砲兵觀測所ノ構築ヲ命ゼラル、ハ部下ノ分隊ヲ率ヒテ之ニ從事シタリ然ルニ該觀測所附近ハ常ニ敵ノ砲火ヲ蒙リ作業着手後更ニ猛烈ヲ極メ作業ノ續行頗ル困難ナリシモ而モ優勝ナル敵砲兵ニ對セル我砲兵ニ在ツテハ觀測所設備ノ有無ハ我ガ威力ヲ發揚シ戰鬪ヲ進捗セシムル上ニ於テ缺クベカラザルモノタリ是ニ於テ伍長ハ猛火ノ中ニ立チテ毫モ屈セズ部下ヲ激勵シテ作業ヲ繼續シ迅速ニ完成セシメタリ以上伍長ノ動作ハ猛烈ナル敵火ヲ冒シテ剛膽勇奮シテ衆ヲ勵マシ迅速ニ作業ヲ完成セシメタルモノナリ

七月卅一日拆木附近ノ戰鬪ニハ砲兵陣地ノ構築軍路ノ修築ヲ爲シ戰鬪ノ進捗ヲ助ケ又八月七日ヨリ九日ニ至ルマデ北大嶺通路附近ノ岩石ヲ穿テ連日降雨ヲ冒シテ縱隊路ヲ構成戰鬪ノ作戰ヲ容易ナラシメタリ遼陽附近ノ戰鬪ニ際シテハ八月三十一日「シヤオヤンズイ」東北方ノ堅固ナル敵陣地ヲ攻撃スルニ當リ最モ苦戰ヲ極メタル步兵二十一聯隊ノタメ副防禦破壞班(二十二名)田中小隊長ノ指揮ニ屬シ同日正午頃敵彈雨中ノ下ヲ前進シ田中小隊長以下多ク途中ニ於テ死傷シ茲ニ指揮官ヲ失ヒタルモ尙殘存セル三名ノ兵卒ヲ勵マシテ目的地ニ達シ第二破壞班ニ加ハリ中隊ノ全部突撃ヲ待テ破壞作業ヲ實行セリ以上本人ノ動作ハ將校重傷ヲ負ヒ指揮ヲ執ルモノナキ時ニ當リ之ニ代リテ兵卒ヲ指揮シ依テ以テ其任務ヲ遂行シ中隊ノ當日偉大ノ功ヲ奏シ威狀ヲ授與セラレシニ與ツテ最モ力アリタルモノナリ

九月二日中隊ノ步兵四十一聯隊ニ屬シ遼陽南設堡陣地ヲ攻撃セルトキ我部隊ハ敵前二三百米突ノ「ケンリジュアン」村端ヲ占領セルモ敵火ノ猛烈ナル敵地ノ雜草ニ覆ハレテ殆ド之ガ觀察ヲナス能ハザルヲ以テ其陣地ノ偵察ヲ十分ニ爲ス事能ハズ我火線ヨリ一步前進セバ忽チ死傷ヲ生ジ步兵部隊モ遂ニ斥候ヲ出サバルニ至リシヲ以テ同夜中隊ハ岡田伍長ニ其前地ノ偵察ヲ命ズ伍長ハ山口上等兵以下二名ヲ率ヒ沈着豪膽敵ノ火線前五十米突ニ潛行シ「ケンリジュアン」ヨリ南門ニ通ズル道路附近ノ敵陣地ノ形況ヲ偵察セリ其將ニ歸途ニ就カントセル時我盛ニ射撃ヲ開始セルヲ以テ伍長ハ遂ニ重傷ヲ負フニ至リタリト雖モ猶ホ屈セズ兩陣地ノ中央ニ潛伏シ射撃ノ熄ムヲ俟テ中隊ノ許ニ辛フジテ匍匐歸還シ其偵察セシ所ヲ報告シ後後方ニ收容セラレタリ其豪胆ナル實ニ兵卒ノ模範タルニ足ルベク其報告ニヨリ始メテ前地ノ地形ヲ確カムルヲ得翌三日夜ニ於ケル中隊ノ步兵ヲ指揮シテ行ハセタル突撃ニ妙カラザル功益ヲ與ヘタリ九月二日負傷ノタメ入院十月廿八日退院復隊シタリ十月廿九日ヨリ三十八年一月盡日ニ至ルマデ中隊ト共ニ第四軍左翼隊ノタメ長嶺子腰屯附近ノ接觸セル敵前ニ於テ敵ノ防害並嚴寒ト戰ヒツ、日夜部ヲ督勵シテ防禦工事ニ精勵シタメニ敵ノ奇襲ヲシテ毎ニ無功ナラシメタリ又黑溝臺附近ノ戰鬪ニ際シテハ急速強行軍ヲナシテ之ニ赴キ同年二月ヨリ同盡日ニ至ル迄復ビ接近セル敵前ニ於テ柳條口長義套附近ノ危險ニシテ困難ナル防禦工事ヲ實施シテ敵ノ企圖ヲ挫折シ師團第一線部隊ノ減少ヲ得ルニ至ラシメタリ奉天ノ會戰ニ當ツテハ三月一日步兵第廿一聯隊ト共ニ柳條口北方小丘ニ據レル敵ヲ攻撃シ我ノ死傷續出

シ加フルニ第一線散兵ノ彈藥缺乏スルニ至ルヤ彈藥補充ノ任ニ當リ此丘阜ヲ占領スルヤ敵ノ猛火ヲ冒シテ防禦工事ニ從事シ以テ敵ノ逆襲ヲ擊退シ陣地ノ占領ヲ確實ニスルコトヲ得セシメタリ

二月二日中隊ノ重砲兵聯隊ニ屬スルヤ陣地ノ構築觀測所ノ設置ニ從事シ殊ニ五日午前十時半頃崔家堡東北方砂山ニ於テ我重砲兵ハ猛烈ナル敵砲ノ側撃ヲ受ケ人馬ノ死傷續出シ今ヤ射撃ノ中止セザル可カラザル苦境ニ陥ラントシ而モ前面ノ戰鬪ハ益々激烈ヲ極メ砲兵ノ援助ヲ俟ツヤ切ナリ此時ニ於テ軍曹ハ該砲兵肩墻ノ増築ニ任ジ敵ハ愈々猛烈ニ射撃シ砲彈雨下シテ作業ノ繼續頗ル困難ニ陥リタルモ剛胆勇敢ナル本人ハ毫モ撓マズ益々部下ヲ督勵鼓舞シ之ガ爲メ能ク迅速ニ作業ヲ完成シ砲兵ヲシテ側射ノ危險ヲ免ガレ砲戰ヲ持續スルコトヲ得セシメタリ以上同人ノ動作ハ猛烈ナル鐵火ヲ冒シ工事ヲナスニ當リ剛胆勇奮以テ衆ヲ勵マシ迅速ニ作業ヲ完成シタルモノナリ

三月六日後備獨立野戰砲兵第四大隊ノタメ茲ニ又敵砲散飛ノ内ニ在リテ迅速ニ一ヶ大隊ノ肩墻ヲ構築シ有利ナル砲戰ヲ開始スルコトヲ得セシメタリ

四月廿一日ヨリ廿七日迄奉天停車場ヨリ莫家堡西方舊鐵道橋ニ至ル間ノ輕便鐵道敷設並ニ同材料ノ運搬ヲ實施シ以テ永久橋材料ノ搬送及倭家堡兵站司令部ヨリ奉天停車場ニ輸送スベキ兵站業務ニ至大ノ便益ヲ與ヘタリ五月六日七日ノ兩日興隆臺南方遼河上ノ縱列材料軍橋ノ架設並ニ其附近通路ノ補修作業ニ從事シ翌八日歩兵第廿一旅團及糧食一縱列ノ渡河ヲ了ラシメタリ同十三日ヨリ六月六日迄老邊西南方遼河

上ノ應用材料軍橋架設ノタメ「マツウヤ」ニ於テ橋脚舟ノ修理ニ從事シ之ガタメ同架橋ヲ迅速ニ完成セシメ次デ六月十一日ヨリ十月十六日迄日々昌圖附近第五師團防禦正面ニ於ケル本陣地及陣地内部後方ノ諸交通路軍橋等ノ構設補修ニ從事シ殊ニ十月九日ヨリ十一日迄東清鐵道昌圖停車場ヨリ昌圖府ニ至ル尋常鐵道ノ路盤ノ構築並ニ輕便鐵道ノ敷設ニ際シテハ奮勵能ク切迫セル期間ニ於テ之ヲ完成シ政畧上ノ目的ヲ達スルコトヲ得セシメタリ

明治三十八年十二月三十日

陸軍工兵大尉正七位勳五等功五級 杉 山 正

一、明治三十八年十二月一日曹長ニ任ジ同月廿六日大連出帆同三十一日宇品港ニ歸着同三十九年一月十七日召集解除歸郷

一、明治三十九年一月二十四日再ビ現役ニ服シ原隊ニ入隊同年十月十四日工兵第五大隊附ヲ免ジ藝豫要塞司令部書記ヲ命ゼラル同四十二年五月三十一日服役滿期歸郷今日ニ到ル

賞 與

一、明治三十九年四月一日同戰役ノ功ニヨリ工兵大隊叙勳者總員千九百四人中首位ヲ以テ勳七等功六級

ニ叙セラル

一、明治四十二年七月陸軍恩給法ニ據リ年額貳百九拾參圓(當初年額九十三圓ノ處其後二回ニ亘リ増額

セラレ現給トナルヲ給與セラル

一、陸軍人員

(大正十二年度調)

現		役		豫		備		役		後		備		役		歸		休		兵		補充				
將	校	准	士	官	下	士	兵	卒	將	校	准	士	官	下	士	兵	卒	將	校	准	士	官	下	士	兵	卒
1	1	1	7	1	1	3	1	6	2	2	3	5	2	1	5	7	1									

一、海軍人員

(大正十二年度調)

現		役		豫		備		役		後		備		役		歸		休		兵		補充			
將	校	准	士	官	下	士	兵	卒	將	校	准	士	官	下	士	兵	卒	下	士	兵	卒	下	士	兵	卒
1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

一、國民兵 第一、一七人 第二、一二九人

有位人員

(大正十二年度調)

帶勳人員

(大正十二年度調)

將	下	兵				校	士	卒				將	下	兵				校	士	卒															
										從七位													正八位												
																							二												
										計													計												
										二													二												
將	下	兵				校	士	卒				將	下	兵				校	士	卒															
										勳五等													勳六等												
										勳七等													勳八等												
										勳九等													計												
										一																									
																							六 五												
										二 〇													二 六												
										計													計												

金鷄勳章受領者

(大正十二年度調)

功六級 功七級 計

種	類	年	額	氏	名
全	除	恩	給	金百七十一圓	板垣甚太郎
全	除	恩	給	金百六十五圓	永田良之助
全	除	恩	給	金百七十一圓	明山恒次郎
全	除	恩	給	金百七十七圓	安食勝三郎
全	除	恩	給	金二百三十圓	谷口次郎右衛門
全	除	恩	給	金百五十圓	加島峯幸
全	除	恩	給	金百九十二圓	柳樂朔一郎
全	除	恩	給	金百九十五圓	上村堯民
全	除	恩	給	金百八十五圓	奥井武利

恩給受領者

(大正十二年度調)

種	類	年	額	氏	名
退	職	恩	給	金四百二十四圓	小瀧伴藏
免	除	恩	給	金貳百九十二圓	藤原角市
全	除	恩	給	金百九十八圓	藤原覺市
全	除	恩	給	金百九十五圓	岡田元次郎
全	除	恩	給	金百八十五圓	杉谷長四郎

壯丁體格檢查成績

(大正十二年度調)

年	別	甲	種	第一乙種	第二乙種	丙	丁	戊	計
大正八年		四	五	七	二	一	一	一	一六
大正九年		七	五	七	二	一	一	一	二七

大正十年	六	二	三	一	二〇
大正十一年	六	一	二	一	一三
大正十二年	七	二	六	一	二〇

五四

壯丁教育程度 (大正十二年度調)

年 別	中 等 程 度	高等小校卒業	尋常小校卒業	計
大正八年	二	二	二	一六
大正九年	二	三	二	一七
大正十年	四	一	一五	二〇
大正十一年	一	四	八	一三
大正十二年	二	七	一一	二〇

掛合村在郷軍人會

過去數回の戰役に鑑み、在郷軍人の品位を高め、軍事思想を啓發し、地方良民の模範たらしむると同時に、益々軍人精神の鍛鍊と、軍事智識の増進を圖り、併て會員相互扶助慰籍の方法を講せんため、明治三十九年十一月三日の天長の佳節に、掛合村役場階上に於て之が創立總會を開き、會則諸規定を協

定し、左記役員及顧問を定めたり。

會長	陸軍砲兵特務曹長	小 瀧 伴 藏
副會長	輜重兵曹長	原 哲 郎
幹 事	陸軍歩兵軍曹	飛 田 藏 市
	全歩兵上等兵	藤 原 覺 市
顧 問	掛 合 村 長	板 垣 榮 次 郎
同	掛 合 村 書 記	千 葉 信 市

帝國在郷軍人會掛合村分會

明治四十三年帝國在郷軍人會組織せらるゝに及び、同年十一月三日帝國在郷軍人會松江支部飯石郡聯合分會管轄の下に、帝國軍人會掛合村分會と改稱し、本部並支部郡及聯合會の規約に準據し、規約並諸規定を定む。其當時の役員左の如し。

會長	陸軍砲兵少尉	日 森 大 受
副會長	全特務曹長	小 瀧 伴 藏
理 事	全工兵曹長	藤 原 角 市
全	全歩兵軍曹	飛 田 藏 市

五五

監事 全砲兵軍曹 柳樂朔一郎
顧問 掛合村長 若槻直寬
小學校長 小汀龍藏

一、明治四十四年五月松江支部長ヨリ帝國在郷軍人會掛合村分會旗ヲ授與セラル

一、明治四十四年規約貯金規定ヲ定ム

一、大正四年四月一日陸軍管區變更ノ爲メ飯石郡ハ濱田聯隊區ノ管轄下ニ編入セラレシヲ以テ本分會ハ

濱田支部ノ管轄下ニ屬セシメラレタリ

一、大正七年五月七日假想動員演習ヲ施行シ濱田支部長河田中佐ノ檢閲ヲ受ケタリ

一、大正九年三月二十一日定規總會ニ於テ本部規約ニ基キ本分會規約ノ改正ヲ行ヒタリ當時ニ於ケル分會役員左ノ如シ

分會長 砲兵少尉 日森大受
副長 砲兵特務曹長 小瀧伴藏
理事 (常務) 歩伍 原官一
全 (常務) 歩上兵 影山金市
岡田友次郎

全 卒 白樂浦太郎

全 會 員 山崎長明

全 會 員 落合藏善

一、大正十年七月本村小學校々庭擴張工事ニ際シ本村分會員ハ全員夫役一人宛寄附其工事ヲ援助セリ

一、大正十一年三月山崎監事退會ニ付キ選舉ノ結果左ノ通り當選ス

全 會 員 正 會 員 福 場 昇

一、大正十一年十一月十七日濱田支部古賀少佐ヨリ諸帳簿ノ檢閲ヲ受ク

一、大正十二年二月十一日副長小瀧伴藏ハ陸軍大臣ヨリ表彰ノ上銀盃授與セラル

一、大正十二年三月三十一日規約貯金現在六千二百二十余圓ニ達シ全年四月三十日本村招魂祭ノ際濱田

支部石川中佐臨席セラレ規約貯金ノ情况ハ成績優良本郡第一位ニシテ支部下ニ於テモ良位ニ屬スル

旨賞詞ヲ與ヘラレタリ

一、大正十三年三月二十日定規總會ニ於テ左ノ通り役員改選ス

分會長 歩 伍 原 官 一
副長 全 渡 田部 正 大 信
理事 (常務) 歩上兵 影 山 金 市

軍人優待會

明治三十七年三月廿五日創立

會長 白 榮 幸 幹

理事 板 垣 榮 次 郎 千 葉 信 市

主ナル事業トシテハ、現役軍人優待及應召軍人家族救護慰問ヲナス
大正十二年末役員 會長 欠員中 理事 若 槻 直 寬

一、陸軍測量部水準點四基 明治二十三年四月新設通知アリ其場所ハ左ノ如シ

第二二九六號 字出店下モ(身内原下モ向)

第二二九八號 字平岩 橋詰末太郎宅向

第二二九七號 字佐中 落合吉太宅前道路

第二二九六號 字前松尾通稱三日市 三浦猶市宅北角

一、陸軍測量部三角点規標 明治二十七年五月新設其場所左ノ如シ

規標加第五號 追 奥 四千二百二番地山林 追 組 持

全 第六號 四千五百十二番地山林 白 築 政 造

全 第拾號 石原奥 三千三百六十三番地山林 岡田儀四郎

諸官廳

警察沿革

藩政時代に於ける警察事務は甚だ單純なるものにして、多くは社會的相互制裁によること多かりしなり。時に往來方なる役人ありて事務を執掌することあり、又鉢屋中より數名を郡廻りに採用し、持手を携へて郡内を巡邏せしめたり。而して犯罪人が鉢屋の手に縛せらるゝや、往來方郡役人共に訊問して調書を作り、藩廳に具狀して裁許を得。重罪の者にありては、藩より吟味方出張して郡役人立會判決をなす。判決已に終れば之れを郡牢に投じ、鉢屋監守の任に當る。上リ尾は未決囚を拘留する處にして、大低鉢屋の宅を以て之に充つ。蓋し鉢屋は尼子氏以來由緒あるを以て之を十、阿彌に分ち、各郡に配置せしものなり、但し郡牢は三刀屋村に置かれたり。

維新後は、羅卒なるものをして之に代らしめ、洋服を着し棒を抱きて部内を巡視せしめたりしが、後之を捕棒と稱し、又更に巡查と改めて帶剣をなさしめ、遂に現今の制に及べり。是れ明治八年三月の事なり

掛合警察署

掛合警察署は明治八年始めて掛合警察署として創設せられしが、其後木次警察署に合併せられ、明治十二年木次警察署掛合分署と改稱せらる、其當時に於ける管轄區域は「掛合町掛合村吉田町吉田村多根村頓原村坂本村原田村宮内村反邊村朝原村松笠村波多村大呂村穴見村深野村曾木村上山村神代村六重村中野村里坊村乙加宮村根波別所村入間村」の二十五ヶ町村なりしが、明治二十二年四月一日、町村分合改稱と同時に掛合警察署と改稱せられ、飯石郡一圓の内掛合村多根村松笠村三刀屋村吉田村田井村一宮村飯石村鍋山村中野村波多村須佐村ノ十二ヶ村を其管轄區域となし、又同時に赤名村に於ける木次警察署赤名分署を掛合警察署赤名分署と改稱し、赤名村來島村志々村頓原村の四ヶ村を其管轄區域となす。赤名警察分署は大正十一年二月末廢止となり、三月より掛合警察署の直轄となる。全時に赤名警部補派出所となる。

掛合警察署舊廳舎は明治十一年有志の寄附に依り建築せられたるも、事務の加ふるに従ひて廳舎の狹隘を生じ、歲月の経過と共に漸次腐朽に傾き、殆んど其用に堪へず。加之大正六年二月雪害のため玄關其他に大破損を生じ、又大正八年四月、赤名町大火と相前後して掛合町火災の際類焼し、擊劍場其他を燒

きたれば、執務上不便尠からず、爲に大正十年初春、舊廳舎敷地百十一坪及建物全部を舊の所有者竹下儀造氏へ賣却し、掛合川大橋に沿ひたる字川原に白築政造氏所有田地四百八坪三合八勺を代金壹千五百三十一圓にて買收し、總工費貳萬壹千六百六十六圓三十二錢を投じ、大正十一年三月十一日工を竣り、三月二十三日財部知事の臨場を得て盛大なる竣工式を舉行せり、時の署長は畑野甚太郎氏なり

歴代署長には福尾文太郎、芝沼一則、關口幸美、樋口市三郎、市村祥彦、木村榮、松田虎次郎、田中畔見齊、米原伊三郎、澁川俊雄、松本正行、福尾文太郎、松浦浩、天野綱次郎、中島發太郎、葛城祐太郎、岩崎徳次、三代寛一郎、石川重太郎、畑野甚太郎、佐々木茂丸、河本藤太郎、森脇安市、畑野甚太郎、田中幸重の諸氏なり。

防火警戒設備

本村には須所聯合役場時代より、龍頭水ポンプの設備を私設し、常に火防に心を用ひ居たるも、不幸明治二十九年四月十日小學校全部を焼失し、近隣數戸も又類焼の災に蒙りたる事あり。其他特記すべき大火無し。偶々失火ある時は、寺院の梵鐘を亂打して住民を警戒し、住民相互に各自所有の消防器具を携へ鎮火に奔走せしものなり。而して明治四十年四月一日福場茂太郎氏を組頭とし、私設消防組合を組織し、變に應じて一警に動作し得る準備をなせり。後大正三年八月二十二日前記の組合を改め徳島嘉四郎氏を組頭にし、新式腕用ポンプを購入し、公設消防組を造るに至る。而して戸口の増加と共に、其必

要を一層感するに及び、大正八年一月十四日に新に一臺のポンプを購入し、組頭を山崎長明氏に改め第一部、第二部の組織とせしが、第四區に於て今一臺ポンプの購入せらるゝに及び、大正十一年八月十九日、第三部消防組を組織し、從來より在りし龍頭水ポンプは、第六區西谷部落へ移して不時の用意に備付くることとせり。

火災の主なるは古にありては神社、宗圓寺の焼失ありし事を傳ふ。維新當時長州征伐のことある頃、庄屋々敷庫に火藥あるに失火し、危険をおかし消止めたることありと。以後明治二十八年十日市門之内より失火「崎」(大島)と共に焼失し全二十九年小學校より失火多數の類焼を見るあり。全三十七年郡大前は落雷の爲焼失す。其他高巢板垣藤次郎方、大志戸西原、清水坂、徳島飯次方、境杖藤原龜太郎方、岩田旅館、帶刀芳術方等所々に失火のことありしが、最近に於ける大火は大正八年四月奥井勘四郎方より失火し白菊、高尾、清水氏宅を始め、紅葉座東竹下の醬油庫等多數の類焼あり、多額の損失を蒙りたることなり。

裁判所掛合出張所

明治貳拾壹年拾壹月參日今市治安裁判所掛合出張所として堀尾守真若槻直寛兩氏によりて創設事務を取扱はる。敷地は掛合町竹下儀造外五拾壹名の献納にして、明治貳拾壹年八月七日許可を得、全貳拾貳年四月貳日土地引渡済、其際畑地參畝貳拾五步宅地拾坪五合六勺あり、且表門通路敷地は畑地壹坪七合

宅地八坪參合あり。同貳拾參年七月貳拾五日引渡済となる。而して明治貳拾參年八月拾壹日司法省用地第二種に編入さる。

應舎壹棟 七間半 土藏壹棟 二間半 便所二棟壹坪にして、全部會木葺明治貳拾貳年拾月拾日引渡済なり。以上の寄附金參百七拾八圓參拾錢五厘にして、内九拾圓貳拾貳錢敷地代金、貳百八拾八圓八錢五厘建築費なり。

裁判所管轄及出張所名稱區域の異動左の如し。

自明治貳拾壹年拾壹月參日 至全貳拾參年拾月(日不詳) 今市治安裁判所掛合出張所

區域

掛合町村、吉田町村、民谷、上山、深野、曾木、川手、中野、六重、須所、神代、坂本、波多、入間、穴見、大呂、反邊、原田、宮内、朝原、松笠、多根、里坊、乙加宮、根波、別所、殿河内、栗谷、多久和、上熊谷、三刀屋町村、下熊谷、古城、高窪、給下、伊堂

自明治貳拾參年拾月 至大正二年四月貳拾日 木次區裁判所掛合出張所となる

區域

掛合村、吉田村、中野村、松笠村、多根村、田井村、須佐村(分村前ノ村)

自大正二年四月二十一日 至大正六年八月十四日 松江區裁判所掛合出張所となる

區域

掛合村、吉田村、中野村、松笠村、多根村、田井村、東須佐村、西須佐村ノ内大字反邊

自大正六年八月十五日
至大正七年一月 今市區裁判所掛合出張所となる

區域

掛合村、吉田村、田井村、中野村、飯石村、三刀屋村、一宮村、鍋山村、多根村、松笠村、東須佐村、西須佐村大字反邊

大正七年を以て木次區裁判所を設置せられ、飯石郡は全所の管轄となれり。

全年區域左の通り改正今日に至る。

掛合村、中野村、田井村、吉田村、多根村、松笠村、東須佐村、西須佐村、波多村

右明治貳拾壹年治安裁判所以前の土地賣買手續に就ては詳細を知る得ざるも、舊藩時代は之れを庄屋年寄方にて取扱ひ居たるものにて、之れを明治五年八月區制實施せられ區會所に引續き、後明治六年地檢調（地租改正）のこゝとあり、明治十年十一月地券証下附以來は、賣買の際此の地券証を郡役所に差出し、裏面に郡長に授受の承認を受けることゝなれり。而して明治十九年に登記法實施せられ、郡内を三分し、頓原（役場内）掛合（郡役所内）三刀屋（役場内）の三箇所にて其事務を取扱ひ居たるものか、其後登記法改正と同時に治安裁判所設置の法令出で、三刀屋、掛合を合併し、掛合町に今市治安裁判所掛合出張所を設置せられ、當時郡役所内にての事務主任堀尾守眞氏及三刀屋戸長役場用係若槻直寛氏兩氏引續き其の

任に當られたりと。これ地券証廢止は其以後のことなりと。

飯石郡役所

明治十一年掛合町有志者に於て郡役所敷地（小瀬伴藏氏宅ノ上即チ專正寺ノ下）を起工し、更に廳舎一棟土藏一棟小屋一棟を建築して、島根縣に相當の貨料を受けて貸與することゝし。明治十二年二月掛合町原藏氏宅を以て假郡役所創設せられ、全年四月舊區會所より事務を引繼ぎせり。

明治三十年六月建坪百十三坪建築費四千七百五圓余を費へて、時の郡長中村秀年氏現今の位置に公會所を新築せられ今日に至る。從來の郡長氏名は

石原虎三郎、佐々布温、吉田保人、村上信夫、中村秀年、藤田幸年、三宅新太郎、大道繁太、高木虎槌石栗魏、長濱庭三郎、間宮龍真、福田源次郎

飯石郡農會事務所

畜産組合

飯石郡農會は明治二十九年四月、全產牛馬組合は三十四年九月共に飯石郡役所内に創設せられ、事業の發展と共に事務所の狹隘なるに及び、明治四十一年十一月兩團體共同にて現今の位置に事務所を建築移轉せり。

大正四年一月法律第一號畜産組合法發布に基き、產牛馬組合を畜産組合と改稱せらる。

衛生

然るに明治八年頃種痘の法施行せられ、其の普及と共に痘疹は跡を絶ちたり。疫病として赤痢病明治二十九年全三十年に流行し、罹病者三十余名に及び、死者をも多數出せしが、近年時勢の進歩に伴ひ、村民の衛生思想發達し來り、一方醫術の進歩と共に飯石郡醫師會の活動により、講演講習會或は衛生展覽會活動寫眞會等、種々の方法によりて其の思想の普及徹底を期せられしなり。

二十八

第二十八區掛合村五百八十四番邸

種痘

禿觀善四男無涯

右左
顛顛
不
感

明治八年七月十九日

第二十八區吉田町三百八十五番邸

灘町醫院

種痘醫常松謙齊印

全區掛合村六百六十八番邸

種痘醫 秦敬保 印

清潔法

往時は毎年十二月十三日を以て煤拂の定日となし、家の内外を大掃除し、新春を迎ふる例なりしが、明治三十八年十月市町村清潔法規則制定せらるゝに及び、毎年春秋二期に大清潔法を行ひ、家屋内は勿論、下水溝渠便所其他不潔の場所悉皆掃除するを例とし、町村吏員は警察官と共に巡回検査を行ひ、之れが徹底を期するに至る。

隔離病舍

隔離病舎は字佐中白築政造氏所有の二千四百四十五番地宅貳百四坪及豫備地として田地叁畝貳拾九步掛米壹石四斗九合三勺にて借受け、明治二十九年八月左記の如き病舎を建築せり。

事務所 壹棟 桁行 三間半 梁行 二間半

病舎 壹棟 桁行 六間 梁行 二間半
 死室 壹棟 桁行 貳間 梁行 一間半
 兩便所 壹棟 桁行 壹間 梁行 五尺
 醫師

本清水家は祖先彌、右衛門、氏豊臣秀吉公朝鮮征伐の際従軍、爾來累代斯道に従事し、現代清水進氏に至る。然して全家の分家清水保太氏及清水清氏は共に本家の業を助け、本村は勿論隣村の衛生状態をも指導啓発せらる。

其他に第四區に奥井元泉、全清、俊雨氏醫業に従はれしも、今は無し。字佐中には秦敬保氏、三島謙朝氏ありしも之れ又なし。

又看護婦及産婆としては村内に各四名あり。それぐ其技能を發揮しつつあり。

交通

本村は出雲藩より安藝へ通する要路なれば、往昔より旅人の通行する者多かりしならんも、道路は粗惡にして殆ど河川に沿ひ、溪谷を過ぎたるものなり。されば徒歩に依らざれば馬に跨るか、乃至は宿籠に依り人肩に厄介なりしものなり。荷物亦牛馬の背を以て運びしものなれば、所謂駄賃馬、驛傳の制に

依りたるものなり、

驛傳取締役として日森文太郎氏拜命せられ居たることあり

從來本街道は、左記の通縣道に編入せられ、改修せらるゝと共に、諸種の發明普及に依り、交通運搬に一大變革を來せり。

人力車の本村に最初來りしは明治二十三年頃なりしも、村内にて營業開始は唐崎政造氏明治二十年頃舊道を曳きたる頃より始まり、其時の車体には彩色ある繪畫を用ひ居たりと、人力車數の多かりしは明治二十六年頃にして、村内に參拾數臺を有することありしも、近時自轉車の流行と自動車の運轉とに依り其影を薄らざたり。

自轉車が本村を最初通過せしは、明治二十四年頃外國人二名に依り、三輪車及二輪車に乘車し來たりたるに、村民驚き入れるに初まり、村内にて使用するは明治四十年頃よりなり。而して影山猶八氏自轉車店を開業せしは、明治四十四年五月なるが、其際村内には拾四臺の自轉車ありしに過ぎず。尙當時全氏は郡内全業者の第二人目なりし有様なるが、大正十二年に至りては無慮二百臺の全車を見るに至り、血氣盛んなる壯青年に於ては自轉車に乗らずんば肩身の狭きを覺ゆる有様なり。

自動車は明治末期より開始の計畫を立てこれが運轉を企てしも結局失敗に歸し居たるが、大正七年頃より木次町に本社を有する三葉自動車會社は、木次三次間を運轉開始するに及び成効し今日に至る。

亦道路開通と共に荷車の流行を見、百余臺の荷車により荷物の運搬をせしも、大正六七年の好景氣時より荷馬車の流行となり、全車にて荷物の運搬を盛ならしむるに及び、道路の破損を生ずる事夥だしくなれり、尙村内に十數臺の全車あるに加へて隣村より來り運送業をなすもの亦數知れざる程あり。

道路

假定縣道（元尾街道と稱す）に就ては前述の如く、昔時の縣道は幅壹間半にして、山間僻地の凸凹なる間を通過し、可成耕地潰地せざるの方針なりしもの、如く、交通上車行不通は勿論、諸物貨運搬等實に不便なりと言ふべし。然るに世の進運に伴ひ、道路改修の必要を認められ、時の島根縣令境二郎氏其の改修の計畫を樹て、即ち明治拾六年拾月貳拾九日より、掛合村町の測量に着手、爾來着々畫策せられしが縣令更迭され、後任縣令藤川爲親氏之に代り、赴任以來着々計畫遂行せんが爲め、寄附金の勧誘に努められ、明治拾七年貳月拾七日掛合村より寄附金献納出願し、全年六月二十八日付許可を得たり元來本線路は松江市を基点として、山口に通ずるもの、鳥取に通ずるもの、及廣島に通ずるものを以て本縣下の三大線路となし、各線路共改修することを時の島根縣會に提出し、議決を経て之を實施することとなれり。然るに計畫中藤川縣令は明治拾八年八月貳拾七日突然病死せられ、次で明治拾八年九月四日縣令龍手田安定氏赴任せられ、前計畫を繼續實施せらるることとなり。

明治拾八年に至り、廣島街道即ち我が飯石郡内の改修工事に着手し、全貳拾年に至る參ヶ年間に全部開

通することとなり。但し飯石郡全部の開通は貳拾壹年拾壹月頓原村字吹ヶ峠に於て盛大なる舉式ありたり。又里熊橋は拾九年に落成式を行ひたり。

掛合村内に係る改修道路の爲め潰地反別其他の負擔を擧ぐれば左の如し。

潰地反別 道路延長三千四百十間

田 五反九畝參歩 畑 壹反貳畝貳拾壹歩七合

宅 參畝六歩七合 山 七反九畝八歩

敷地 貳畝六歩 芝生地 壹歩

畦畔 八畝廿六歩五合 荒田 貳畝十九歩八合

溝渠 壹歩貳合 墓地 七歩（以上民有地）

堤防 拾歩九合 里道 貳畝貳拾八歩參合

溝渠 拾壹歩壹合（以上官有地）

潰地買上代 金參百四拾五圓四錢六厘

建物移轉料 金百參拾四圓參拾貳錢四厘

寄附金惣額高 金千參百貳拾參圓貳拾壹錢貳厘

但し明治拾七年度より全拾九年度迄參ヶ年に半分完納之の人員參百五人

掛合町 金貳百拾六圓九錢貳厘
掛合村 金千百〇七圓拾貳錢

郡道掛合道

掛合村元第二種掛合村より須佐村へ通する道路なり。之の道は、明治貳拾五年四月貳拾參日第一回實地測量に着手し、全年五月二十九日に終り、其後第二回實地變更のため全貳拾七年四月及貳拾八年拾月の兩度實地測量を終れり、工事は明治貳拾八年度の始めに於て着手し、全年度内に完成す。此の延長凡そ千貳百拾壹間八步、工費總額九百七拾四圓六拾五錢九厘を要せり。

潰地反別 壹町參反六畝五步五合

地價金四圓貳拾九錢八厘、此の買上代金貳拾圓四拾錢壹厘、此潰地の内譯左の如し

田反別 拾六步 畑反別 貳拾九步

宅地反別 拾七步 山林反別 一町參反三畝十七步

埋火葬地 六千四步 田畦畔 貳步 五厘

畑畦畔 八步

第二種道路中は村費支辨なりしが、大正四年四月壹日郡道に編入せられ、爾來本線路は郡費の負擔に屬せり。

郡道吉田道

掛合村より吉田村を経て仁多郡界道を稱す。此道は大正四年四月壹日郡道に編入せられ、大正五年度中に線路決定せられ、翌六年度より全拾年度迄五ヶ年繼續事業として經營せらる。本村は關係村として郡費負擔の外に、夫役代納金の負擔を受くること、なれり其額は 夫役參千八百拾六人役六步 此壹ヶ年平均七百六拾參人四步づ、此代金千參百參拾五圓八拾壹錢其一ヶ年平均貳百六拾七圓拾九錢づ、五ヶ年間、毎年支出すること、なり。

大正七年參月貳拾參日午前拾時字平岩に於て起工式舉行し、大正拾年十一月二十一日吉田村に於て竣工式舉行せり。

右掛合道及吉田道の二線は、大正十二年三月末郡制發止と全時に縣道に編入せらる。

村道 大正九年三月三十一日村會の決議に依り村内左記の路を主要路線と決定す。

一、川上吉田線 自掛合村道路元標 至吉田村界掛合村字高巢 卅五町十四間

一、掛合瀧谷線 自掛合村道路元標 至松笠村界掛合村字林木谷 十八町十八間

一、掛合松笠線 自全 前 至掛合村字段林 廿九町四十五間

一、増砂松ヶ峠線 自掛合村字増砂 至松笠村界掛合村字段林 十一町十間

一、中ノ瀬中野線 自掛合村字才之木 至掛合村字梨之木峠 十七町十五間

一、佐中穴見谷線 自掛合村字佐中家廻リ 至掛合村字中川原 十一町三十四間

右の如く村の中央を縣道縦貫し、吉田松笠よりの車道も開通し居れるが故に、村内を車輛の通過すること多大なり。殊に大正七年より三葉自動車會社が、木次三次間の自動車運轉を開始するに至り、其便益を蒙ること大なり。

諸車の年次比較表を掲ぐれば左の如し。

年次	馬車	荷車	人力車	自轉車	計
大正十二年	一五	一〇二	五	一〇五	二二七
明治四十五年	二	一二五	一五	二二	一六四

旅宿

本村は松江より廣島に通ずる要路として、古より交通繁かりしが、縣道開通以來はことに陰陽連絡の大線路として一層交通上の重要地たり、されば高貴高官の人々も、先づ松江を發して掛合宿泊の上三次迄を一日の行程とし、かくて廣島に至るを常とせり。而して交通稍開けてよりは、松江より掛合迄を半日の行程とし、掛合に於て中飯をするに至れり。飯石郡誌中に左記のことあり。掲げて參考に供す

『掛合ノ地ハ出雲ヨリ安藝ニ通ズル要路ニ當ルヲ以テ、古今文人名士ノ巡歴セシモノ少カラザル中ニ太モ、其前半生ハ慶長元和ノ戰ノ巷ニ於ケル勇士トシテ、其後半世ハ詩書ニ名高キ詩仙堂主人タル石川丈山ハ、嘗ツテ此地ニ來遊シ、其覆轡集中ニ「過懸合」ト題シテ吟シテ曰ク
峭壁斷崖千仞空。 檜松蒼鬱露冥濛。

岩頭石鼻尤危徑。 僕馬不前山谷中。

其註ニ「在藝雲之間」トアルハ、蓋シ松江ト廣島トノ間ヲイフナルベシ。僻遠ノ地ニシテ此詩人ノ筆ニ上ル掛合ノ地モ亦光榮ナル哉」

尙明治三十四年四月日本赤十字社島根支部總會に御臺臨のため御來縣あらせられたる小松宮彰仁親王殿下は、御歸途本郡御通過あり、同月二十六日掛合町清水家に御宿泊あらせられたることあり。

かくの如く掛合は今日の如き山間の一小部落たらずして天下の掛合たれば、古の郡長村長の如きも、是等貴族知名の士の送迎に心を碎くこと屢々なりしなり。

されば一般旅人も又何れより來るも殆ど掛合に一夜を憩ふを常とせり。故に驛宿として宿屋業を營む家も古くより多數ありたるが、神戸屋、中屋、竹下屋、新屋等は今は廢業したり。

岩田旅館の開業は凡六拾余年前にて、一時大に繁昌したるが、阪鶴丸の航路開け、やがて山陰線の開通するに至りて、旅人の數少くなり昔日の姿を止めず。

島田旅館は貳拾年以前より開業せしが、主人市太郎進取の氣象に富み、常に改善を圖り遂に大正八年三階を増設し、近隣に其壯觀を誇り、旅客も多數に及び以て今日に至る。
其他金弦旅館岩本屋等あれども、前記二旅館に及ばず。

郵便局

掛合郵便局は明治五年七月一日、掛合町竹下莊太郎氏掛合郵便取扱掛合驛局長に任せられ、同人宅に郵便局を開設し、後竹下儀造氏局長に交代し、全貳拾五年拾月五日迄繼續勤務せらる。全貳拾五年拾月六日清水正五郎氏掛合郵便局長に任せられ、全時に全人宅へ郵便局移轉、其后八百五十七番地（現今清水氏藥局ノ處）に郵便局移轉、更に大正元年拾壹月四日八百五拾五番地ノ二、へ郵便局舎新築移轉せらる而して局長には大正拾壹年十月五日福場茂太郎氏清水正五郎氏に次で就職せられたるも、大正十二年三月十日死亡に付、當時飯石郡蠶業技手たりし全氏の長男福場昇氏後任せらる。郵便局に電信事務開始の事は、明治二十五年十月貳拾五日電柱建設線路調査に着手、全貳拾九年參月迄に建設を終り、全四月頃より開通實施となる。尙一般公衆電話は明治四拾叁年一月拾六日掛合局内に設置、全日より掛合警察署に通話し得、次で四月二十九日より掛合稅務署、飯石郡役所、粕淵銀行掛合支店、岩田金藏、橋詰末太郎方へ開通せり、更に大正十年五月九日、島田市太郎方へ通話を得るに至る、其后大正十二年度に竹下儀造、日森大受、今市銀行掛合支店、雲陽銀行掛合出張所へ通話を得るに至れり。

財政

舊藩時代收租の事詳かならざるも、松平直政公入國當時は殆ど一定の率なかりしも、後万治元年（後四一八三）岸崎時熙（照三作）の出るに及び、辻見、立見の法を立て、地方役人を定め本地方添地方竿頭帳の各役務を分擔せしめ春秋二季に地方を巡視し、上納米を決せしものなり。而して田畑の上下によりて石盛の標準を定めたり。

(田) 上々、十七又ハ十六。上、十六五、中、十四三二下、十二又ハ一石 下々、九、七
新下々、七、五 (畑) 上、九 中、七 下、五 下々、三

(註) 石とは一反に一石の位を謂ひ、十は反につき石なり、其他之に準ず。

寛延三年（桃開天皇一七五〇四元）小川庄右衛門、田部彦九郎、宇治太四郎、鹿島小一郎四氏を檢地使となす。

本村内の調査表によると

本田高 千五十三石五斗一升六合 本田高ノ内万定引高 七十三石四斗九升二合
差引殘高及其耕地面積 二八〇・〇二五 八〇・二九一二

田 方	石 高	八三八・一五八	耕地面積	五九・五一五
畑 方	石 高	一四一・八六七	耕地面積	二〇・七七二七

石新田

石新田	高	九・五四〇	内万定引	●〇〇〇〇
田方	石高	七・五三二	面積	一・二〇〇〇
畑方	石高	二・〇〇八	面積	〇・八八一五
山札米		二・九〇〇	山畑成米	一・四九六五
定小物成	村	一三七・二〇〇	町	七六九・二〇〇〇

(註) 山札米とは、野山全然の御立山にて薪樵をなし、又は柴草入會に刈取る役目米なり。

山畑成米とは、本田に入難き高山竹原山等にて、肥料運搬に難く、柴草杯を墾として粟、熊子、蕎麥等
を一作掛り二三年も作り、又他へ切替ふるを以て、普通山畑切替畑といふ。税米は一反に付六七升より
三升位の土地あり。

定小物成とは、種々の税目を總稱するなり、

小繫割、之れ目下に村税に屬するものにして、村中にて入用の諸費用を、村役人頭百姓立會之を監査
し有高に割りて人民より徴收す。

庄屋給は物成百石につき、五斗五升五合の割合を以て藩庫より支給せらるゝものなり。

高役、村方井手川浚道橋等村の土木水利に關する費用は、村役人之を檢め、其費用を課するに當り

有高百石に付三十人、又一戸につき幾人と其村々の慣例を標準として徴收せり。故に目安を重に有高に
置きしにより高役と云ふ。

因に古記中輪別高あり。

町後口	高	七十三石二斗三升八合	金井平	高	八十石六斗五升
大向	全	五十八石三斗九升三合	佐中	全	七十四石三斗五合
穴見谷	全	九十五石一升八合	郡リ	全	六十一石八斗三升
金原	全	三十六石九斗二升三合	十日市	全	六十三石二斗三升二合
松尾	全	六十二石八斗八升七合	奥明	全	四十七石四斗六合
西谷	全	四十七石四斗一升一合	川上	全	五十四石七斗七升六合

十二輪 七百五十五石七斗〇九合

明治七年掛合村受高 九百五十二石九斗一升一合

戸數 二百四十七戸 村 五十五戸 町 計 三百〇二戸

人數 千百十三人 村 二百十八人 町 計 千三百二十三

明治八年掛合村受高 (八年二月納)

高 九百四十六石五斗六升 本田 高 九石一斗四升一合 新田 合計九百五十五石七斗一合

戸數 二百三十八戸 村 外七戸 全居住 戸數 四十七戸 町 外七戸 全居住
戸數合計 二百九十戸
人數 千百四十二人 村 全 二百一十一人 町 合計 千三百三十六人

(註) 高^①は上代は六尺五寸平方を一步として反畝を計りしも、松平氏入國以來は、六尺三寸半を用ひて反別を計り、其地の^②上納すべき納米高を算出決定せる額を云ふ、今の地價に相當するものなり。右の石高の稱を以て納税するの制は、明治六年七月二十八日廢止の布告發せられ、地租上納と云ふことに改められたり。

(上 論)

朕惟フニ租税ハ國ノ大事、人民休戚ノ係ル所ナリ。從前其ノ法一ナラス。寛苛輕重、率子其平ヲ得ス。仍テ之ヲ改正セント欲シ、乃チ所司ノ群議ヲ採リ、地方官ノ衆論ヲ盡シ、更ニ内閣諸臣ト辨論裁定シ、之ヲ公平畫一ニ歸セシメ、地租改正法ヲ頒布ス。庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン、主者奉行セヨ

明治六年七月二十八日

第二百七十二號

今般地租改正ニ付舊來田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ更ニ地券調査相濟次第土地ノ代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ

以テ地租ト可相定旨被仰出候條改正ノ旨趣別紙條例之通可相心且從前官廳並郡村入費等地所ニ課シ取立來候分ハ總テ地價ハ賦課可致、尤其ノ金高ハ本税金ノ三ケ一ヨリ超過スヘカラス候條此旨布告候事

明治六年七月廿八日

太政大臣 三 條 實 美

右の旨趣によりて田畑貢納の法を廢し、地租改正達せられたるに付、爾來着手し、明治八年に至りて完成す。地租改正に係る諸費金千貳拾四圓八拾參錢八厘九毛
地租改正前後の地租額左の如し

一、明治五壬申 高 千百貳拾七石貳升六合

此ノ貢米 五百七拾四石九斗壹升參合

此ノ代金 千五百六拾六圓參拾八錢五厘

但シ玄米壹石ニ付貳圓七拾貳錢四厘五毛六餘

外ニ 八圓七拾七錢 岩 米 代

參拾壹圓五拾錢四厘 口 米 代

七拾壹圓九拾四錢貳厘 冥加米代

合 納 金 千六百七拾八圓六拾錢壹厘

二、地租改正當時貢租高 金貳千四百六拾八圓

三、地租改正濟當時地租高 金千九百七拾六圓五拾錢貳厘

而して此際各地主には、地券証を交附せられ、(地券証ノ寫別紙ノ通り) 爾後土地賣買の際は、賣買兩主の連署を以て戸長役場を経、郡役所に於て名義書換をなせしものなり。

地押調査

先きに地租改正のことありしも、實地と異なる所あるにより、明治十八年四月六日付島根縣御達並に全郡役所、丙第二〇四號達に依り、明治十八年九月地主より、左記委員に地押調査とて實地調査を委任し、明治二十一年九月貳拾參日完成す。

調査委員

白 築 政 造	竹 下 儀 造	日 森 文 太 郎
白 築 新 太 郎	落 合 太 藏	帶 刀 源 九 郎
福 場 由 太 郎	岡 田 房 太 郎	岩 田 太 三 郎
大 島 常 造	白 根 久 次 郎	坪 倉 文 吉
帶 刀 房 三 郎	泉 定 十	

調査費

明治十八年 金七拾貳圓八拾八錢八厘 全 十九年 金參百參拾六圓八拾六錢貳厘

全 二十年 金九百參拾參圓八拾參錢五厘 全二十一年 金四百五圓拾五錢貳厘
計金 千七百四拾八圓七拾參錢七厘

田畑特別地價修正

更に明治二十二年八月、法律第二十二號に依り、各地地價の公平を期する爲地價修正を企てられ、

明治貳拾貳年九月より着手全二十三年に終る。其經費百九拾貳圓八拾錢參厘を費せり。其結果

田反別 百三十八町八畝二十七步五合 地 價 五萬八千參百參拾九圓貳拾六錢壹厘

此ノ修正額 四萬八千八百貳拾貳圓六拾五錢貳厘

但シ百圓ニ付 八拾參圓六拾八錢七厘四毛七余 此ノ步合 一割六分二厘一毛二五三

畑反別 五十四町四反一畝二十四步二合 地 價 八千八百八拾九圓九拾九錢六厘

此ノ修正額 八千六百六拾五圓參拾九錢四厘

但シ百圓ニ付 九拾壹圓八拾四錢九厘貳毛四貳四五余 此步合 八步一厘五毛〇七五七五五

明治二十五年末現在の地所は左の如く記しあり

官有地 七三町四反一畝一八步九三四

民有地 二〇〇七町二反〇畝六步

民林ノ反別總數一七八九町八反三畝二一步

森林 森林總數 一二三四町九反四畝二四步
山地 一二三〇町二反六畝一七步
平地 四町六反八畝〇七步
草山 五五四町八反八畝二七步

更に明治四十四年の調には左の如く記しあり

面積六百三十六万九千一百一十一坪四合

地目別反別表 一、民有地

地目	反	別	地	價	池沼	雑種地	畦畔	墓地	合計	外宅地
田	一、四六三・四二八五	反	四、〇九三・三〇〇		・一二七	・七〇〇	三二・九〇六九	二二・二一六	三〇、三六〇・四〇七六	室、西二四五〇
畑	六〇七・七二九二	反	七、三六六・六八〇							
宅地	四〇〇・二五五五	反	一四、〇四一・六八〇							
山林	一七、八九五・九二一	反	一、二六五・五九〇							
原野	五八・一〇九	反	五・三九〇							
合計										

地目別反別表 二、官有地

外宅地四〇〇・二五五五

社境内

山林	・九二四	島根縣用地	・三二一・五	道路	二天一・四〇〇・四
井戸數	・三〇〇	司法省用地	・四一五・三	堤塘	一九畝九〇六二
郡村宅地	・〇一六	用惡水路	三九・一〇〇・五	舊跡地	・〇〇二
河川	・〇二二		四一四・六二一・五	計	七三六反五〇八・四

更に大正十一年調査に依ると

面積 一方里三分二厘 東西二十八町 南北一里卅一町

土地反別 官有地 七三九反

田	一、四七六反	四、〇四四・〇〇	免租地	四八反	二二・〇〇
畑	六〇一反	七、二八二・〇〇	免租年期地	一	六三・〇〇
宅地	四一、二七八坪	一四、五三三・〇〇	一反ノ地價	最高	五・〇〇
山林	一七、八八〇反	一、一九〇・〇〇	畑	最高	三七・〇〇
其他	六〇反	五・〇〇	宅地	最低	二・〇〇
計	二〇、〇一七反	六、〇四四・〇〇	山林	最高	九五・〇〇
	四一、一七八坪			最低	一・〇〇
				最高	五・〇〇
				最低	一・〇〇

基本財産

(明治三十五年調)

土地反別 二九三二反四二六 貳千四百四拾五圓七拾五錢
 建物 九十六坪 五百圓 諸公債 參百五拾圓 現金 五拾九圓八拾五錢
 合計 參千參百五拾五圓六拾錢

(明治三十五年調)

土地反別 二九一九反三〇三 參千四百四拾五圓
 建物 二〇七坪 壹千參拾五圓

諸公債 貳千六百五拾圓 現金 百五拾九圓五拾貳錢六厘 貸付金 貳百貳拾八圓
 合計 七千五百七拾七圓貳拾六錢

(大正元年調)

土地反別 二八二三反一〇二 壹万四千百九拾壹圓
 諸公債 八千百五拾圓 預金 四百貳拾五圓五拾五錢五厘

合計 貳万貳千七百六拾六圓五拾五錢五厘

村普通財産

土地 二〇〇反 參千圓 建物坪數 三一三坪七合五勺 五千六百五拾四圓貳拾貳錢

小學校基本財産

土地 一〇二、九一一 千百四拾圓 預金 五百四拾六圓七拾錢

村有財産中諸公債証現金は、大正十一年五月二十四日村會の議決によりて、本村小學校改築費に充つる爲賣却し、現金共壹万八千圓を一時支消し、改築費に要したる村債償還終り、年度の翌年度より、毎年參千圓づゝ六ヶ年間に積戻すことゝなれり。

尙大正拾二年度調査によれば左の如し

一、村基本財産

(大正拾貳年度調査)

田 壹反壹畝貳拾四步 畑 壹反壹畝步

宅地 拾坪 山林 貳百九拾貳町六反壹畝拾參步

預金 百四拾參圓五拾壹錢六厘

翠引山々林

面積 七拾六町參反參畝拾貳步ノ内

拾六分ノ一大正十二年七月二十七日買入 此代金貳千五百圓

特別基本財産獎勵資金

預金 七拾五圓九拾四錢 公債 額面貳百圓

勸業債券 額面百參拾圓 (內五分利七拾圓
四分利六拾圓)

基本財産罹災救助資本

預金 百七拾七圓九拾七錢 公債 額面壹千六百五拾圓 (五分利)

國庫債券 額面貳百圓 (五分利) 勸業債券 額面貳百貳拾圓 (四分利)

普通財産

救恤資

預金 貳百九拾八圓五錢 國庫債券 額面百貳拾五圓

村役場敷地

宅地 二百三十七坪

小學校敷地

宅地 七百三十五坪 畑 五畝八步

雜種地 一畝四步 獸畜死屍埋沒所 四畝步

公園地

畑 一反七畝十一步 山林 七畝二十一步 代七百參拾參圓拾六錢

建築ノ部

校舎 六百貳拾一坪八合 (五棟) 奉藏庫 壹坪 (一棟)

村役場 四拾貳坪 (五棟) 隔離病舎 貳拾七坪貳合五勺 (三棟)

家畜市場 百貳坪貳合五勺

地券之寫シ (表面)

明治八年改正

地券

出雲國飯石郡掛合村千二十三番字地頭所
同國同郡同村

持主.....某

一、耕地六畝廿五步

代價 金拾六圓四拾八錢

此百分ノ三 金四拾九錢四厘 地租

明治十年ヨリ 此百分ニテ半 金四拾壹錢貳厘 地租

右檢査之上 授與之

地券証 上ノ字中ノ印

割印

花紋

大日本帝國政府

桐紋

明治十年十一月十七日

島根縣

島根縣

日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラズ此券狀ヲ有スベシ
日本帝國外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ權利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルト
モ日本政府ハ地主即チ名前ノ所有ト認ムベシ
日本人民ノ此券狀ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ベ
キ權利アル者ニ賣買讓渡質入書入スルヲ得ベシ賣買讓渡質入書入等ヲナサン
トスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スベシ若シ其規則ニ因ラズシテ此券狀ヲ有スル
トモ其權利ヲ得ザルモノトス

出雲國飯石郡掛合村

某

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治二十年二月十五日

主事

飯石郡長村上信夫

郡長
之印

公有財産

掛合村基本財産蓄積は條例に基き、大正三年度より年々之れを蓄積す、
又不動産利用方法として、左記の通り實施せり。

現在村有林反別 二百九十二町六反一畝十三歩

内 譯

村經營に關する二十九町六反余歩は字中瀧字ス、デ、ハ、木谷及ヲ、モ、谷にあり。大正三年度より個人貸付を
なし、三極を間作せしめ、其代價として杉檜を栽培せしむる方法により造林せり。

牧 場

牧場は毎年度春秋兩期間村内住民に牛馬の放牧を許し、毎期使用料として一頭に付、金五拾錢以上參
圓以内の範圍に於て徵收するものとす。之の牧場内字中瀧には、明治三十四年三千本、杉造林をなせる
ものあり。島根縣部分林は、反別林八十二町二反余あり。明治四十四年度より全四十四年まで繼續造林せ
り、其收益は地上權者百分の八十、土地所有者百分の二十の定めなり。

島根縣農會部分林は、反別八十五町二反余あり。明治四十一年度より大正四年度迄八ヶ年間繼續殖林を
なし、收益は地上權者八土地所有者二の割にて分配する筈なり。

土地貸賃は、三極栽培を目的とする者に、一町歩に對し玄米一斗乃至二斗づゝを徴し、二十ヶ年内を一
期として貸與す。其反別二十五町八反に及ぶ。

大正八年一月地上權百分の八十を縣より千六百六十八圓にて買入せり

學校基本

財産は、明治四十四年三月、若槻村長就職し、學校基金なきを嘆じ、就職紀念として村内有志者に、

原資の寄附並に慶事のあるとき應分の寄附する事に規約の賛同を得て、原資千六百八拾四圓の寄附を得爾來蓄積規程を設け利倍増殖し、大正三年一月現在公債額面貳千圓の基礎を得るに至れるが現在にては

學 林 拾壹町貳反九畝拾壹歩
預 金 參百五拾壹圓五拾四錢

尙不動産利用として、字大川平十町二反九畝余歩の學林を有し、杉檜の造林せるものあり。

罹災救助資金の條例に基き大正二年度より七ヶ年間に於て、本村戸數一戸當り金參圓以上に達する様、村費にて積立て之れに縣費補助を加へ目下左の如し

(基本財産ノ項ニ記シタルニ付畧ス)

(參考)

一、大正拾貳年五月小學校改築の際村基本財産及小學校基本財産一時支消額

△村基本財産ノ部

高壹万五千百五拾參圓六拾五錢

内 譯

金四 百 圓

金五百五拾圓

國庫債券額面四百圓賣却代
全 上五百五拾圓賣却代

金壹万貳千四百九拾九圓拾五錢

金千七百四拾貳圓五拾錢

金參百拾貳圓

以上計 金壹万五千百五拾參圓六拾五錢

此填積金年次表

金 參 千 圓

金 參 千 圓

金 參 千 圓

金 參 千 圓

金參千百五拾參圓六拾五錢

計 金壹万五千百五拾參圓六拾五錢

△小學校基本財産ノ部

高參千七百拾圓四拾六錢

内 譯

政府保管ニ係ル証券額面
(貳千七百圓社債貳拾圓賣却代)

預 金 ヨ リ 繰 入

現 金 ヨ リ 繰 入

但 支 消 高 全 部

大 正 二 十 年 度

全 廿 一 年 度

全 廿 二 年 度

全 廿 三 年 度

全 廿 四 年 度

金 參 百 圓

金 百 貳 拾 四 圓

金 貳 千 貳 百 拾 壹 圓 七 拾 貳 錢

金 參 百 五 拾 圓

金 七 百 貳 拾 四 圓 七 拾 四 錢

合計金 參 千 七 百 拾 圓 四 拾 六 錢

此 填 積 金 年 次 表

金 千 八 百 五 拾 五 圓

金 千 八 百 五 拾 五 圓 四 拾 六 錢

計 金 參 千 七 百 拾 圓 四 拾 六 錢

國庫債券額面參百圓賣却代

勸業債券額面百貳拾圓

賣却代及現金四圓

政府保管ニ係ル證券ノ額面

面貳千五百拾圓、勸業債券

六百拾圓賣却代

國庫債券參百五拾圓賣却代

預 金 ヲ リ 繰 入

大 正 廿 五 年 度

全 廿 六 年 度

納 税

納税の事往古の事は知るに由なきも古記に

一、寛延三庚午四月掛合村御檢地帳前

一 石 新 田

田 反別惣計一町四反九畝十五步 八斗代ヨリ 分 米 八石六斗九升二合

畑 反別惣計壹町貳反四畝參步 四斗代ヨリ 分 米 貳石八斗七升

田 畑 反別貳町七反三畝十八步 二斗代マデ 分 米 拾壹石五斗六升二合

山 畑 反別惣計貳町九反九畝九步 米 成 二石四斗九升六合五勺

但反ニ付奉納米五升ヅ、

とあれば、此當時の田畑反別及上納米は極僅少のものゝ如し。而して地租改正當時までは、米納制なれば所々に郷藏と稱する土藏ありて、之れに納米せしものなり。本村には

金原（現今藏原倉市氏屋敷）及平岩藏本（現今安井初太郎氏屋敷）にあり。

金原郷藏は取こわし堀江万市氏住宅となる之れ其後焼失せりと

「平岩郷藏ハ桁行四間 梁行二間 草屋根 明治十二年九月取毀ス」

郷藏に納米せし物は、藩費に充當せらるゝものにて、村の土木水利に關する井手川浚道橋等に要する費用は、村役人之れを檢め、營繕をなすに當りては、有高百石に付夫役幾人、又一戸につき幾人と標準を定め、徴收使役せるものなり。故に今も高役の名ある所以なり。

地租改正前後の地租額は左の通りなり

明治五壬申 高千百貳拾七石貳升六合

此ノ貢米五百七十四石九斗一升三合 但シ玄米壹石ニ付貳圓七拾貳錢四厘

明治四十五年に於ける納税高

國稅 四千七百八拾七圓 縣稅 貳千五百參拾四圓 村稅 四千〇〇壹圓

之れを大正十二年度に見るに

國稅 九千參百七拾六圓 縣稅 九千參百七拾七圓 村稅 一萬三千四百十六圓

時代の進運と物價の騰貴とによりて、其膨張は止を得ざるとなり。之の村費歳出に見るときは

土木費 九拾圓 教育費 五万千貳百參拾參圓 衛生費 貳百五拾六圓

勸業費 百九拾八圓 其他 壹万貳千〇七拾六圓

前記の如く、近年は相當多額の租税を負担せるも、滞納者は殆ど無く、期間内に納金済の好成绩を得るに至りたれば、大正八一年月及大正十二年一月の兩度廣島稅務監督局より表彰を受くるに至る。然し明治三十年頃には、其義務心の乏しきためか、實際生活程度の低く勉勵心に乏しきに據るか、每期滞納者多く、當局は徴收に苦心せしものなり。

而して租稅徵收法は、明治六年七月始めて地租改正條例及施行規則を定め、地券調査濟次第地券記載の

地價百分ノ三を以て地租と定め、全十年一月に至り、更に之を減じて地價百分ノ二個半となし、全年十一月地租金納に特例を設け、田方に限り人民の請願に依りて其半額を米納となすことを許されたり。全十七年地租條例を制定し、地租は地價百分ノ二個半を以て一年の定率と定めたりしが、全三十一年十二月地租條例を改正し、三十二年分より三十六年分迄市街宅地租に於て百分ノ二個半、其他の地租に於て百分ノ八を増徴す。全三十七年四月非常特別稅法を以て市街宅地に地價百分ノ五個五、郡村宅地に地價百分ノ三個五、其他の土地に地價百分ノ一個八を、三十七年分より之を増徴せしが、更に三十八年一月非常特別稅法を改正し、市街宅地に地價百分ノ十七個五、郡村宅地に地價百分ノ五個半、其他の土地に百分ノ三個を増徴せり。然るに明治四十三年三月、地租條例に大改正を加ふると同時に、非常特別稅法を廢し、田畑は地價百分ノ四個七、宅地は百分ノ二個半、其他の土地は百分の五個半に定め、全年四月宅地々價修正の發布により、宅地の地價を修正し、四十四年分地租より修正地價によりて之を徴收し、かくて大正三年三月に至り、田畑の稅率を百分ノ四個半に改正せらる。尙所得稅法營業稅法等にも時々改正ありて稅率にも變更ありたり。

△村費決算額

明治廿二年	千參拾貳圓	明治三十年	貳千貳百五拾八圓
明治廿五年	九百參拾五圓	明治卅五年	五千八拾五圓

明治四十年	四千百九拾圓	大正拾年	貳万貳百九拾八圓
大正元年	八千五百五拾七圓	大正十一年	六万貳千八百拾三圓 (學校改築費ヲ含ム)
大正五年	八千六百七拾六圓		
大正八年	壹万四千三拾六圓	大正十二年	貳万六千四百拾五圓

本村民力調査

本村に於ける貯蓄思想は年一年と向上せる有様にて、學校兒童始め、各種團體及個人の貯蓄額逐年増加の傾向ありて、村内貯金額の見積は不可能なるも松江銀行掛合支店を始め今市、雲陽、山陰貯蓄の各銀行、各支店等を置き、預金募集に力を入れ、各銀行共に相當成績を挙げつゝあり。加ふるに郵便貯金信用組合にも預金の額少なからず。

生産物品も明治二十五年の調査には

扱芋 八八貫 七九圓(上一圓四十錢 下八圓八十錢) 木材 二五〇〇〇才 三七五圓(二錢)

牛 牝八頭 牡七頭 一二〇圓(一〇圓五)

明治二十九年調査 生産品

種目	數量	價格	單價	葉煙草	一五〇貫	四〇〇	三〇〇
米	二、二一〇石	一八七五圓	八五〇	藍	三〇〇貫	六〇〇	二〇〇
大麥	二、三三八石	一四二八圓	六〇〇	生人參	一二〇貫	一五〇	一六〇
小麥	五八石	四八七圓	七〇〇	馬鈴薯	五〇〇貫	二五〇	〇五〇
粟	八石	五六〇	七〇〇	蘿蔔	四一〇〇貫	八二〇	〇三〇
大豆	五〇石	三九五〇	七九〇	漆汁	四貫	五〇〇	一三〇
小豆	一八石	一四〇〇	八〇〇	楮皮	三〇〇〇貫	四〇〇	一五〇
豌豆	四石	二八〇	七〇〇	蕪	一〇〇〇貫	三〇〇	〇三〇
蕎麥	三八石	二二八〇	五六〇	牛蒡	八〇〇貫	八〇〇	二〇〇
黍	六石	二六四〇	四四〇	葱	一〇〇〇貫	七〇〇	〇七〇
榎實	一〇〇〇貫	一〇〇〇	一〇〇	茶生葉	四〇〇貫	八〇〇	二〇〇
繭	二二〇石	九〇〇〇	四〇〇	番茶	七〇〇貫	一〇五〇	二五〇
里芋	一〇石	五〇〇〇	五〇〇	桑葉	三八〇〇貫	三四二〇	〇九〇
蒟蒻	五〇〇貫	七五〇	二五〇	桑苗	四〇〇〇本	四〇〇	〇二〇
麻苗	二五〇〇貫	一、二五〇〇	五〇〇	杉苗	八〇〇〇〇本	八〇〇	〇〇一

檜苗	四〇〇〇本	八〇〇	〇・二
胡瓜	五〇〇〇〇ケ	一〇〇・〇〇	〇・二
南瓜	九〇〇ケ	一・〇〇	〇・二
茄子	七五〇〇ケ	三・五〇	〇・三
果實		八・〇〇	
計金	貳万五千八百參拾圓四拾錢		
生糸	七貫	二五・〇〇	三・五〇〇〇
屑物	三貫	三・〇〇	一・〇〇〇
真綿	六貫	九・〇〇	一・五〇〇〇
酒	一四〇石	一九・〇〇〇	一四・〇〇〇
燒酎	六石	二二・〇〇	三五・〇〇〇
燈油	一石	三六・〇〇	
煎茶	一〇〇斤	六五・〇〇	六・五〇
菓子	二〇〇斤	四〇・〇〇	八・〇〇
素木綿	七〇反	二二・〇〇	

綿布	八〇一三〇反	一三〇・〇〇	
布	三〇〇反	一八〇・〇〇	
粉	二〇〇〇束	三六・〇〇	〇・八〇
木工具		一五・〇〇	
紙細工物	三〇〇〇ケ	三〇・〇〇	〇・一〇
石細工物	一〇〇ケ	五・〇〇	五・〇〇
竹細工物	五二〇〇ケ	三・三〇	〇・六〇
蠶卵紙	五〇枚	六・〇〇	一・一〇〇
計金	四千參百拾參圓貳拾錢		
林業			
炭	三〇〇〇貫	六六・〇〇	〇・三
薪	五〇〇〇貫	三〇・〇〇	〇・六
筍	一五〇〇貫	六・〇〇	〇・四〇
松脂	三〇〇〇貫	二〇〇・〇〇	一・〇〇
香茸	八〇貫	一四・〇〇	

椎茸	一〇貫	三〇・〇〇	
雜茸	一五〇貫	六〇・〇〇	
樹皮類	八〇〇貫	四〇・〇〇	〇・八〇
薯蕷	一・二〇貫	一八・〇〇	〇・五
用材	五〇〇〇	五〇・〇〇	〇・一〇
竹	六〇〇〇	六〇・〇〇	〇・一〇
種子	五石	一五・〇〇	三・〇〇
栗	二石	二二・〇〇	六・〇〇
椿實	五石	三五・〇〇	七・〇〇
計		五八七・二〇	
牛	八〇頭	九六・〇〇	
鶏	六〇〇羽	六〇・〇〇	一・〇〇
卵	七〇〇〇ケ	六三・〇〇	〇・九
現在牛			
牝	二五・一八〇頭	三六〇・〇〇	

牡	二四〇頭	三六〇・〇〇	
現在馬			
牝	六頭	六〇・〇〇	
牡	〇		
現在鶏			
牝	八六〇羽	一〇〇・三	
牡	二七〇羽	三六・〇〇	
全二十九年調査による他村より移入消費高は			
種目	數量	價額	單價
紡績絲	五〇貫	一三〇・〇〇	二・六〇
刻煙草	一六五貫	三七九・五〇	二・三〇
莫薩	一・二〇〇枚	一・九二〇	一・六〇
蠟燭	二〇〇貫	三六〇・〇〇	一・八〇
魚類	三・二〇〇貫	一五〇・〇〇	六・〇〇
			松江 石見

牛肉	二五〇貫	二五〇〇	・〇〇	今市
海藻昆布其他	八〇〇貫	二四〇〇〇	・〇〇	松江 神門
醬油	九石	九〇〇	・〇〇	神門
酢	六石	六〇〇	・〇〇	備後 松江
石油	四五石	三〇〇〇	・二四〇〇	松江
鹽	七〇〇〇俵	一〇五〇〇	・五〇	宍道
砂糖	五〇〇〇斤	五〇〇〇	・〇〇	松江
洋反物	一九〇反	五〇〇〇	・五〇〇	松江 大阪
絹布	六〇反	二四〇〇〇	・四〇〇	松江 大阪
打綿	一五〇貫	二七〇〇	・八〇	神門
燈油	三石	二四〇〇	・三〇〇	松江
煎茶	一八〇斤	二七〇〇	・六五	大原 松江
菓子	五〇〇〇斤	一〇〇〇〇	・三〇	大原 神戸
素木綿	一六〇匆	四〇〇〇	・三〇	大原
綿布	一六〇匆	二六〇〇	・一〇〇	神門
布	一八〇匆	二六〇〇	・六〇〇	松江 神門
紙	七〇〇束	一七〇〇	・三五	木次 松江
墨	七〇〇束	三五〇〇	・五〇	廣島 松江
鬢付油	三二〇〇挺	四〇〇〇	・五〇	松江 廣島
筆	一〇〇〇〇本	二五〇〇〇	・五〇	松江 廣島
書籍	五〇〇冊	六〇〇〇	・二〇	松江 大阪
新聞紙	七〇〇枚	七〇〇〇	・〇〇	全 上
雜誌類	一八〇冊	九〇〇	・五〇	全 上
小間類	二〇〇〇ヶ	六〇〇〇	・三〇	松江 廣島
藥品	六〇〇斤	三〇〇〇	・五〇	大原 神門
陶器	二五〇〇ヶ	一〇〇〇	・四〇	松江 神門
漆器	四〇〇ヶ	一六〇〇	・四〇	松江
鑄物	一〇〇ヶ	五〇〇	・五〇	
色物	二斤	三〇〇	・一五〇〇	
鐵	六〇〇貫	三〇〇〇		

銅 五〇貫 四〇〇 一計 一〇五九六〇〇

別に明治二十五年八月二十五日、掛合村郵便局へ回答文書中に、左記の表あり參考に擧ぐ。

一、生活の程度

本村人民生活の程度を區別するに、自己の資本を以て職業を勉勵せば、一家生活に苦まざるものを標準とせば則ち左の如し

標準以上のもの 五十三人 標準のものを 九十八人 標準以下のもの 百八十二人

一、經濟狀態

△移入品

そば	二十五圓	石見國より	魚肉	九百七十二圓	石州、神門郡
藍	六十圓	平田地方より	牛肉	百三十八圓	神門郡
綿	二百十二圓	神門郡	昆布	八十七圓	松江
漆汁	一圓五十錢	備後	石油	二百八十九圓	松江
紡績絲	十二圓	松江	鹽	百八十四圓	宍道 三刀屋
莫蘆	六十二圓	松江	砂糖	四百十四圓	松江
蠟燭	九十圓	松江	洋反物	四百七十二圓	大阪京都松江
			鬢付油	三十二圓	廣島 木次

新聞紙	五十七圓	京阪東京松江	櫛實	四十二圓	宍道
雜誌	八十二圓	京阪東京松江	繭	四百四十圓	特有物產
陶器	七十六圓	松江	麻	千三百三十圓	全
漆器	四十圓	松江	苧	二百六十四圓	全
醬油	二百圓	神門	漆汁	十一圓	備後
煎茶	三十圓	田井村大原郡	楮皮	三百三十圓	飯石村
筆	六十圓	廣島松江	酒	六百五十九圓	波多、多根、松笠
藥品	二百三十四圓	神門大原松江	燒酎	三十六圓	全
國稅	二千九百七十二圓		麻布	八十二圓	松江地方
地方稅	七百五十六圓		粉	七十八圓	三刀屋、宍道
計	七千八百六拾參圓五拾錢		石工具	三十二圓	
△移出			竹細工物	百〇五圓	
米	三百五十圓	松江、三刀屋	炭	六十七圓	
小麥	百四十三圓	大原郡			

用材	百圓		米	二、二五四石	四五、〇八〇圓
小炭	四十五圓		麥	二〇四石	二、一九三圓
家屋貸借料	四百五十圓		豆	九八石	一、三三三圓
貸借金穀利子	千百廿五圓		材木	五六〇尺	六八〇圓
貸借牛馬料	百十六圓	備後	木炭	八、〇〇〇貫	四、二〇〇圓
駄賃	四百圓		薪	二二、〇〇〇	一、四四〇圓
人力車收金	百八十圓		木竹製品	九〇〇個	七八〇圓
俸職者	九百圓		清酒	九一五石	四三、三五〇圓
陸荷屋	五十圓		醬油	二〇石	三〇〇圓
受負業	二十五圓		生絲	五四貫	二、五三八圓
牛收益	五百五十圓		牛牝	一九二頭	二〇九圓
雜收益	二百五十圓		年內生產犢駒	九一	一、六七六圓
計	八千三百二十五圓也		馬牝	六	二
差引	四百六十一圓五十錢				

更に大正二年の調査によれば

の生産額にして村内諸税負擔額は左の如し

直接國税		四、九五四圓	(一戸當三・一〇一)	果實	二、六七一圓
縣税		二、六五二圓	(一戸當六・五三)	用材	六、六四八圓
村税		四、四〇六圓	(一戸當二〇・八五)	木炭	一一、五二〇圓
更に之れを大正十二年末の調査による				牛	七、〇〇六圓
米	二五七三石	六四、八九五圓		鶏	四二・三羽
麥	一六八石	三、一二五圓		酒	九一三石
△生産中輸出の主なるものは				其他	七三、三〇〇圓
繭の壹万五千圓余及三極の六千四百圓に及ぶものあり。					五九、九四二圓

右の有様にて文明の進歩人智の發達に伴ひて、各人の生活程度も向上すると共に、生産能率も向上し、各の富力の増大せるは事實なり。

(參考資料)

(單位、圓百文)		1升 = 100文
玄米	1俵 = 4貫	
1圓 = 7貫200文	1米 = 450文	

産業

産業は主として普通農事、即ち米麥作者多數を占め居りしが、畠作には時々により變遷あり。麥大小豆は勿論なるが、特用作物として麻、藍、煙草等盛に栽培せし時あるも、今は之等は其跡を絶ち、桑園を主とし茶園果樹園の設置を少々見るに至る。

而して大正三年には掛合村々是調査を定め、之れにより將來の指導計畫の方針を定め、更に産業拾年計畫等を設け、督勵委員を置き年々其方針を誤らざる様督勵鞭撻し、大に其の産額を増加せしむるに至る

普通農事

農業中主要なるは稻作にして、往昔より栽培せられ、時に豊凶はありしも村民の食料に供したる殘余は、三刀屋邊より松江市場、更に近年にありては大阪市場へ搬出して村富の資源にせしものなり。されど舊時は其栽培方法幼稚にして、反當の收穫も僅少なりしが、明治十四五年頃より早くも林達里、渡部藤次と云ふ篤農家を聘し、改良農事を奨勵せしを初め、種々の機關を設けて常に農民の智識の向上と實

地の改良を計りたれば、今日の盛況を見るに至る。種類も元は早堂明、雀不知、茶早稻、京仲、大阪早稻、白糯、伊勢糯等を栽培せらるゝもの多かりしが、能義郡の産める廣田龜治氏が苦身撰出せし龜治明治四十年頃より各農家に歓迎栽培せられ、今は此種の全盛期なり。而して縣、郡當局者の獎勵品種として、皇國、八反穀良郡、小原、朝日山、早大關、蓮華寺、大山糯等の種類を栽培する者多く、且つ栽培方法にありても以前は苗代に坪一升位播下し、本田一反に對し約二斗許費へたる事もありしが、明治卅四年四月二日縣訓令を以て短尺苗代を勵行し薄蒔を勵めたれば、現今は坪に對し二三合、本田反當り五升内外の種子を播下して足れるに及ぶ。

田植の方法も或時は牛拾數頭に早乙女の三四十人も使用し、田植歌を高唱して一日に六七反の反別を粗雑に挿入し來りしものなるも、之れも縣訓令により正條植を行ふに及び、其風習は漸次廢れたり。肥料も手間肥とて、六月中旬より九月下旬まで毎朝夕に山草を刈り堆肥となし、之れを翌春田に施して耕作せしものなるも、明治三十四年頃より紫雲英、大正三年頃より苜蓿を所謂綠肥栽培も行はれ、一方勞銀の騰貴に伴ひ金肥使用者増加し、大豆粕、過磷酸石灰、調合肥料等多額に移入せらる、其年額二千數百圓に達するも、近村に比しては少額の方なりと。

農具も古は柄鋤とて木鋤の先に金鋤を附したるものありしが今は見當らず、耕耘には熊手鋤、カミシモ鋤等を用ひ、除草には手取にせしを鳥取縣農學校教員中井太市氏の考案に依る太市車を明治三十一年頃

より使用せしが、近年は米子谷川製の八反取をも採用し之が使用を得。鋤も從來は地方にて造り使用せしが、最近では備後吉舎にて製造する備後鋤を多く用ひたり。馬鋤は舊來の物に變化少なし。脱穀機には大古は手扱とて割竹にて穀を落し居りしと云ふも、後センバと云ふ物を穀落しに使用し來りしが廻轉式脱穀機を大正四年谷川商會より持參せしより、爾來十年を出でずして各種の改良せし全機械移入せられセンバは全く影を失したり。

糶摺臼も從來は木製なりしが、二十年前頃より土臼を使用する傾向を生じ、近來木材の欠乏と勞力關係其他製品の善惡等よりして、須谷式土臼を使用する者多きを加ふるに至る。而して之れ等六の運轉動力に水車を利用する傾向數年前より生ぜしが、水利乏しき地にては發動機に依らんとする者あるに至る。俵裝も舊藩時代上納米は俵裝嚴重なりし由なるも、金納となり米俵は商品としてのみ取扱せらるゝに及び、一時古俵等により亂雜なる俵裝の爲其價值を下落せしむることありしかば、縣令により堅繩入二重俵、となし堅固なる物となりしが、後又縣外移出米と地廻米と俵裝を異にするを許されたり。

耕地整理

佐中耕地整理は本村に於ける最初の試みにして、當局も未だ他に今日の如く續出せざる時代なれば、此れが興敗は地方同事業の盛衰に關するものとして大に指導をなせるものにして、組合員及役員又誠心其業にしたがひ、白築改造白築幸幹の如き、殆ど寢食を忘れて従事せるものなりと、其概要左の如し

明治三十八年十一月着手、明治四十四年四月完成 此總工費貳千參百八拾五圓七拾四錢貳厘

(舊反別)

(田) 八町四反三畝九步
(畑) 拾五步
(宅) 六畝三步
(原野) 壹畝七步

(新反別)

(田) 八町八反廿六步
(畑) 拾一步
(宅) 六畝三步
(道路) 三反一畝拾二步
(溝渠) 壹反三畝壹步
(堤塘) 壹反貳畝拾一步

計

八町五反一畝四步

計

九町四反五畝三步

郡リ耕地整理大正六年九月より七ヶ年計畫を以て着手、板垣良太郎氏工事監督として熱心に従事し、既に殆ど壹万圓を投じ目下第一、第二貯水地の工事を終へ、又田中以南の開墾及田區整理をもなせるが大正八九年頃の物價騰貴と、掛合地方の各種の事業に崇られて、事業も遅々として進まず。豫定期限内に竣功せざるべきも、之れ又致し方なき次第なるも、組合員の献身的努力と、役員の熱誠とは克く豫期の目的に到達すべきや疑はざる所なり。

其他暗渠排水を明治三十八年頃より毎年補助方法によりて各農家施行せしめ來りたれば、今日にては土地の改良せらるゝ事夥しきに至る。

明治二十一年に於ける稻作は植付反別百三十八町二反にして、收穫高千七百四十九石なりと而して其後の増額は左の如し

明治三十五年

大正元年

大正十二年

耕地	自作地田	小作地田	自作地畑	小作地畑
自作地	六八六・〇〇〇	七九三・〇〇〇	二七八・〇〇〇	二九九・〇〇〇
小作地	四一四・五〇六	一〇四八・九二二	二五三・三〇九	三五一・五二二
合計	四四〇・三〇〇	一〇四二・七〇〇	二二二・六二二	三八〇・三〇〇

戸數	自作人	小作人	自作戸	小作戸	自兼小作戸
自作	二八〇人	四一五人	五六戸	一二三戸	一三五戸
小作					一三一戸
合計					二六八戸

收穫高 二、五五〇石 反當一・七六

二、三〇八石

二、一三三石六

産米検査實施

其筋の勸奨と地主の自覺とにより、大正六年生産米より産米検査實施をなすこととなり、

一等米 二升 二等米 一升五合 三等米 五合 四等上 三台 を壹俵に付奨勵米として小作に支給することなし、村農會主として之れが斡旋の勞を取り検査員として佐野義雄及助手とし

て板垣良太郎森山茂太熱心に従事せり。

△大正六年十一月廿五日より十二月廿五日迄

一、受検米二千十三俵

一二等ナシ 三等三百五俵 四等上九百〇五俵 四等下六百五十三俵 不合格三百五十俵

△大正七年十一月五日より十二月卅日迄

検査員 佐野義雄

一、受検米一千七百四十五俵

一等五俵 二等五俵 三等五十八俵 四等上四百卅八俵 四等下六百五十二俵

不合格 五百八十七俵

前述の如く毎年實施し來り地主及小作兩方面に於いて其實績を認め、成績逐年顯著となれり。かくて大正十二年に於いては左の如し

△大正十二年十一月廿五日より十二月廿日迄

検査員 米田公生 助手 森山茂太 石飛藏太 板垣良太郎

一、受検米一千六百三十四俵

一等十俵 二等七十七俵 三等九百五十二俵 四等四百五十九俵 不合格二十七俵

賞與米 一等二升 二等一升五合 三等五合

四等上は大正十年より授賞せず。又上下を廢す

尙本村の等級の向上したるは、明に調製乾燥等に留意せしにより喜ばしけれども、一面受検俵數の増加を見ざるは遺憾とす。十二年未調による本村生産石數凡二千百餘石に對しては實に心細き次第と云ふべく、尤も他村所有者は自宅にて受檢し、本農會とは別格となるものにて致方なしとするも、未だ本村地主の二三の眞の自覺の域に達せざるものあり。ために本村全農家の收米を網羅するを得ず。然れども近き將來に於ては必ずや豫定の實蹟を擧ぐべく當局に於いても努力しつゝあり。

蠶業

蠶業は農家の副業收入としては最大なる仕事にして有利の事業なるも、舊幕末に桑樹の配附を藩主より受け、其の栽培を進められたる當時は、百姓の幼稚なる思想によりて、斯如き樹木を植るときは害蟲の發生するあり等と蟹俱する者さへありて、熱心栽培する者少なりしと。而し明治七年頃には景山林助竹下運右衛門、其他多數の養蠶家を見るに及び、更に明治十七八年頃より郡當局より指導獎勵せられ、岩淵修三氏の巡回實地指導せるあり、又元郡長たりし石原虎三郎氏明治二十年頃佐中に三階建なる養蠶室を建築し、自ら飼育すると共に養蠶傳習所を設け獎勵せられたれば、村内一般に普及するに及ぶ。此當時の蠶種は普通産卵紙に一面卵を附着せしものを用ひたるが、病毒の蔓延を恐るゝに至り、現今の框

製造法に依り嚴重検査を行ひ、自家用蠶種製造を禁せらる。蠶種類も昔は小石瓦、青熟、又昔、等純日本種にて、一時は縣下を改良又昔種を以て統一せんと計られたることもあれど、歐洲種支那種等の輸入により種子は三國の交配種を用ひて難多となりしが、近年又交配種による統一を企てらる。

飼育法にも劉桑育より全芽育條桑育と色々ありしも、大正十二年より經濟育とて、種蠶中は劉桑中期を全芽に末期を條桑育とする方法を用ふる者多く、郡當局この方法を奨励せらるゝに及ぶ。

桑樹は赤木系統の種類多く栽培せられ魯桑系統の良種は奨励せらるゝも氣候關係か栽培反別の増加を見ず

明治七年 收穫繭 百四十七貫

	明治三十五年	大正元年	大正十二年
養蠶戸	九一戸	一一四戸	二五六戸
掃立枚數	一一三枚	一八二枚	四〇九枚
收穫數量	六四石	一八一石	一四七四貫
金額	二、七九一圓	九、九五六圓	一〇、一三六圓
	一石二付	一石二付	一貫二付
桑園反別	四三圓五	五六圓	一一圓
	九〇反	一四七反五	一八二反

製絲業

明治の初め廢藩置縣のことありし際舊士族の商工業に従事する者多かりしが、其一人栗田某本村に來

り、專正寺庫裡を借り井原谷の山桑を採取し養蠶を行ふあり。其世話を竹下運右衛門氏なし、養蠶業の普及を計ると全時に又丹波より數名の工女を雇入れ製絲業を開始せり之れ地方に於ける養蠶製絲の最初なり。石原初代村長養蠶に熱心にして其の普及を計らるゝと全時に、又明治二十三年松江より佐々某を聘し、宮の拜殿にて十數名の工女に製絲業を傳習せしめられしより、各戸に少々づゝザクリ製絲を行ひ絹織物の原料となせり。明治の末期より大正の初にかけては加島春太郎氏竹下金三氏相次で各數名の工女を以てザクリ製絲を開始せられたることあるも、經濟界の變動中東竹下の火災のことありしやにて今はなし。

織物業の事も地機、高機等の變遷ありて一時は各反それゝ綴り、木綿、絹、と手織物を着用せしも今は其業も大部分すたりたり、

(註) 綴りとは木綿絲を豎に横へ古切れを裂き織り労働着とせしものなり。

畜産

牛は農耕用及物資運搬用として古來飼育せられたるものなるが、其頭數も僅少なりき。種類は和種の粗惡なりしものなりしが、明治參拾四年九月飯石郡役所内に産牛馬組合を創設せられ、會長として白築政造氏就任書記として現村長たる若槻直寛氏奉職、洋種デボン牛を種牛とし、役肉兼用牛に改良せんと努力せられたるに及び、今日の如き品種の向上を見るに至る。之れ一方明治二十年頃より牛肉及鶏肉の

如き肉食を好む傾向を生じ、畜産思想を發達せしむるに至る、

馬は道路の不完全なる時代、貨物運搬の最良機關とし、所謂駄賃馬多數ありしも、道路開通と共に荷車に變り、其の數を減じ居りしが、近年亦荷車は人力に依らず、馬力によることとなり優良なる馬匹の増加を見るに至る。

定期家畜市場 舊藩以來（開始ノ年月日不詳）毎年七月十日乃至十七日迄の内一週日間、半夏市と稱して掛合町街路の一方に繋留場を仕構ひ、個人の管理に屬して開市し來りしも、維新後牛馬市取締規則の發布せらるゝや、其の街路に於て開市は容易に出來ざることとなり。就ては毎年種々懇願して一年限に許可を得て市街内に開設し、又不許可の年は、町家の後ろ宅地畑地内に於て開市し、或は傳染病流行の虞ありし時には宅地頭所の畑地に開設せしことありしが、其の後追々規則嚴重となり容易に許可を得られざるゝ、時勢の運に伴ひ畜産の改良發達を期する必要に迫り、掛合村農會は一定の市場地を新設して、個人管理者に使用せしむるの議を起し、明治三十九年十二月一日字幕坪千八十三番地ノ參（現在ノ市場地）に市場の土地を經營し、事務所一棟を新築して開市せしめ來りしも、其の後家畜市場法の發布に依り、市場に畜舍等設備を要するに依り、本村は明治四十四年六月二十一日家畜市場業務規程を設け、市場開設を議決し、全四十五年四月五日知事の認可を得たり。村農會は大正元年六月限りにて掛合村に無償譲與することとなり、依て掛合村は之を村營事業として全年度及全二年度の二ヶ年繼續にて畜舍事務所を新築

し、其の經費千百二十四圓二十二錢を要せり。以來毎年度定期市場として開設するに至れり。

亦肥肉牛品評會 牘牛品評會其他各種品評會共進會を開催し、其の發達に資する機努力せり。

牧場 牧場は明治三十年村内牛馬所有者の企望に依り、全年十月十二日字井原谷村有山林に無料牧場を開設せしむることに本村會は議決し、其の費用は全部放牧者の負擔として、毎年春秋兩度放牧し來りしも、明治四十年に至りて、該村有地の内牧場たりし部分は、島根縣の部分林に契約せしを以て中絶の止むなきに至りたり。明治四十五年一月に至り再び放牧の必要を感じ、全年二月二十八日牧場使用條例を設け、村立牧場となし、村内居住者飼養の牛馬にして企望のものは、春秋兩度放牧せしむることとなせり。爾來毎年兩度放牧し良好の成績を挙げつゝあり。

養 鶏

中 鶏も古來チャボの如き種類を飼育せしが明治三十年頃よりミハルカ、ハンバトグ、アングルシアン等流行し、各戸に放飼するもの多かりしが、最近町家の人々は舍飼をなし、白色レハグホン、九斤等を多數飼育するに及ぶ。

かくて漸次養鶏の進歩するにつれて、村農會主催にて品評會を開催せしことも一二回ありき。爾來清水進氏熱心に唱導せられ遂に大正十三年秋には、掛合村中央養鶏組合を組織し、村農會の補助を得、中部養鶏品評會を開き、縣種畜場の永田技手を審査長として招き、本村養鶏に一大進轉を來さしめたり。

養 豚

一一八

養豚事業も、十數年前一時飼育せし人なきにしもあらざりしが、其の經營方法惡しかりしか中絶せしを、近年景山孝市氏熱心經營せられ其普及を計られつゝあり。現今村内にても多數の飼育者を見るに至る

林 業

本村は地勢上山林多く、古より造林せる人々は多數ありて、各所に用材及薪炭材の繁茂せるを見る。中にも井原谷の如き、三百町歩に近き地を、島根縣有林、村有林其他團體乃至個人によりて造林行はれしが、明治二十三年頃より日森文太郎及白築政造等山林原野の所有者は盛んに殖林せられ、前記井原谷を初めとして村内各所に散見せり。明治二十七八年頃竹下儀造の如きは、延畑奥に一ヶ所十五町歩へ三万五千本の造林をなせるあり又田部家の造林も今谷外所々にあり、將來本村の造林は大に見るべく、一大富源として本村並に個人として誇るに足るべし。

其多くは杉扁柏にして松、栗等は前者に比して多からず。尙禿觀三吉野より杉種子を買れて杉苗を作り各地へ供給せしことありしも、郡當局林業に着目し、字佐中に種苗園を設置して盛に苗樹配布せらるゝに至りて之を廢したりと云ふ。

又雜木林も往時は到る所にあり、共有山（寄り合ヒ山）の如きは隨意に薪木を伐採せし所もあり、本村人としては山の幸多かりしが、近時に至りては、人口の稠密と生活の向上によりて、薪炭の需用も増大

し、薪炭の價格も騰貴をなし、爲めに雜木林も伐採頻出し、山姿昔日の形を認めず。かくては將來さしも山國の本村としても薪炭の缺乏を來すに至らざらんかを慮る。

二 經

舊藩時代藩札材料として、全苗を配付栽培を獎勵せられし事あり。其當時井原谷に於いて作りしと云ふが、明治二十年頃製紙原料に貴重なる材料なりと稱せらるゝや、森山市郎右衛門井原谷にて其實を採集して苗を仕立て、之を近隣へ配付せられしより以來其數量を増し、杉扁柏の造林盛んなるにつれて其間作として之を植付くるに及びて、多額の收穫を得るに至り、大正八九年頃に於ては一釜拾圓位にて賣買せられ、農家に於いては副業中唯一のものとなり、村内の各所に普及し、實に數万圓の收入を見、養蠶をも凌駕する勢なりしも、マニラ麻の輸入によりて價格下落を來し、往日の景氣を失ひたるが、兎に角本村副業としては尙は見通すべからざるものなり。

製 造 業

清酒 酒は從來自家用として無制限に醸造せらるゝ時代には、双方に麴屋と稱するもの有りて、濁酒は各戸に造り、盛に飲用せしものなり。明治二十三年頃より一石以内を無税とし、其以上には課税の法行はれ、明治十九年頃より一石以内にも課税せられ、其手續も面倒となり遂に絶對醸造禁止せらるゝに及び、一時は違反者もありしが、現今にては自家用酒は全く跡を絶てり。而して本村には竹下儀造氏方

に、先々代莊太郎氏酒造の事を創められ、八代儀造氏の時には其造高千石に及び、品質は優秀にして内國勸業博覽會に出品、銅牌を受賞せらるを初め、左記の通り各地の品評會其他にて常に名聲を博し、縣外に販出せらるゝに及ぶ。各地の品評會等にての入賞左の如し

- 一、明治卅六年七月第五回内國勸業博覽會ニ於テ三等賞牌授與
- 一、明治四拾年七月東京勸業博覽會ニ於テ三等賞牌授與
- 一、明治四十一年第一回島根島取兩縣酒造組合聯合清酒品評會ニ於テ壹等賞授與
- 一、大正八年拾月島根島取兩縣聯合清酒醬油品評會ニ於テ貳等賞授與

安來節 銘酒日乃出正宗之唄

鴨綠江節

掛合名産荷物にならぬ

飲んで御歸へれ日乃出酒

飯石名産數ある中で

(世にも名高い竹下の日

乃出正宗 直政日の出、

香のよいこと味のよさ、

飲めばニコく惠美須顔)

家庭は圓滿榮に行く。

山陰で音に聞けた 日乃出の酒は

香もよし 味もよしアノ底知れずヨイシヨ

飲んだる心地はヨ 由良之助ヨ

ほんとにマータ生命が長くなる

飯石で一ト言はるゝ掛合の街は

名物名産アノ 數知れずヨイシヨ

中でも名高きネ 日乃出酒ヨ

味もよし 香もよく 底知れず、

竹下酒造高

明治七年 八十石

大正拾貳年 七百石

醬油 自家用として醸造を許可せらるゝ故、其戸數も多かりしが、工賃及材料の高價となるに及び、所謂買ひ醬油に依る者順次増加し近年は松江市を初め各地方の製品移入し來り、醬油取次店も多數に及び。村内にては東竹下家に先代竹下金三氏明治二十八年九月より醬油の醸造販賣せらるゝあり。其以前には大原屋白根某醸造せしことありしも、全家は目下廢家となり詳ならず。全家の隆盛なりし頃には活版業等も經營せられしと云ふ。

茶 は藩主不昧公の感化に依るか、出雲一般の風習の如く、他藩にて見るを得ざる趣好あり。煎茶は勿論、時に薄茶等を使用する家庭もありて、相當需要ありしに、茶樹の栽培法は幼稚にて、村内五反位の茶園を有するのみ、多くは宇治茶大東茶を購入し來りしが、村農會は皇太子殿下御成婚奉祝紀念に各戸に茶實を配附し栽培を奨励したれば、將來は村内の需要を充すに至らん。

製材工業 清水善太郎氏拾五馬力吸入瓦斯發動機を、大正十一年より購入坂枝工場を設け、製材を業とせり。亦高田忠太郎氏は、水力を利用し、川附下モ川端にて全じく製材業を行ふ。精米業も以前は足搗にせしものなるが、水車を利用するに至るもの増加せり、而して大正十二年に、影山幸作氏石油發動機を購入、精米及び粉摺に利用せり。

製鐵業 舊藩時代吉田田部氏の製鐵業盛なりし頃には、本村にも鍛冶場數ヶ所にありしならん、其の地名及鐵滓の存在せるに依り知るを得、而して歐洲戰亂當時鐵の暴騰につれ、各地に製鐵所の起れるとき、村内井原谷口現今の共益運送店の所にて、鐵滓に依り製鐵業を開始せしも、戰爭の終末と共に、各地の製鐵業と運命を共にし閉止するに至る。

松脂工業 老松の切株を原料とし、之れより松脂を採取し、塗料に供する目的にて橋詰末太郎氏數名共同にて、明治四十年頃平岩に工場を設け、事業を開始せるも、原料の欠乏と工賃の騰貴により、數年ならずして閉止するに至る。

經木眞田 明治三十七八年戰役當時ヨリ副業奨勵として、經木眞田を製造することを創め、大正二年頃には五千反四百五十圓の産額を見るに至りしも、材料の欠乏に伴ひ今は全くなし。

紺屋 從來此地方にも草藍の栽培せる者ありて維染に用ひ、衣類にも手織物を使用し來りたれば、紺屋も所々にありしが、今は植物性に依らず化學の進歩に伴ひ、鑛石による染料を各自に用ひ、及織物を自から作すことを廢し多く買稿に依れば、機械工業者及紺屋は其形を減するに至る。

瓦 明治三十五年頃より數年間竹下清水日森諸氏の周旋にて、石州郡野村田中次郎氏を聘し、現在の大工勝山氏屋敷邊より土を採り、公園下に竈を設け、瓦を製造し村内に供給せらる。其の昔竹下運右衛門氏少々瓦を製造せしことありと。明治三十五年の産瓦二万八千枚三百六十圓なりと。

大正十二年夏より金原に於て簗川郡庄原村福間多次郎經營大和瓦の製造を開始せり。

刻煙草 蠶種 竹下伴三郎氏刻煙草を製造せられしことあるも、官營となるや廢業せられ、蠶種製造に従事せらるゝことあるも、數年にして又廢業せらる。

木炭 農家の副業として藁細工物を有するも、産額大ならず。山間に住む恩恵として、木炭製造は其人員と數量に於て、相當の額に登りしも、其消費は無限に、材木は生育に制限あれば、舊時の勢況を維持するは至難にして注意すべきなり。

製造法にも三十年前攝津池田より教師を聘し、池田炭の焼方を普及し、後白炭とて堅焼の流行あり、更に日森文太郎氏松井某を聘し、所謂日森改良木炭を創め、盛に移出せられたることあり、更に又飯石郡主催にて菅谷に於て、大正式木炭製造の講習を十一年に行ひ、儀裝荷造等にも一段の改良を施すに至る

明治三十一年

大正元年

大正十二年

木炭

一一一、八〇〇、〇〇〇

一二五、〇〇〇、〇〇〇

六一、八〇〇、〇〇〇

貳千七百貳拾圓

八千八百圓

壹万五千四百五拾圓

商業 本村は古來出雲備後の通路に當り、懸合驛と稱し、旅人の通行するもの多く、又多根、松笠、須所邊近隣に資を供給する市場として、商業者も可成多く時々物品交換市場として開市せる事も時々ありしものゝ如し。

明治二十二年に掛合町戸數六十三戸、人口二百七十七人にて、現在の本清水より上ミに軒を並べ、店を出し居たるものなり。然るを道路開通と共に戸數を増し、商店は順次下モに盛になり、諸官衙の移轉と共に町の中心も移轉せられ、今や佐中にも商家多く盛になり、大橋を町の中心とするも近きにある有様なり。

職人には大工木挽各十數名あり、其他板屋根葺八名、石工五名、桶工三名、左官墨刺それ／＼の職人數名ありて、各技術を發揮し居るが、何れも需要に追はるゝ有様なり。此等職人は掛合村職工會を大正九年より組織し、石飛孝太郎氏會長となし、會の統一會員相互の親睦を計りつゝあり。

△明治二十二年頃の賃金（月俸）

村長	拾壹圓	助役	五圓
收入役	參圓	村書記	四圓
農業男	年拾圓	全上女	年六圓
大工木挽桶工	日拾錢	左官	日拾貳錢
石工	拾四錢	檜皮職	拾壹錢
日雇男	四錢五厘	全女	參錢
米代一俵	貳圓五拾錢		

明治四十二年

村長	拾六圓	收入役	拾圓五拾錢
書記三人平均	八圓拾參錢	日雇男	參拾錢
日雇女	貳拾錢	職人	參拾七錢
米代一俵	四圓		

大正八年

村長	貳拾貳圓	收入役	拾九圓五錢
書記平均	拾六圓九拾九錢	日雇男	壹圓
日雇女	五拾錢	職人	壹圓卅五錢
米一俵	拾九圓四拾錢		

大正十二年

村長	五拾圓	收入役	四拾圓
書記平均	廿九圓廿五錢	日雇男	壹圓貳拾錢
職人	壹圓八拾錢	米一俵	拾貳圓

諸團體

掛合村農會

本農會は明治二十八年八月、島根縣令第五拾號を以て村農會設置すべき旨達せられたれば、之れに依り今年十二月會則の認可を受け創立し、種々事業を經營し來りしが、明治三十二年六月には、法律を以て農會法發布せられ、全三十八年十月、勅令を以て農會令發令せらるゝ等時々變更ありて、大正十一年四月十一日法律第四十號に依り、現行農會法に改正施行せらるゝに及べり。

農會創立以來の正副會長及幹事

自明治二十八年十二月 至全四十四年三月	會長 白 築 政 造	自大正十一年 四月 至現	副會長 若 槻 直 寛
自明治四十四年四月 至大正五年十二月	會長 白 築 幸 幹	自明治二十八年十二月 至全三十九年十一月	幹 事 野々村鐵藏
自大正六年 四月 至現	會長 竹 下 儀 造	自明治三十九年十一月 至全四十四年三月	幹 事 板垣榮次郎
自明治三十三年 四月 至全四十四年三月	副會長 白 築 幸 幹	自明治四十四年三月 至大正十一年 四月	幹 事 若 槻 直 寛
自明治四十四年三月 至大正四年 三月	副會長 竹 下 儀 造	自大正十一年 四月 至現	幹 事 帶 刀 芳 衛
自大正 十一年 三月 至全 十一年 三月	副會長 福 場 茂 太 郎	自大正十二年 四月 至現	幹 事 白 築 銀 四 郎

尙技手兼書記として藤原全造 板垣米太郎 高橋香衛 高橋豊 米田公生 石飛藏太 諸氏を聘し、事業の遂

行に努力する處あり。

主なる事業としては、専任技術員を置き、普通農事の收良獎勵の爲指導の任に當らしむると共に、各種の講話講習會を開催し、其智識の向上を計り、種々の品評會を開き實地の研究に資し、又暗渠排水補助を始め、煙草耕作（明治四十年頃）金肥購入（明治四十三年頃）紫雲英種子購入（大正元年）苜蓿栽培（大正三年）其他總て改良に必要な施設に對しては、補助金の交附をなし、經濟上の後援をなす等其効績は顯著なるものなり。されば明治四十年頃には、其支出の金額は八百四拾貳圓に及び、大正十二年にありては貳千圓を超過するに至る。

大正十二年四月より農會法改正に伴ひ總代會を採るに至り役員左の如し。

一、會長 竹 下 儀 造	一、副會長 若 槻 直 寛
一、評議員 板垣 萬 市	影 山 孝 市
白 築 祐 久	白 築 榮 太 郎
一、郡農會議員（正）白 築 祐 久	（兼）若 槻 直 寛
一、惣代人 森 山 茂 太	山 口 儀 四 郎
日 森 大 受	清 水 進
岡 田 友 次 郎	板垣 良 太 郎
	大 島 覺 造
	飯塚 團 一 郎
	景 山 捨 藏
	石 飛 福 太 郎

白 築 祐 久 落 合 幹 景 山 榮 次 郎 德 島 富 藏
 白 築 甚 太 郎 白 築 榮 太 郎 若 林 與 三 郎

蠶絲同業組合

養蠶業の改良發達を計る目的にて全組合の創立は、明治二十二年頃石原虎三郎氏の發起にて組織せられたることあるも中絶し、大正四年七月白築幸幹氏を組合長に、蠶業組合を組織し、養蠶期中術技員を聘し、共同催青稚蠶共同飼育等を行ひ、斯道の指導獎勵に努め販賣法にも仲買人と個人販賣契約を結び居たるを、共同販賣法に依り、製絲家の競争入札を行はしむる等改善をする處あり。尙桑園にありても改植新設等に補助をなす等種々計畫を建て、更新を計れり。而して大正八年十一月に至り、郡内に蠶絲全業組合の組織なるや、本村組合は、飯石郡蠶絲全業組合掛合支組合と改稱せられ、若槻直寛氏を支組合長となし従前の事業を繼續せり。大正十二年度末役員左の如し

支組合長 若 槻 直 寛

委 員 森 山 一 郎 右 衛 門 板 垣 萬 市 竹 下 柳 三 郎 田 部 林 太 郎

禿 義 憲 景 山 孝 市 板 垣 良 太 郎 石 飛 藏 太 (技手兼任)

三 島 信 四 郎 渡 部 利 造 白 築 榮 太 郎

郡同業組合代表者 福 場 昇

掛合村物産販賣組合

本組合は大正三年三月掛合村製紙原料販賣組合として組織し、組合員の生産せる三椏を剝製の上需要者と直接販賣を實行すること、せしかば、品質は向上し統一せられ、價格昂騰し組合員の利益を受けること大なるのみならず、之れが加工事業は、冬季農閑期に於ける副業として最適の仕事なれば、多き時は其従業人百數十名に及び、精白量も八千數百貫の多きに達したり、而して大正七年七月定款變更をなし、現今の物産販賣組合とし、木炭其他も取扱ひ、組合員の福祉増進を計れり。本組合長は當初日森文太郎氏組合長たりしが死後日森大受氏の組合長として常に努力せらる。

農友會

農友會は明治三十四年飯石郡主催普通農事講習會の決議に基き、石飛藏太氏外數名發起者となり、白築幸幹氏を會長に頂き、全年三月役場にて發會式を舉行す。從來農事改良研究に努力し常に會員の交誼を厚くし、傍ら農會と連絡を計り今日に及ぶ其事の主なるものは

明治三十四年八月會員紫雲英ノ試作ヲナス。全三十五年四月井原谷中瀧へ杉三千本ヲ植付ク。全三十七年三月立毛品評會ヲ村農會ヨリ引受ケ開催ス。全三十九年一月稻田正條植試作實行ヲナス事ヲ決議ス。全年ヨリ二ヶ年間宇大川平ニ戰捷紀念林設置ス。之レガ大正四年六月學校ト變更セラル。全四十四年ヨリ四十四年マデ種籾品評會ヲ開設ス。全四十二年役場裏ニ果樹園設置梨十九本ヲ植栽ス。全年

五反地川原ヲ會員ニテ開墾シ桑樹ヲ植栽ス。大正二年九月會員十六名大社參拜農事試驗場ヲ視察ス。大正四、五兩年綠肥品評會ヲ開催スル等ニシテ改良農事ノ先驅者タレバ、明治四十四年二月飯石郡長ヨリ金四圓ヲ贈リ表彰セラル、大正五年十二月會長白築幸幹氏逝去セラレ、後任會長ニ白築祐久氏ヲ推シ愈々其實績ヲ舉グント努メタレバ大正九年ニハ村ヨリ表彰ヲ受クルニ至ル。

地主會

地主會は大正五年一月二十八日に第一回を開催す。此會は村農會と提携し、農村改良發達地主小作人間の親睦を圖り、亦小作人を獎勵し產米改良俵裝改善を實行せしめ、地主小作人相互の利益を増進するを目的とし、地價參百圓以上の所有者を以て組織し、年々產米検査を行ひ、地主は獎勵米を支出し、又俵米品評會を開催し、其の向上に資する等の事蹟あり。

篤農家懇談會 此の會合も大正四年十二月初會を開催し、以來隨時農業に熱心研究者相集り、各自の經驗及研究の發表懇談をなして、農業の進歩向上に資するにあり。

信用組合

本村には往時より銀行ありて金融を助け居りしも、未だ充分ならず。されば農村の金融を助くると全時に、村民の貯金思想を向上せしむる目的にて、金拾圓株千三百株を以て全組合を組織し、大正九年四月一日より事業を開始し、普通貯金の外定期預金据置貯金の方法を設け、貯金の獎勵をなす一方、低利

貸付を行ひて村民の農事改良資金を與へ、商業資本を供する等其成績は見るべきものあり。

	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
貸付	三、八〇〇・〇〇	九、六六〇・〇〇	三〇、七四〇・〇〇	五八、六五〇・〇〇
貯金	三、三九〇・〇〇	一八、七〇七・〇〇	二四、七五〇・〇〇	四八、〇一六・〇〇

創立當時の理事監事左の如し

理事長	竹下儀造	常任理事	若槻直寛
理事	白築文重郎	白築祐久	清水進
監事	日森大受	落合幹	竹下柳三郎
	帶刀芳衛	山崎長明	福場茂太郎
	板垣良太郎		

掛合商工會

本村商業者全志相寄り商業團と稱する組合ありて、相互の研究打合等をなし來りしが、明治四十年頃より掛合村商業組合を組織し、竹下儀造氏を會長に頂き、商業發展に關する諸施設を成し來り、殊に毎年舊節季には節季市を開設、福引組合を設け景品を購買者へ與ふる等、種々事業をなし來りしが、大正十三年一月更に組織を幾らか變じ、掛合商工會と改稱、島根縣知事の認可を受け、愈々地方商業者のみ

ならず、購買者に對する福利を増進せんと計畫しつゝあり。

金融機關

往昔に於ける金融機關としては、質屋業者に物品を擔保として金員の借入れをなすか、個人間に融通を計るか、若くは頼母志講に依り相互扶助をなせしに依るなりしなり。

銀行としては木次町に本店を有する木次銀行が、明治三十年四月吉田村阿部源太郎氏を支店長として預金、貸付を行ひ居りしが全四十一年に全銀行は破産せし爲、村内預金者中には損害を蒙りし者多數ありたり。其後明治四十一年十月、粕淵銀行本村に出張所を設け、銀行事務を取扱ひ來りしが、明治四十二年二月支店登記をなし、村内金融の事に當り居りしが、大正七年十二月、松江銀行に合併今は松江銀行支店として益々重きをなせり、支店長には元郡書記竹下虎次郎氏山崎長明氏の後を次ぎ就任、着實其の使命を果されつゝあり。

今市銀行掛合支店 全店は本店を簀川郡今市町にあり、大正七年十二月帶刀芳衛氏主任となり出張所を設置せしが、業務成績良好なりしかば、大正十年七月には支店となり落合幹氏支店長就任、業務に熱心盡瘁せられ、終に大正十二年三月には現今の如き新築を見るに及べり。

雲陽銀行掛合出張所 全銀行は白築祐久氏主管となり、大正十一年十月本村に出張所を設置せられしが、熱心經營せられたれば成績見るべきものあり。

山陰貯蓄銀行掛合代理店 全店は明治四十一年九月より竹下儀造氏を主管とし全氏宅内にて事務を取扱ひ來りしが、大正三年より白築祐久氏に主管變更せられ雲陽銀行掛合出張所内にて事務經營せらる島根縣掛合支金庫 島根縣飯石郡金庫共に最初は日森文太郎氏方にて第三銀行出張所として取扱ひ居たりしが明治四十一年十月より粕淵銀行掛合支店引受にて事務を執り來りしが、大正七年十二月粕淵銀行が松江銀行と合併せしより以來、全じく松江銀行掛合支店にて取扱ひ居れり。

一、郷社狹長神社

(掛合村字佐中鎮座)

由緒記

風土記ニ云 狹長社

祭神不詳 一ニ曰 正哉吾勝之速日天忍穗耳命合殿菅原道真公

社殿大社造異例 貳間 四面

當地は出雲風土記所載之郡家の所在地にして、今猶郡りと云ふ地名を存せり。中古以來狹長勝手大明神と稱せり。往古は現今の地より西方約拾町字一本木と云ふ高山の頂上にありしが、後宇天神山に移し、後現今の地に鎮座し奉りしと云ふ。祭神の未詳は甚だ遺憾とする處なれども、口碑記錄の徴すべきものなきは止を得ざる所なり。社殿の構造普通大社造にありては、入口より眞の御柱を右に、葎部を左に參

入屈曲して内陣に入るべきを、此の神社は入口より直に眞の御柱を左に内陣に入る。されば、部の處全然不用の體をなせり。(古老の傳説に神明を北面にせば神罰を受く故に現今の如くふせりと果して眞が記して世の高評を仰ぐ) 明治四十一年七月、無格社天満宮を合祀して、祭神菅原道真公を増加す、神事として祈年祭に御田植神事例祭神幸式流鏑馬ありしも、流鏑馬は現在せず。

大正三年十月一日島根縣告示第三一〇號を以て、神饌幣帛料供進指定の神社となる。

境内末社三社ありしも、明治四十一年二社となす。

天正年間日倉の城主多賀與四郎道定が勸請せし新八幡宮(祭神譽田別命)は、明治三十九年十二月村内無格社郡神社(祭神大名人運命速玉界命事解男命)、及境内末社稻荷神社(祭神宇氣母智命)を合祀す、亦協立と稱して多賀與四郎道定の家臣七家老が、武運長久祈願の爲め奉納せし木像七体あり、大元神社(祭神天御中主命或は邇々杵命とも云ふ)は、全年全月村内無格社河上神社(祭神金山彦命大己貴命)を合祀せり。

古老傳説

御當社初め字一本木より東の方天神山に遷座し奉りしを、其の御社殿道路に面せし故にや、御社前を通行する旅人往々落馬するものありけり、斯の如きは思ふに或は神威を瀆すに依れるには非らざる歟と、依て氏子相議し更に良地を撰擇して乃ち現今の地に移轉し奉れり。

出雲風土記(元明天皇和銅元年)

飯石郡

多禰ノ郷属郡系所造天下大神大穴持命與須久奈比古命巡行天下稻種墮此處故云稻神龜三年改字多禰
狹長神社

不在神祇官

△飯石郡

多禰郷掛合村、然即併掛谷多禰松笠坂本乙多田加食田掛谷宮内村吉田村爲一郷。(中略)

聞掛谷内日倉城有多賀與四郎及高野山光定者。居之有彼等之管内十四箇村。故

曰掛谷千賀地且以此村等。私呼曰掛谷郷耳。(下略)

式内狹長社、多禰郷掛谷村佐長、里加都手大明神也。

雲陽誌

飯石郡

勝手明神

風土記ニ載ル狹長ノ社は也。大和國吉野山勝手ノ社ハ、受靈命也。當社同ジ神ナルベシ。錄記ナシ。故ニ不分明。老祠官談曰。

古ヘ斯神鳥帽子岩ノ上ニ鎮座シ玉フ。其後狹長ニ遷宮シテ本社客人鳥居天正年中多賀與四郎道定造立

ノ棟札アリ。祭禮九月十九日、御幸獅子舞、流鏑馬。十月十七日夜神樂アリ云々。

琴神樂 維新前は宮内日倉八幡宮八宮内、掛合等十四ヶ村の大産土神として崇敬したるものにて毎年十月十七日掛合村内の地主株の人々抽籤により當番を定め神樂宿をせしものなり宿所主人は其月に入れば別火に依り食事をなし居間には注連を張り等し身を清淨にし門には門柱を建て當日は大名格と稱し行列を盛にして宮内八幡宮に參詣し幣を奉持し歸り村中の者を招き盛大に神樂を献じたるものなりしが維新後三四年は繼續せりといふ。

△出雲 雲 鉞

飯石郡

狹長社は多福郷掛谷村佐長里加都手大明神也

△出雲風土記解

飯石郡

狹長社鈔云多福郷掛谷村佐長里加都手大神也

書記ニ 伊勢之狹長田トモ有ルハ多氣郡ニテ佐那神社ト同ジク猿田彦神歟。

△出雲神社巡拜記

飯石郡

掛合^佐中勝手大明神^記狹長社^祭云まさやあかつかつのはやびあめのおしほみの命。

當村ニ日倉山ト云フアリ、此山ニ中古迄ハ記ニ云フ日倉社ト云フアリシヲ、故有テ今ハ掛合宮内村ニ移シ祭レリ。悉クハ其所ニヨツテ見ルベシ。

△出雲國神社考

飯石郡

多福郷 記云属郡家所造天下。大神穴持命、與須久奈比古命、巡行天下、

稻種隨此所。故種^{神龜三年}改字多福

是ハ二柱神ノ天下作堅マシテ、蒼生ニ耕作ヲ教ヘ賜ヒシ事ナリ。

(備考) 嘉永元年六月二日、狹長神社炎上、安政三年六月神主廣野家類焼ノタメ記録ヲ失ヒタルガ故ニ舊記ニ徴スベキモノナキハ遺憾ノ極ミナリ。

沿革

前述の事情により創立年代等不詳にして、且以前の構造等も知るに由なけれども、中古現今の地にありしことは確實なり。本殿と拜と殿を隔離せしを、明治四十一年拜殿を本殿の前面に引き寄せたり。後大正三年五月より工事を起し、同年十月竣功せしめ、本殿向拜中殿拜殿を連續せしむ。

末社

何れも八幡造なり。新八幡宮、稻荷神社、大元神社の三社ありしを、明治四十一年十一月郡リ神社、川上神社の本殿を移轉して、稻荷神社、新八幡宮を併て一社となす（大元神社其儘によつて末社は二社となる。又隨神門も當時無かりしを、大正三年十月現今の如く建立せり。

△狹長神社棟札

大檀那多賀山藤原朝臣道定 代官 藤原朝臣白次 神主 勝部朝臣久高 大衆寺

奉再興雲州飯石郡懸合佐中勝手大明神御社成就 干時天正拾壹年癸未陸月晦日

同藤原朝臣道信 代官 藤原朝臣水間定長 宮奉行 藤原朝臣光家 大工 藤原朝臣吉次 藤原朝臣大田信吉

棟上巳午時遷宮丑時欽白

國主堀尾山城守 當御地頭 堀尾修理頭 同代官 柿本九右衛尉 同 公文 藤原朝臣 小瀧平兵衛尉榮清

奉造榮佐中勝手大明神御神前 遷宮亥子時棟上未時一字祈敬白

當御地頭 荻野勝右衛門 御内 渡部少兵衛尉

當神主 勝部朝臣 廣野孫太夫祐久 同御息 神三郎 同 高橋市 藤原朝臣 景山右京守次 藤原朝臣 田邊宮内太夫

干時元和五年己未三月二十八日 一建立神宮寺勝願寺 文珠坊頼順

當國大守 御奉行 乙部九郎兵衛尉 公文 藤原朝臣 小瀧清左衛門

奉造立雲州飯石郡掛合佐中勝手大明神御神前 神主 廣野 吉兵衛 陰山左馬太夫

御代官 山崎藤右衛門尉 社僧 圓通寺

干時寛永廿一年十月十四日 棟上 酉時遷宮辰時 敬白

(明治十三年修理ノ際ノ棟札表面)

島根縣令 境二郎 飯石郡長 石原虎三郎 戸長 竹下儀造

修覆 出雲國飯石郡 掛合村郷社 狹長神社 詞官兼權少講義 勝部臣眞楯 町村總氏子中

紀元二千五百五十四年 明治十三年 氏子長本願白築政造 修繕係 岡田祐四郎 修繕係手傳

板垣忠右衛門 景山柳藏 大島仁平 白築利平 渡部忠五郎 竹下金之

(明治十三年修理ノ際ノ棟札裏面)

島根縣出雲國飯石郡掛合村郷社狹長神社ハ、皇孫正哉吾勝々速日天忍穗耳命ニ座マシテ、出雲風土記ニ曰ク、狹長社は也。星移物換リ、其先ノ儼然ハ不知ト雖モ、既ニ天正十一年癸未陸月晦日遷宮ノ棟札

ニ始リ、尋テ慶長十一年丙午十二月二十日及元和五巳未三月二十八日、寛永廿一年甲申、即正保元年、十月十四日、明暦三丁酉十月十七日、寶永七庚寅五月廿三日正遷宮ノ棟札ニ畢リ、其曆數凡ソ八十有餘年間棟札ナシ。今明治ノ秋ニ方リ、推テ事蹟ヲ敲テ猶搜索スレテ識不能也。嘉永元年戊申六月一日長クモ狹島神社炎上ノ事アリ次イテ安政三辰六月此

時ノ神主廣野家頼燒ニ罹ル故斯クモ不明ナルカ我不可識ト雖モ尙相似タルカ

然ルニ寛政七乙卯十二月廿四日遷宮ノ日アリ。此時神主ト神宮寺等棟札ヲ恣ニセント爭論ナセリ。其時幣頭職宮協造酒ナルモノアリ。示スニ棟札社納ヲ停メ云々。享和二年戊四月ニ逮テ、天日（田雲大社）隅宮ノ神庫ニ引揚之ヲ藏ス。爾來文政十亥十一月三日遷宮アレテ敢テ棟札ヲ不造。漸ク廿一年ヲ經テ前註ノ如ク、嘉永元戊申六月二日宮殿回祿シテ全五年壬子四月二日、遷宮アレテ復権例ニ據テ如前信是廣野家譜ニ殘レルノミ。我明治ノ聖朝ニ臻テハ一新復古、諸社神混淆ヲ排棄セラレ、神主ノ世襲ヲ除キ、殊ニ一社兩神主等ヲ刪リ、革テ官國縣鄉村社ノ曲ヲ置レ、郷社ニ詞官、村社ニ祠掌ヲ定メ、襲職ノ二輩ヲモ脱却シ、明治六年三月始テ眞楯詞官ヲ拜命セシヨリ、此郷ニ來往シ奉任スル既ニ八年、今茲ニ明治十三年庚辰十一月十二日ヲ撰ビ、更ニ正遷宮ノ棟札ヲ造リ、天正以還ノ舊緒ヲ續キ録シ、以テ永ク無窮ニ垂ント欲ル耳

大工	白築長藏	木挽	岡田武藏	景山種五郎
檜皮	原田源七	岩成清太		

今上嘉仁天皇內閣總理大臣
兼內務大臣大隈重信

島根縣知事 折原已一郎 飯石郡長 大道繁太
内務省 神社局長 井上友一 掛合村長 若槻直寛

拜殿改築

通殿新營

[illegible]

維時大正參年拾月拾八日工事委員

森山市右衛門
板垣喜市
岡田房市

木挽三島友市
棟梁坂口虎之助
石飛捨四郎
德島文三郎
若林松五郎
大野榮三郎
岡田辰五郎

大工石飛甚太
小瀧太五郎
飛田藏市
石飛作太郎
石飛正市
藤原吉太郎
石飛良太

檜皮岩成清太郎
棟梁清原林太郎
景山房次郎
石飛茂藏
阿部重次郎
石飛萬吉
岩成芳太郎
日倉秀三郎

廣野家系圖

初代 勝部 久高 天正十一年正月晦日奉仕
二代 勝部 孫太夫 慶長十一年正月廿日全
三代 廣野 孫太夫(改姓) 元和三年三月廿八日全
四代 廣野 吉兵衛 寛文七年十月十四日全
五代 廣野 上總 寶永七年五月廿三日全
六代 廣野 織衛 寛保二年九月四日全
七代 廣野 築前 寶曆四年九月十一日全
八代 廣野 上總 寛政二年六月十日全
九代 廣野 大隅 享保元年四月十五日全
拾代 廣野 大隅 文政八年三月十日全

士代 廣野 大和 天保元年四月廿二日全
士代 廣野 上總 萬延元年九月八日全
士代 廣野 速水 文久三年三月廿三日全
中繼者勝部眞樹 廿五年迄景山伊岐男(由樂男)
士四代 廣野 庸彦 明治廿八年九月卅日全
士五代 廣野 常盤 明治廿八年九月卅日全
右幼少ニ付中繼者トシテ福田鶴太郎明治四十年十月十五日
奉仕シ現今ニ至ル

秦家系圖

初代 五良太夫 奉仕年代不詳
二代 五太夫
三代 市正
四代 左太夫
五代 外(後市正ト改ム) 自天文八年至天正癸年
六代 豐後 慶長五年迄

七代 市正(後左馬太夫ト改ム) 寛永七年迄
八代 左馬太夫 万治三年迄
九代 秦 豐前 延寶三年迄
拾代 秦 虎衛 元祿十四年迄
士代 秦 左進 享保十一年迄
士代 秦 左秀 天文二年迄
士代 秦 對馬 寶曆八年迄
士代 秦 因幡 享和二年迄
士代 秦 近江 天保六年迄
士代 秦 山城 安政三年迄
士代 秦 市正(後眞壽美ト稱ス) 明治廿二年迄
大代 秦 奎之進 現在

(七代迄ハ秦野姓 八代左馬太夫ニ至リ陰山ト改姓 九代ニ至
リ秦ト改ム)

神社の經營

舊藩時代に於ては、御供田と稱するもの九畝四歩あり。此れより得る收入を以つて神社の經營に充て神職は村民の齊錢齊米、解除及御日待等による收入によつて衣食をなしたるなり。かくて維新の際解除は米解除及麥解除となり。遷宮の際神職の家屋の改築並修繕をなし來れり。而して維新の折に御供田は上地として官有地に取上げられ、これが拂下げとなり、廣野家等これの買入れをなせり。

然れども時勢の進運と生活の向上とは、到底かゝる有様にては、神社及神職の維持困難なるを認められ、明治廿九年舊正月、狹長神社外十二社月次御供米募集をなすこととして其趣意書次の通り調製せり抑々吾産乃大神波掛卷母綾爾恐伎天照大御神乃八坂邇乃曲瓊天乃眞名井爾振濯伎豆狹嚙爾嚙美豆吹葉留伊吹乃狹霧爾成生世留大神ニシテ恐禮多伎事ハ昔久人乃能ク知ル處ナリ然ルニ此神此地爾勸請乃古キ事數百年來ナルモ未タ御神地ナルモノ無之ニ據ル歟漸クニシテ氏子等ヨリ年一度ノ祭禮ニ御供ヲ献スルマデニシテ實ニ神恩ヲ頂ク事ハ日々ニシテ之ヲ報謝スル事ハ少キニヨル依之今般御當社ノ氏子板垣忠右衛門ナルモノノ發起ニ基キ御神慮ヲ慰メンガ爲メ該神職ヲシテ毎年月ニ三回ノ吉日ヲ撰ビ（即チ朔日十五日廿八日）氏神ヲ始メ境内末社各區拾貳社ノ小社ヘモ供物ヲ献セン事ヲ氏子諸君ニ議リ則チ惣代諸君ノ賛許ヲ得テ始メ玉ヘバ本村氏子ノ諸氏前件御洞察有之候テ可成御供物ヲ献上アラシム事ヲ偏ニ懇望ス頓首再拜

明治廿九年舊正月

神社御供米規約拾ヶ條を定め、毎戸毎月一合宛年一升二合を献じ、其總額の内より毎年一俵宛惣代保存し其殘餘は、社司ヘ七分社掌ヘ三分の配賦することとなせり。

其當時に於ける各區戸數及供米額左の如し

第一區	五斗八升二合	四十九戸	第五區	四斗六升六合	四十九戸
第二區	五斗一升四合	五十五戸	第六區	五斗〇四合	五十三戸
第三區	四斗六升	三十九戸	計	三石〇五升四合	二百九十一戸
第四區	五斗二升八合	四十六戸			

（備考）當時の米價貳圓八拾錢位のもの

各區内に於ても一人前一升二合負擔せざるもの多々あり。或人は六合、或は三合もあり。

當世の進展には對應し難く、神社の合祀行はれ、又三十九年には制度の改正となり、神職は氏子課當並神社收入金より月俸を支給せらるゝに至り、明治四十五年本村も之を實施せり。其當時の神社の歳入出豫算總額貳百八拾四圓。内氏子課當金貳百拾圓なりき。因に大正十三年度に於ては豫算總額壹千七百參拾六圓、内氏子課當金壹千貳百七拾五圓なり。

惣代制 明治十年惣代制に據るべく其筋より申合せ出でたるにより、本村に於ては白築政造、竹下莊太郎の二名之れに當りたるが、更に明治十四年八月内務省令をもつて惣代設置の指示あり、よつて白築政

造・竹下莊太郎、落合太藏の三名之に任じたり。而して滿三ヶ年の任期を経て數回の改選行はれ、人員も五名乃至七名となれる事もあれり。かくて大正十二年に於ける惣代左の如し

橋詰末太郎 竹下儀造 岡田房市 板垣愛藏 白築祐久 渡部藤一郎

一、無格社稻荷神社

(掛合村字松尾鎮座)

御由緒

祭神 宇氣母智神

御當社の創立年代不詳、古老の口碑に舊昔大洪水のありしとき、當村字梨ノ木原の川原に、小祠流れ付きぬ、其時豫て稻荷神を信仰するものあり、拾ひ上げ扉を開き改むれば、黄金夥敷納めあり、依て其の黄金を以て田畑を購ひ、庭内に鎮座し、日夕尊崇怠らざりしも、死没せるを以て組内の者相議り、現今の地に移し勸請せしと、信偽判じ難しと雖も、田畑山林の現存せるは事實なり。明治十七年迄は狹長神社の攝社たりしも獨立して無格社となる。

又傳説に曰く

社宮廣野氏京都(上京)吉田官(社家管領)より裁許狀拜受の際、松尾稻荷大明神(現今の伏見稻荷神社)の御分靈奉迎し歸り、現今の地に社殿を造り、松尾稻荷神社と稱へ、是に奉遷し、地名を松尾と名付けた。即ち現今に至るも松尾と稱せし所以なり。

明治二十八年の最初の信徒惣代

帶刀源九郎 大島仁平 板垣喜市

大正十二年全上

白築祐久 帶刀芳衛 板垣良太郎

明治三十九年豫算總額參拾貳圓。大正十二年度全上七百圓。課當金なし。

宗教

宗教的信仰は固より祖先を崇拜し、神佛に奉仕する式例祭典の如きは之を殆ど缺ぐことなく、各人意を留むると雖も、之れ多く形式的因襲的にして、眞の信仰生活に住するもの少く、迷信的行爲に耽るもの亦少からざるは、識者の遺憾となす所なり。

此項に關する舊記なき故に、確實なる統系的のことは知られざるも、推測により村民の信仰狀態の變遷を述べ置くべし。

往古徳川幕府時代にありて、切支丹宗門嚴禁の結果は、山間までも宗門改めのことあり。寺門に於て現今の戸籍に關する様のことまで取扱ひ、村民の宗門を調べたるものなれば、村民全部佛教信者なるは勿論のことなり。然して村内二百年以上の舊家調によるときは、代古家、曹洞宗宗圓寺及岡田家以外は(日森氏は元尊正寺門徒にて中途轉檀越り)全部本願寺派門徒なるに徴すれば、舊幕時代より阿彌陀如來の信仰深き地方なるは疑

なく、現時も専正寺外隣村の本願寺派門徒多くして、曹洞宗宗圓寺に屬する門徒も、近來幾多出來たるが、日蓮、天臺宗に屬する門徒は極僅少なり。

右は寺檀關係より推したる宗派別の觀察なるも、古老の傳説によるときは、幾多の草庵ありて、各種の信仰傳へられたるものなり。

一、小松寺 上下井原谷字小松寺と云ふに、小松寺と云ふ堂宇存在せりと。同地より遠からざる井原谷口「中々」の屋敷上に、經塚と云ふあり。また下に觀音堂あるも、この寺に因縁あるものならん。

二、大向寺 大向藤原氏屋敷上みに、大向寺と云ふありて、今も字地名に寺屋敷と云ふあり、附近に觀音堂あり。

三、宗源寺 岡田家の屋敷を宗源寺と呼び、其上に觀音堂のあるより推せば、全所にも寺のありしなるべし。

四、洞泉寺 字西谷に洞泉寺と云ふ家號の農家と附近に觀音堂あり、

五、天德寺 字穴見谷に天德寺屋敷ありし、其地は今組持として存す。

六、慈眼院 佐中に家號<sup>（若槻現村
長の宅）</sup>と稱する屋敷附近にありしものにて其寺の什物たりし鐘、今本清水に存す、銘に

雲州飯石郡掛合村慈眼院諸且方中以資助休沙門改之。室町住出羽大椽宗味作元錄三庚午初秋吉辰

敬曰珊瑚枝上玉花開風迎清香遍九法

七、觀音寺 佐古にあり、境内地五畝十二歩

八、淨光寺 西側にあり、境内地三反一畝十八歩ありしも、本尊は宗圓寺に移し、地所は維新の際上地の^上、拂下となりしなり。

九、正願寺 佐中にあり眞言宗に屬し、舊幕南部神道時代には、狹長神社の奥の院として盛大なりしものにて、境内地反別二反六畝十八歩は、明治五年上地せられたるものなり。其當時の堂宇は覺宗山に移し、天臺宗沙門釋智輪師の住宅となし。本尊大日如來は般若經（神社火災の際焼失一部現存）と共に松笠村西藏寺にあり。

因に大日如來は吉田村出身彫刻家内藤氏の説には、足利時代の末期より徳川時代の初期の製作にて上等の作なりと。

其他あれども調査不可能につき省す。

宗圓寺

曹洞宗、寶涌山、宗圓寺は本尊釋迦如來を安置し、開基は日倉山城主多賀與四郎尉通定氏なり。天正七年九月九日に卒し、清水坂に葬る其碑に、

宗圓開基寶涌院殿湖峯宗珊大居士神儀

とあり、其の左右に天正七巳卯年九月九日多賀與四郎尉通定の文字を刻し、其傍に殉死者の碑として、從士七人の法名と、俗名を刻しあり。(七士の名は別項にあり)之れ等の菩提の爲めに横山和尚を開山として天正十二年五月一寺を建立したる者が則ち宗圓寺なり。其後幾多の星霜を経て傾頽に及び、此に於て當山現鑑覺峰源長和尚が十方檀信の寄附を得て、文化九年三月再建供養法會を舉行せしが即ち今の宗圓寺の伽藍なり。而して今寺は横山和尚を開山として、二世栗恭、拈橋、道仙、素芳、惠輪等の各歴代を経て、明治三十七年八月七代素量和尚遷化するや、現住超天和和尚來山せり、而して和尚寺門の衰頽を歎き大正六年十月檀信徒に喜捨を乞ひて梵鐘を鑄造し、又大正八年より五ヶ年繼續事業にて大正十三年五月總工費壹万數千圓を投じて本堂再建を計畫せり。

全寺にありては般若會、施餓鬼會等の法要を營み參詣者の爲に精神の開拓を計らる。

殉難七士の姓名は左の通りなり

忠齊道義信士	俗名 佐 施彦 三郎	忠軒厚義信士	俗名 多賀彦 太郎
忠庵全義信士	全 多賀次郎左衛門	忠屋觀義信士	全 多賀彦 六
忠家周義信士	全 多賀大藏左衛門	忠舍立義信士	全 狩野新藏人
忠室順義信士	全 狩野新左衛門		

狹長神社には此七勇士の木像を安置せり (口繪參照)

專正寺

專正寺は佛土眞宗本派本願寺派に屬す、堂宇建立創設の年月は不詳なるも、全寺本尊阿彌陀如來の御像は、松平直政公の入國と全年、即寛永十五年九月四日京都本派本願寺より下附せられたる裏書あれば其以前の建立なるべしと、時の住職は教善と云ふ、二代教面師の際寛文八年良如上人の、御繪並に寺號の許可ありたり。更に元録五年大子、七高僧の奇進あり。三代智雲師の享保十一年七月、喚鐘新鑄のこどあり。其より心空、教空、芳空、智空の諸師を経、義了師の文政六年十月、梵鐘新鑄、藩主より現在の馬場路敷地の下附あり、大蓮師天保七年五月信明院御繪、嘉永元年六月信証院御繪申し請、佛具の新調をなし、尙安政二年より庫裏再建に着手せり。拾代觀善師明治十四年廣如上人全二十二年御繪傳を申し請けらる。而して現代觀三師明治二十六年本堂屋根替をなし、後全三十年坂路を石壇に改造せり。

寛永十五年九月本尊佛像本願寺より下附の節の古記に曰く、端書無之。今度教善木佛被望申上候處被成御免候間各難有被存彌々法儀無油斷被相嗜肝要候御裏被遊次第に後より指下可申候間可被得其意候

寛永十五年九月九日

川那部主馬首

阿彌陀佛の信仰 眞宗專正寺に於ては、一月九日より十六日に至る間、宗祖大師の御正忌法要を又春秋兩度の彼岸中、其他永代經、法恩講等の法會を營み信徒の信仰心を養ひつゝあり。

尙明治十八年より三季講とて全信者の會合を結び、相互の信仰座談をなすあり、其他佛教婦人會、教盛

會等の催しありて其の信念を涵養しつゝあり。

観音の信仰

本村内には出雲國三十三番の札所寺なきも、郡内口部に峯寺・禪定寺・圓通寺・壽福寺等の諸寺あれば、其の影響により往古より其の信仰の盛なりしは疑ひなく、村内にも地下札三十三所なるもありて、寛政年間（百三十年前）に早くも村内の札所に御詠歌の奉納ありしことは、本白築氏所藏の御詠歌集に見へ、その後八十年前、天保年間にその信仰の盛なりし様も全集により推測せらる。亦御詠歌を平岩白根爲五郎なるもの作りたるこの説あり、後明治の中頃竹ノ内源藏欠げたるを補ひたりとのことなり。

御詠歌の寫し左の如し

掛合村三十三番札所御詠歌

壹番 宗圓寺 佛のちかひ たのもしき哉
今さらに もふではじむる 宗圓寺 佛のちかひ たのもしき哉
貳番 日倉山多賀堂
むかしより 今にたいせぬ 御佛と かうとくふかき あな觀世音
參番 平岩瀧庵
わけゆけば 水上きよき 平岩の 瀧の庵に ひびくたき津せ
四番 上大向白須庵
信あれば そのとく多し 大向 みのゆくすへの たのもしきかな

五番 川上清淨堂
川上に のはりてみれば おのづから 水のながれも いさぎよきかな
六番 馬繫原岩屋寺
いつくしみ ふかき岩屋に 觀世音 よわいいなく 馬繫の原
七番 井原谷千手堂
只頼め 大じ大悲の 千手堂 御手のかすかす めくみからなん
八番 穴見谷天徳寺
朝彦の かげもくもらの 天徳寺 この御佛の ちかいあらたか
九番 山崎明法寺
よのおとを のがれてきけば ありがたや 御堂のかねの ひやく山崎
十番 角宗因縁堂
二世の願 まんぞくせんご 角宗の 因縁堂に まいりてぞしる
十一番 淨光寺
はるばると まいるころは 淨光寺 佛力ふかき こやす觀音
十二番 宗源寺
もろ人を もらさですくふ 宗源寺 ながれのすへも ふかき谷川
十三番 佐古高音寺
觀音の 御名をこれに 高音寺 たかいといども ありがたき哉
十四番 郡田中庵

慈悲ふかき 田中堂の 觀世音 あゆみをはこぶ まことありけり
 十五番 郡 本人堂
 正しきに あをげたかき 本人堂 二世をたすくる この觀世音
 十六番 野田常願寺
 はるぐと のほりこそすれ 常願寺 すすしかるらん 松風の音
 十七番 後松尾松尾寺
 ところいふ みどりもたつや 松尾寺 みがけあらたに うかむうれしさ
 十八番 梨戸山居
 一筋に うきよをよそに 山居して こうろにちりも なしといふらん
 十九番 前松尾明法院
 解脱せん ひこを松尾の 明法院 はちすの上を おもいやりつゝ
 廿番 十日市金剛堂
 いく度も まいるころろは 金剛堂 さやかにてらす 山の端の月
 廿一番 十日市弘福寺
 おしなべて あゆみをはこぶ 弘福寺 くどく利益も ふかき御佛
 廿二番 十日市揚柳堂
 まいる身は 大日田の ようりう堂 みのゆくすへぞ ありがたき哉
 廿三番 添原蓮花堂
 このさとへ まいるそのみも 佛なり はちすの上の つゆの身なれと

廿四番 西谷洞泉寺
 梵音の ひゞきは洞の 泉とや 心もきよき 西谷の水
 廿五番 石原世尊堂
 石原の 朝日かやく 世尊堂 もらさすくふ 南無觀世音
 廿六番 松尾屋上珠藏院
 ながむれど 月もくまなき 珠藏いん 只かげ頼む 老もわかきも
 廿七番 橋詰切徳院
 のりのれて いきくぞうれしき 金原の 切徳いんの 峯のあらしに
 廿八番 金原古櫻堂
 はなのちも 道はととわば 古櫻堂 前でぞしるべ 萬の名號
 廿九番 大田屋大雲堂
 大ひなる 雲はれ月の かがやくも この觀音の 妙智力な梨
 三十番 佐中閣浮堂
 ありがたや 二重花さく ゑんふ堂 頼めば富も うるどぞきけ
 卅一番 勝願寺
 二世までも たのむ心は 正願寺 はや屋すくどするかな
 卅二番 洞光寺
 くれ竹の 葉おとも法と きくどきは たのまの人も あらじよとおもふ
 卅三番 慈眼院

ふたはらに まことの心 あるからは 慈眼祝衆と 何うたがわん
このさは げにも大悲の 道引が しばしがうちに みつる順禮

午三月三日 四月八日 改

以上は安政五年に寫せし物にして當村字西側福場氏所藏の品なり

南無大慈大悲觀世音菩薩

地藏菩薩の信仰

地藏尊の信仰も、往古よりなしたるに相違なきが、其何時代に盛なりしは知るによしなきも、現代宗圓寺門に安置せらるゝ立像は、享保十二年の建立なれば、二百年近くの古像にして、その脇の小なるは全じ享保五年某主少女追善の爲に作られし物にて、古も子供の追福に地藏尊を信仰せしものと見ゆ。降りて凡百五十年前前明和の頃の作にして、町内地藏井手の側に在りしなり。然れども、道路開修迄は掛合町も現在の竹ノ下町尻傳太郎氏の所迄ありし故に、同所の井戸の側におきしものなり。其爲めに同氏の前の井手は地藏井手と稱せし由。現今にては宗圓寺境内に移轉せり。其他村内に七八ヶ所六地藏の存在を見る。然し此六地藏の多くは變死又は愛兒の死等に遇いたる人の追福の爲に建立せし物多し、而して現今は春秋兩度の彼岸會にはこの地藏巡りをなすもの多し。

弘法大師の信仰

所謂大師巡りの盛になりしは、此地方にありては飯石村多久和壽福寺先住（明治三十一年亡）の新四國靈

場の名稱のもとに、地方へ八十八ヶ所を配當せられたるによるならん。而して本村にては六十二番宗圓寺（本尊十一面觀音大師）六十三番覺宗山（本尊毘沙門天王）六十四番利源堂（阿彌陀如來）の三ヶ所ありて、多少其の信仰の中心となりし觀あるも、他村の如く盛大ならざりし如し。然し舊幕時代氏神の御神体に大日如來を奉じありと傳へらるゝ、又舊領が眞言宗一宮村峯寺（一名普光寺）に屬したるにより察するときは眞言宗の信念ありしには相違なし。

大正十二年に至りて當村にても藤原金次郎氏及來原熊市氏と協力して村内新たに八十八ヶ所の御大師を勸請して以來、頓に村民の信仰も深くなり春秋二回他村よりも來りて大舉巡禮姿とりぐ村内を横行し各所にて盛なる接待を行ふに至る。

藥師如來の信仰

出雲國內に一畑藥師ありて、古來より眼病患者の祈念する所なれば、引いて其信仰は稍々ありしものゝ如く、町上には慶應年間建立の石碑あり。其の碑文は清水菴庵氏の筆なりと聞く。其他藥師如來の石碑は少なきも各戸に其の守護符の貼付せられあり。

神道

神道には大社教、八雲教、天理教、黒住教、美保教會、稻荷教會講等ありて、大社教は明治八年頃より、八雲教會は全十二年頃より、天理教は全二十七年頃より、黒住教は舊幕末より明治七八年頃迄美保

教會は（主として佐中部落）大正十二年より稻荷教會は大正五年より、それ／＼其出雲大社、須佐神社大和の天理教、岡山縣黒住教、美保神社、京都伏見稻荷神社の崇敬者によりて組織せられたり、キリスト教も明治二十年前後に於ては宣教師時々來りて聖書を配本し等して布教に努めたることあるも其信者となるものなく、今は全く宣教師の來ることなし。

▽上地下には簸川郡矢尾の天王を勧請せる天主山なるものあり、これは大向の常次中屋の定太郎發願にかゝるものにして、六十年前には非常に盛なりしもの、如く、慶應年中には幟も拾數施を奉納し、露店を出し、町よりも多數の來拜ありて繁昌せしものなり。

其他大山、社日、秋葉等守護神の信仰も時々應じ相當に流布せし様なり。又竹下儀造氏境内には惠美須神を祈り、八月二十日には祭典あり、町内一般に信仰しつゝあり。

此惠比須神の宮は元來目下縣道の敷地内にあり、明治十九年此れが移轉に際し、竹下儀造及日森文太郎の兩氏に於いて抽籤の結果現在の竹下の境内に安置せられしと云ふ。

▽稻荷大明神に關する信仰が迷信となり、古往より出雲の人狐、土佐の犬神憑信濃のクダ狐等は、迷信中にも最も著名のものとして、古書に見ゆる位なり。従つて此思想は我村にも入り來り稻荷神を祀する様になりたるもの、如く、現に嘉永二年には人狐持の唱導につき其筋より嚴禁せられ、村民一同之れに受書をなし、調印せし書面あるによるも、その弊害の程も思われるなり。松尾及佐古の稻荷神等由來古き

やに考へらる。

因に眞の狐は明治五六年頃に最も多く、家路にまでも來り遊び居りしが村上郡長轉任の頃より其影を失いたるなり。

教 育

寺子屋時代

舊幕時代文化未だ開けざる時にありては、普通教育は諺かに所謂寺小屋によりて行はれたるものにして、教師には普通僧侶神官醫師及名主、其他多少文字を解する者之に當れり。而して其修むる所のものとしては、讀み書き算盤にして、習字本は師匠手づから書きたる伊呂波、數字、名頭、苗字盡、國盡、消息往來、商賈往來、百姓往來等にして、讀書には男子に於ては實語教、童子教、孝經、大學、小學等女子に於ては百人一首、女今川、女孝經、女大學等を使用せしも、授業時間等は一定せずして全く個別教授なり。

本村に於ける寺小屋は、明治五年八月學制頒布前には、專正寺宗圓寺清水醫師及上代宮家等にて二三名宛手習ひせし者ありしを、全制發布と全時に宗圓寺を仮校舍として收容せり。爾來或は清水、或は專正寺と轉々として移りたるものなりと云ふ。

飯石郡組合高等小學校

一六〇

本校は明治二十年創立當時は、佐中掛合村尋常小學校の一部にて授業を開始し、後松江より大工多數に來り、今の松江銀行支店裏竹下酒造場の所に一大校舎を建築移轉するに及び。時の校長は山田良次郎氏なり。かくて四國より英語教師として重松某氏を迎へ等して漢學等も加へ殆ど現在の中學校に似たる程度の授業を課せられ居たりしが、明治二十八年に廢校となり。校舎は三刀屋村外二ヶ村組合高等小學校の校舎とし移轉建築せり。

尙此學校開校當時は郡内唯一の學校なれば各村より來り學ぶ生徒多數ありて貳百に近き生徒を收容せりされば泉榮太方を寄宿舎とし與飯石の人々合宿し、佐中邊にも下宿屋を開業し生徒の止宿するもの多し西洋繪家石橋和訓氏初め郡内多數の名士此學窓に學びたる人なり。

小學校設置時代の狀況

明治五年學制の發布せらるゝや、本郡内各地相競ひ地を相し資を投じて學校を設置せり。本村又其翌六年五月廿四日小學校を宗圓寺に開く。即ち第四大學區島根管下第十九中學區飯石郡掛合村第五番小學校之なり。設置區域は、掛合村掛合町吉田村吉田町民谷宇山村多根村須所村坂本村松笠村等にして、本校或は分校を置きて各兒童を收容せり。分校の狀況次の如し

1、宇山分校明治七年三月十五日開校（吉田村宇山清岸寺）分離年月日不詳

2、吉田分校明治七年五月五日吉田村桂昌庵に開校全年七月十三日田部小學校設置ト同時ニ分校廢止

3、須所分校明治七年六月二十九日須所村妙吉寺ニ開校全八年十一月四日多根分校ニ合併

4、多根分校明治七年六月二十九日多根村葛丸明家ニ開校全廿八年八月聯合會決議ニヨリ分離

5、松笠分校明治十二年開校全廿年聯合會決議ニヨリ分離

次で明治七年六月二十九日本校を宗圓寺より掛合村七百六十七番屋敷清水友達屋敷長屋に移轉せり。更に全八年五月十八日再び宗圓寺に、全十二年八月佐中舊區會所跡に移轉し、全十四年九月二十七日狹長神社拜殿に分校場を置けり。

明治五年學制發布以來數回改正せられて、明治十九年に至り、始めて小學校令と稱せらるゝに至る。之と同時に施行規則並に實施規定の發布をみる。尤も現行法は明治三十三年八月勅令を以つて發布せられしものなり。これとても國勢の發展時勢の推移につれて、數回部分的改正をみたるは勿論なりとす。

かくの如く十九年に至り小學校令となり、制度稍々整ふに至りたるを以つて、本村學校も此頃に至り稍々學校としての内容又みるべき狀況となれり。かくて明治二十年十月十一日現在校舎の地所に、四間に七間の平家造と、四間に九間の二階建校舎とを新築せり。全廿五年十月十二日高等科を併置せり。しかして四箇學年一ヶ學級とす。全二十九年四月十日校舎は不幸燒失せるを以つて高等科を廢止せり。

かくて十月全敷地に二教室分凡そ七十坪の校舎を再建して學習せしむるに至れり。次で明治三十二年四

月一日、廊下付一教室分廿五坪を増築、全三十三年更に二教室（内庭物置廊下付）五十坪を増築し、全時に校舎の余裕をみたるを以つて、高等科を併置せり。更に三十五年現在の跡操場（廿五坪）を新築し茲に設備大に完成の域に達せり。かくて明治四十一年に至り學制の改正につれ、尋常科四ヶ學年を六ヶ學年とし、高等科を參學年制に改正す。

義務教育延長後の狀況

義務教育延長のため校舎狹隘をつぐるに至れるを以つて、明治四十二年作法室外二教室（六十七坪半）現在南側校舎の増築をみたり。尙四十四年八月に至り宿直室（三坪）を増築、大正元年十一月雨天体操場二十五坪増築大正五年六月三十日御眞影奉藏庫を新築せり。かくて大正十一年に至りしが校舎甚だ舊造のため兒童の學習上養護上訓練上欠陥多きを認め、村有志間に校舎改築の議起りしが極めて迅速に進捗し、遂に七月に入るや工事に着手するに至れり此工費三万五千圓。しかして西面せる舊校舎約四十八坪を後方に移轉し、北側校舎を取毀ち、その後に見校舎、奥行五間二歩五厘間口三十間總二階建の堂々たる校舎の新築をみ、それと同時に村有志及卒業生より備品充實のために寄附を募り貳千參百餘圓を得て、内部の設備も整備し、兒童の教養上甚だ良好なる結果をみつゝあり。

小學校教育上の諸調査

一、重要記事

- 1、明治六年五月二十四日開校。
- 2、明治二十四年一月十三日教育勅語贈本下賜。
- 3、明治二十六年三月四日 明治天皇昭憲皇太后兩陛下御眞影ヲ奉戴ス。
- 4、明治二十九年四月十日校舎ハ不幸ニシテ燒炎スルノヤムナキニ至リ、殊ニ恐多クモ兩陛下ノ御眞影ハ他所ニ奉安スルノ暇ナク全ク炎上シ、眞ニ恐懼措ク所ヲ知ラザル所ナリキ。
- 5、明治三十年一月十二日英照皇太后陛下崩御ニツキ五日間休校哀悼ノ意ヲ表シ奉ル。カクテ二月七日御大葬當日ニツキ遙拜式ヲ舉行シ校長訓話ヲナス。
- 6、明治四十三年十一月一日御眞影奉戴ノタメ小汀校長原助役本縣廳ニ出頭、午後七時奉戴歸村、黒田訓導以下學校職員及ビ役場吏員學務委員等十日市ニ出迎ヒヲナセリ。次デ翌十一月三日奉戴式ヲ舉行シ、學校ハ勿論村民一同二十九年以來初メテ安堵ノ胸ヲナデ喜色ニ満チタリ。
- 7、四十五年七月三十日、我六千萬國民ハ等シク腦底ヲ鐵槌モテ打タレシヨリモ尙強キ驚キヲ感ゼリ。手足ノ筋肉ハ骨カラ離レシガ如キ悲ミヲ覺ユ。心臓ノ鼓動ハ停止シ、血ノ流れハ止マレルナリ、即チ神ト敬ヒ父ト敬ヒ慕ヒ奉リシ 明治天皇ハ、ヒタスラ祈リニ祈リシ甲斐モナク、遂ニ崩御遊バサレシナリ。
- 8、九月十三日午後九時ヨリ 明治天皇御大葬遙拜式ヲ校庭ニ舉行ニツキ、職員兒童參列遙拜ヲナ

シ哀悼ノ意ヲ表ス。

9、大正四年十月十七日 今上陛下御眞影奉戴ノタメ小汀校長郡衙ニ出頭、兒童村民郡衙前ニ奉迎當校ニ歸リ直ニ奉戴式ヲ舉行ス。

10、十一月十日 今上陛下御即位式當日ニツキ午後二時半ヨリ御眞影奉拜式ヲ舉ゲ、三時半万歳ヲ三唱シ皇室ノ御盛運ト國家ノ隆盛トヲ禱リ式ヲ閉ヅ。

11、大正五年十月二十八日 皇后陛下御眞影奉戴ノタメ小汀校長郡衙ニ出頭、村民兒童郡衙前ニ奉迎、直ニ學校ニ引返シ奉戴式ヲ舉行ス。

12、十一月三日立太子式當日ニツキ、奉藏庫前ニ於テ兩陛下ノ御眞影ヲ拜シ、遙拜式ヲ舉行シ、皇室ノ彌ヤガ上ニ榮エマサンコトヲ祈リ奉ル。

13、大正十一年七月二十六日校舍改築工事ニ着手。

14、大正十二年五月二十三日新築校舍落成式ヲ舉行シ、來賓並一般村民等約五百名列席ス。

一、學齡兒童並就學歩合

明治三十二年學年度以前は記録なきため不明なり。兒童數は逐年稍々増加しつゝあるも、其増加狀況は、一般に不振と云ふを得べく、就學歩合は、全國平均等に比し尙又縣のそれに比較すれば、大体に於いて良好なりと認む。しかも逐年良好の成績を呈しつゝあるは、眞に喜ぶべき事なり。然れども癩疾の

ために止む得ざる不就學者あるは、是れ亦いかんともすべからざる次第なりとす。

左に歩合に關する表を掲げて參考に供す

學年	學齡兒童數	就學兒童數	就學歩合
明治三十二年	二二一	一九一	九〇・五二
明治三十七年	二二四	二〇三	九四・八六
明治四十二年	三〇六	二六五	八六・六〇
大正三年	二六九	二六九	一〇〇・〇〇
大正八年	二八九	二八九	一〇〇・〇〇
大正十二年	二四六	二四五	九九・五九

三、教育費

時勢の進展につれて、教育の普及徹底も漸次進度を加へ、隨つて教育費も年々増大をなすに至れるは實に當然の傾向なりとす。即ち次に示す數字によれば、其大要を知るを得べし。

學年	年經費	兒童一人當リ
明治六年	一三四・〇〇	不明
明治九年	一三三・〇〇	全
明治十二年	一一四・〇〇	全
明治十五年	一五四・〇〇	全

明治十八年	四八八・〇〇	全
明治二十一年	二四八・〇〇	全
明治二十四年	三一四・〇〇	全
明治二十七年	三五六・〇〇	全
明治三十年	不明	全
明治三十四年	九九四・〇〇	全
明治三十七年	一、〇七二・〇〇	四 三・九七九
明治四十二年	一、四〇八・〇〇	五・〇一二
大正三年	一、六三四・〇〇	四・六〇三
大正八年	三、一三八・〇〇	六・九二五
大正十二年	五、九一三・〇〇	一三・一三〇
		二四・一三四

四、學級編制の狀況

明治二十九年年度以前不明
明治二十九年四月焼失當時 高等科一ヶ學級 五月焼失 高等科廢止
尋常科二ヶ學級
明治三十二年 尋常科三ヶ學級トス。 明治三十三年 高等科併置一ヶ學年(三學制)
明治三十四年 尋常科ヲ四ヶ學級トス。 明治三十六年 高二ヶ學級尋五ヶ學級

五、職員

大正二年 尋四ヶ學級
大正八年 尋五ヶ學級
大正十一年 尋六ヶ學級

學年	校長(主席教員)	教員	雇	授業生
明治六學年	勝部眞盾			秦 奎之進 竹下良三郎 佐藤八洲 田部甚七 須山爲藏
全七學年	勝部眞盾 清水道達	田邊 薰 清水正五郎 竹下良三郎 秦 奎之進		
全八學年	清水道達	清水正五郎 竹下良三郎		
全九學年	秦 奎之進	竹下伴三郎 岩本法宗		

全 十學年	全 十一學年	全 十二學年	全 十三學年	全 十四學年	全 十五學年	全 十六學年
秦 奎之進	全	全	清水正五郎	全	全	全
	清水正五郎	全	秦 奎之進	全	全	
竹下伴三郎 岩本法宗 堀江庫太郎 阿部新市	堀江庫太郎 阿部新市	全			岡田藤一郎 高橋金三郎	秦 奎之進 高橋金三郎 岡田藤一郎 竹下柳三郎

全 十七學年	全 十八學年	全 十九學年	全 二十學年	全 二十一學年
清水正五郎	全	全	全	西川扇之助
	伊達勇之進 帶刀甚四郎	小野寺益樹	中村鷺造 高見岩造 吉川和市 但馬永次郎	石原ムメ 吉岡知太郎
大島兵五郎 竹下柳三郎 奥井豐市	竹下柳三郎 奥井豐市	竹下柳三郎 大島兵五郎 吉岡知太郎 奥井豐市 内田喜三郎	岡喜三郎 吉岡知太郎 芦田末之助 但馬永次郎 板垣愛次	奥井豐市 大芦末之助

學年	校長	訓導	雇	授業生
明治二十二學年	西川扇之助			奥井豐市 大芦末之助
全二十三學年	中村龜三郎 佐藤喜一郎		神田龍三郎	奥井豐市 白根末之助
全二十四學年	佐藤喜一郎		秦奎之助	白根末之助
全二十五學年	全	恩田馬之進	森本夕永 重松隆壽	
全二十六學年	全	恩田馬之進 宮崎林五郎	森本夕永 重松隆壽	
全二十七學年	佐藤喜一郎	曾田金三郎	長廻寛 森本夕永 大島愛次郎	

學年	訓導兼學校長	訓導	准訓導	代用教員
全二十八學年	全	山中菊太郎	長廻寛 森本夕永 大島愛次郎 上村辰 白神鶴雄	
明治二十九學年	佐藤喜一郎 小倉鍛助	山中菊太郎		白神田鶴雄 大島愛次郎 上村辰 森本夕永
全三十學年	小倉鍛助 北村信彦	山中菊太郎	小田吉太郎	
全三十一學年	北村信彦		小田吉太郎 須山好三郎	森本夕永 加納租造
全三十二學年	全	渡邊喜三郎		小田彌五郎 森本杏助

全 三十三學年	全 三十四學年	全 三十五學年	全 三十六學年	全 三十七學年
北村信彦 石田常三郎	石田常三郎	石田常三郎 弘中國吉	弘中國吉	弘中國吉 恒松茂雄
渡邊善三郎 瀬田伴太郎 松尾良二 竹下キヨ	竹下キヨ 松尾良二	竹下キヨ 大野督義 松尾良二	恒松茂雄 大野督義 岸野賴三郎 榎崎千歳 竹下キヨ	景山眞盛 榎崎千歳 岸野賴三郎
中田杏助 吉岡清彦 景山久清 安井信三郎	安井信三郎 石田恭造	難波盛之助 岸野賴三郎	須山武一	竹下デン

全 三十八學年	全 三十九學年	全 四十學年	全 四十一學年	全 四十二學年
恒松茂雄 稻田虎若	稻田虎若	稻田虎若 杉原龍藏	杉原龍藏	全
景山眞盛 吉岡彦彦 榎崎千歳	全	吉岡彦彦 小林季雄 永田リャウ 榎崎千歳	吉岡彦彦 小林季雄 永田リャウ 榎崎千歳	全
	景山藤三郎		小村サト	熊谷光雄
	矢田部美佐保 永井莊造	矢田部美佐保 眞野晨之助	恒松キヨ	樺一眞照 巖井雄 奥藤吉男 後藤吉男

全 四十三學年	全 四十四學年	全 四十五學年 (大正元年)	大正二學年	
全	小汀龍藏 (杉原ヲ小汀ニ改姓)	小汀龍藏	小汀龍藏	
黒田廣太郎 景山榮太郎 松浦スケ	桐原作右衛門 景山榮太郎 岩崎スケ 若槻正義	桐原作右衛門 岩崎スケ 若槻正義 原テルコ	桐原作右衛門 岩崎スケ 若槻正義 原テルコ	桐原作右衛門
椿 セ ン	全	禿 義 憲		
安食熊三郎 大森久樹	禿 大森久樹 義憲			

全 三學年	全 四學年	全 五學年	全 六學年	
全	全	全	全	
吉川轍二郎 岩崎スケ 原テルコ 若槻正義	吉川轍二郎 岩崎スケ 若槻正義 野々村正子 小村キクノ	吉川轍二郎 若槻正義 小村キクノ 野々村正子 小田貞留子	吉川轍二郎 若槻正義 野々村正子	高橋香衛
板本純子 高橋香衛	全	高橋香衛	高橋香衛	

全 十二學年	全 十一學年	全 十學年	全 九學年
山田 豐太郎	森 藤 保吉 山田 豐太郎	森 藤 保吉	全
神庭 令藏 若槻 正子 中田 シン	神庭 令藏 宇野 貞雄 若槻 正子 中田 シン 栗原 サダ	神庭 令藏 中田 シン 若槻 正子 宇野 貞雄 藤原 雪江	松田 寛一郎 若槻 正子 中田 シン 石原 義雄 宇野 貞雄
本間 潔	帶刀 育郎 成瀬 義 本間 潔		

全 八學年	全 七學年	全
全	全	全
松田 寛一郎 若槻 正子 (野々村若槻ニ改姓) 中田 シン 石田 ヲイ 安部 修三 石原 茂野 宇野 貞雄	吉川 轅二 野々村 正子 阿部 豊 中田 シン 松田 寛一郎 石田 ヲイ 安部 修三	小田 貞留子 阿部 シン 中田 シン
全	全	高橋 豊

全 十三學年	神庭令藏	栗原サダ 瀨田忠右衛門 安井敦夫	石尾良一 太田恒三
安井敦夫	若槻正子	中田シン	太田恒三
白築盛	瀨田忠右衛門		大谷靜子

六、管理者並に學務委員

學年	管 理 者	學 年	管 理 者
明治六年	堀江萬平	十二年	白築政造
七年	堀江萬平	十三年	堀江廣衛
八年	堀江萬平	十四年	竹下儀造
九年	堀江萬平	十五年	竹下儀造
十年	堀江萬平	十六年	竹下儀造
十一年	堀江萬平	十七年	竹下儀造

學年	管 理 者	學 年	管 理 者
十八年	高橋愛五郎	三十一年	若槻直寬
十九年	高橋愛五郎	三十二年	若槻直寬
二十年	高橋愛五郎	三十三年	若槻直寬
二十一年	高橋愛五郎	三十四年	若槻直寬
二十二年	勝部勝四郎	三十五年	若槻直寬
二十三年	勝部勝四郎	三十六年	若槻直寬
二十四年	石原虎三郎	三十七年	若槻直寬
學 年	管 理 者	三十八年	若槻直寬
二十五年	景山瀨助	三十九年	若槻直寬
二十六年	景山瀨助	四十年	若槻直寬
二十七年	落合豐一郎	四十一年	若槻直寬
二十八年	野々村鐵藏	四十二年	若槻直寬
二十九年	野々村鐵藏	四十三年	若槻直寬
三十年	板垣榮次郎	四十四年	若槻直寬
		四十五年	若槻直寬
		大正二年	若槻直寬

大正三年							
四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
若槻直寛				若槻直寛			
福場茂太郎				白築祐久			
清水進				清水進			

七、中等學校以上卒業者

元來本村は教育熱他に比して冷かにして、したがって進んで中等教育すら受くるもの古は少く、只村内比較的上流の位置にある家の子弟がお役目的教養に止り、所謂苦學的なるものもなく、ために先輩として中央都會に名をなすものなきは、本村として心細き次第なり。今や向學心も漸次昂り、中等學校の如きは多數遊學せしむる様父兄も自覺せしが、高等教育に至つては未だ曉天の星如のく、至つて少きをいかにせん。左記の表によりて本村人の學界に貢獻せる一班を知るべし

京都醫科大學	山口高等商業學校	京都醫學專門學校	金澤全上
早稻田大學文學部	慶應大學豫科	朝鮮工科學堂	早稻田工手學校
一	一	二	一

京都佛教大學豫科	松江中學	杵築全	濱田全	師範學校	全二部	農林學校
一	一	二	二	三	一	四
師範學校二種講習	西ヶ原蠶種講習所	皇典講究所	女子師範學校	松江高等女學校	津和野全	技藝學校
一	二	一	一	七	一	三

實業補習教育

一、實業補習學校の設置及變遷

卒業生中進んで中等學校に入學する者極めて少く、その多くは、家庭に入つて適當の職業に従事するのやむなき状態にあるが故に、卒業生の學力はその特殊なる者の他は、卒業後多く學力は進歩せずして退歩しつゝある傾向あり。茲に於て實業補習教育の普及發達を期することは極めて緊急なる問題なり。村當局學校當局何れも此点に留意し、大正三年一月十四日實業補習學校設立の件に關し、次の如き諮問案を本村學事會提出これが、審議をなすところあり、其結果大正三年度より設置をなすことに決定す、

諮問案左の如し

本村に實業補習學校設置之件

理由||小學校卒業後ニ於ケル狀況ヲ案ズルニ、直ニ社會ニ出デ、活動スルニ充分ノ素養ヲ有スルニ非ズ、而テ僅々小學校卒業程度ノ能力ヲ以テシテ、自習ニヨリ、自ラ相當ノ智能ヲ得セシメントスルハ、得テ望ムベキコトニアラザルモノト思惟ス。然ルニ本村ノ現狀トシテ、一度校門ヲ出ズレバ復習補習ヲナスベキ機關備ハラズ、從テ小學校卒業生ノ大多數ノ滿二十才徴兵検査ノ時期ニ達スルモノ、學力ヲ檢スレバ、實ニ驚クベキ現象ヲ呈ス。小學校卒業當時ノ學力ノ比較ニ於テ尙且然リ、況ヤ時勢ノ進運ニ伴ヒ補習ヲ要スル學科等ニ於ケル青年少女ノ智能ノ欠乏ニ於テオヤ、折角年々多大ノ費用ヲ投ジテ小學校教育ヲナシ、卒業後ニ於ケル保護ノ宜シキヲ得ズ。此結果ニ終ハルハ實ニ九傷ノ功ヲ一實ニカクノ感アリ。

以上の理由により本校を設置せんとす、

かくて大正三年二月二十六日、村會に於て本學年度より設置すべきことに議決なり。次で學則を設定して三月二日認可申請をなせるに對し、五月廿日認可指令を受け、こゝに本校の設立をみ、十一月十八日開校式を舉げたるは眞に青年處女の前途に於ける一大光明といふを得べけん。

かくて大正五年三月に至れるが、二ヶ年間の教授の實際による結果と、時勢の進運とは、更に學則變更を要するに至り、三月廿八日更正學則の認可申請をなし四月八日認可を受く。

次で大正六年一月十日期節女子部を常設に變更の件學事會に諮問あり、その結果必要なりとの議決を得

三月二十二日村會は女子部を常設に變更するの件を議し、三月廿三日之が更正學則認可申請をなし、四月十二日認可せり。かくて六年四月十日より教授開始をなせり。

大正十一年に至り國家は實業補習教育の必要を大に認むる處あり、之が獎勵に努力せり。從つて本縣亦その意圖を付度し訓令を發して之が設置を促し、尙設置標準をも示したり。故に當校も又々標準に照して學則を變更するの止なきに至り、大正十一年十月一日之が認可を與へられたり。以つて今日に至れり

二、現今の實業補習學校

本校の目的は、「小學校を卒へ實業に従事し若くは従事せんとする者に對し職業に關する智識技能を授けると同時に國民生活に必須なる教育をなすを以つて目的とす」といふにあり。就學者は尋常小學校卒業後、男子にあつては滿二十才まで、女子は滿十七才までのものを補習教育學令とし就學せしめつゝあり。但し高等小學校には、之と同等以上の學校に在學する期間は、之を除き且つ中等程度の學校卒業者及び既婚の女子は之に依らず。

そして男子部の課程は本科と研究科(三ヶ年)とに分ち、本科は更に前期(二ヶ年)後期(二ヶ年)とす。女子部は前期(二ヶ年)後期(二ヶ年)とせり。かくて各課程を通じて、男子部にては修身公民國語數學農業の四科目を授け、女子部は以上四科目の外家事裁縫の二科目を加へたり。

尙本校の課程の修了若くは卒業を認むるには、平素の成績と出席を斟酌して決定し、修了卒業者には規

定の証書を授與し、更に學術優秀操行善良のものに對しては賞狀並に賞品を授與せり。授業料は一切徴收せず。但村外生徒は參拾錢を徴收せり。

三、實業補習學校の諸調査

1、職員一覽

學年	訓導兼校長	兼任訓導	代用教員
大正三年	小汀龍藏	桐原 岩崎 作右衛門 若原 規正子	坂本純子
全四年	全	吉川 轍正二 若岩 規正子	坂本純子
全五年	全	吉川 轍正二 小野 規正子 小田 貞留子 小川 轍正二	高橋 香衛 小豆澤 貞子
全六年	全	吉川 轍正二 中 田 貞留子 阿 田 貞留子 松 田 貞留子	高橋 香衛 堀江 貞子

學年	訓導兼校長	兼任訓導	代用教員
全六年	全	小豆澤 貞子 堀江 貞子	高橋 香衛
全七年	全	吉川 轍正二 中 田 貞留子 阿 田 貞留子 松 田 貞留子	高橋 香衛
全八年	全	松田 寛一 中 田 貞留子 石 田 貞留子 宇 田 貞留子	堀江 貞子 澤田 貞子 菅野 勝代
全九年	全	松田 寛一 宇 田 貞留子 石 田 貞留子 中 田 貞留子	菅野 勝代

2、學校管理者及學務委員

學年	兼任學校長	兼任助教諭	專任助教諭	兼任心得教諭
全十年	森藤保吉	神野庭貞令 宇野庭貞令 若原樹雪 中藤原枝	柳樂ミツ	
全十一年	森藤保吉 山田豐太郎	神野庭貞令 宇野庭貞令 若原樹雪 中藤原枝	全	帶刀育郎
全十二年	山田豐太郎	神野庭貞令 宇野庭貞令 若原樹雪 中藤原枝	全	安井敦夫
全十三年	神庭令藏	神野庭貞令 宇野庭貞令 若原樹雪 中藤原枝		安井敦夫 大谷靜子

3、生徒數一覽

學年	管理者	學務委員	學年	管理者	學務委員
大正三年	若槻直寛	福場茂太郎	大正九年	若槻直寛	白築祐久
全四年	全	全	全十年	全	全
全五年	全	全	全十一年	全	全
全六年	全	全	全十二年	全	全
全七年	全	全	全十三年	全	全
全八年	全	白築祐久			

4、經費狀況

時勢の進展につれ施設を要するもの逐年増加するあり、又父兄の自覺當局の督勵宜しきを得て、就學

學年	男子	女子	學年	男子	女子
大正三年	二七	三三	大正八年	七〇	一一四
全四年	二九	三一	全九年	七六	一一六
全五年	四四	二七	全十年	七八	一一六
全六年	六一	二七	全十一年	八〇	一一六
全七年	七八	二一	全十二年	七九	一二七

者の數漸次増加し、尙學科も漸次加はり、それに對する備品費の加増等のため左表の如く年々諸費の膨脹を要せり。

學年	經費總額	生徒一人當り	學年	經費總額	生徒一人當り
大正三年	三二・二七〇	〇・五三八	全八年	六七五・〇〇〇	八・〇三六
全四年	二九・六六〇	〇・四九四	全九年	九〇八・一〇〇	九・八七〇
全五年	五二・〇五〇	〇・七三三	全十年	一〇七〇・四〇〇	一二・三〇三
全六年	五九・二八〇	〇・六七四	全十一年	一一七八・〇〇〇	一一・六六三
全七年	六六・四二〇	〇・六七三	全十二年	一〇三一・〇〇〇	九・七二六

以上の如し。

幼稚園

時勢の進展に伴ひ、教育の進歩著しく、各地に於いて小兒愛護の聲高まり、學齡兒童に達する迄の小兒を善導すべく、各市街地に幼稚園の設立を見るに至れり、本村又此れを痛感せしかば、大正十一年十二月廿五日村會に諮問し、調査研究すべく宿題となる。越へて大正十三年二月二十七日上程、設置の議決を得たれば、知事に對し設立申請中の所全年五月二十八日認可申請書縣知事より來れるを以て、全六月規程成る。全六月九日園兒募集（定員四拾名）す。

全九月五日吉田村出身菅野文子保姆心得に任命、九月二十二日開園式を舉ぐ。團長としては學校長兼任せられ、園醫として清水清氏に囑託す。十三年六月菅野文子辭任八束郡來島出身遠藤カツ就任熱心保育しつゝあり。實に農村に於いては殆ど最初の試みとして郡内各村齊しく注目せるが、其成績良好にして保育料六拾錢も敢て高からずと評せられ、十三年度より七拾錢と改めらる。

學事會

明治三十八年十二月十三日創立の本會は、當日の縣訓令に基き、向上發展を圖るため村豫算に基き教育施設に關して村長の諮問に答へ、且建議をなすものにして、郡内に於ても創立以來今日に至るまで繼續活動せしもの稀なるが、本村は益々其實を擧げ、村教育上の制策上必須の機關たり。

其會員とするものは村長、村會議員中より若干名、學務委員、學校醫、村學務主任、校長並次席訓導名望家を充つ

其創立當時の會員左の如し

板垣榮次郎（村長）	白築幸幹（名望家）	竹下伴三郎（學務委員）	藤原薰（校醫）
恒松茂雄（校長）	景山眞盛（次席）	秦大二郎（教育主任書記）	白築政造（議員）
竹下儀造（議員）	日森文太郎（全）	落合文吉（全）	清水正五郎（全）

大正十二年會員左の如し

會長 若槻直寛
理事 山田豐太郎
會員 竹下儀造
落合 幹
白築文重郎
瀨田忠左衛門

白築祐久 板垣正利
小瀧伴藏 清水進
日森大受 板垣愛藏
神庭令藏 安井敦夫
影山孝市
帶刀芳衛

社會教育

卒業生會

本村教育の普及を圖り、學友の舊交を温むる目的を以つて、尋常小學卒業生を會員とし、毎年四季開會せんとて、明治三十二年十二月廿四日創立總會を開く。役員左の如し

一、會長 白築幸幹 副會長 竹下藏利
一、幹事 竹下虎次郎 岡田角市
一、書記 帶刀芳衛 飯塚團一郎
一、第一區長 山口儀四郎 第二區長 小瀧祐藏
第三區長 福場喜三郎 第四區長 板垣良太郎
第五區長 渡部運三郎 第六區長 板垣彦市
會員 九十七名

當時は現今の如く、軍人會青年會等の會合もなく、又年齢の制限素よりなし。故に本會は本村の唯一會合として會員も頗る熱心にして、演説、討論を主とし、余興として、角力、幻燈等呼び物たり。明治三十四年會則の一部を更正役員の一部を改正し、幹事長に石田常太郎幹事に瀨田伴太郎竹下虎次郎書記に松尾龍三帶刀芳衛飯塚團一郎評議員として上村辰飯塚團一郎帶刀芳衛竹下柳三郎石飛藏吉をあげ、會長副會長を援けて愈々會の名實をあげ、或は村自治問題及時局問題を掲げて討論題とし、口吻泡を飛ばすことあり。或は村會及村教育會に建議書を提出することあり、常に當時村の先覺團體として、社會教育に盡す所少からず。

日露戰役起るや、會員の自覺を促して勤儉力行を以つて各會員の座右の銘となし各自積立貯金帳を作りて貯金をなし、各區に實行委員ありて常に其勸誘に努めしむ。

會員中の出征者及其留守宅慰問、戰病歿者の弔詞につとめ、且一般村民に對しては、主催となりて戰況幻燈會、出征軍人を招きての實戰談を聞かしむ。

又基本金の必要を感じ、一般有志及會員の寄附を集めて之れを作り植樹、雜誌廻讀等其事業多々ありしかくの如く本會の發展は、日露戰役前後に於いて最も目ざましかりしが、時勢の推移と共に、村内の會合も種々組織せられしと、會員の主腦部追々に壯年の域に達して、嘗に卒業生會のみに没頭するを許さず。加ふるに會員年々増加するにつれ、これ又年齢の相違を生じて不統一になれり。よつて四十年九

月「本會ヲ甲乙ノ二組ニ分離スルノ可否」の討論題を出して、會員各自大に論ぜしことあり。

其時の記録に

「兩論者は各自説を主張し熱心に緒顔さふり怒筋を顯はし論峰甚だ鋭く本會の興廢此一戰にあるもの、如く各利害を吐露して止まず譲らずを徹するも其決戦の見込ふく見たり……」

其後分離問題は事實上には顯はれざるも、開會度數も春秋二回となり、やがて一回となり、而して殆ど青年の集りとなれり、かくて演説、討論も往時の活氣なく、ホンのお役目的に失しぬ。當時の余興は劍術、角力、平圓盤を樂しめり。平時の事業も漸次無くなり。大正に入りてよりは、夏期休業中に一回開會するに過ぎず。

大正五年十月三十日臨時卒業生會を開き、創立以來の會長白築幸幹以下辭任、後任として白築祐久就任し、左記の役員を指命す

- 一、副會長 小汀龍藏 一、幹事長 若槻正義
 - 二、幹事 原官一 落合藏善 藤原理市
 - 一、各區委員
 - 一區 白根德三郎 藤原覺市 二區 泉純 景山幸作
 - 三區 藤原榮次郎 町尻壯市 四區 佐藤惠造 飯塚末政
 - 五區 德島嘉四郎 三島廣市 六區 德島富藏 藤原熊次郎
- △大正六年秋小汀副會長は小學教勲績十年祝賀會あり卒業生會より紀念品を送る

又創立以來役員として會に盡瘁せられし竹下虎次郎及盡瘁者藤原角市二氏に感謝狀送呈、其他會としての事業殆どなし。即ち會員たるや頗る廣範となり、加ふるに軍人會及青年會にて殆ど元來の本會の仕事となし尙軍人、青年會に關係なき卒業生は、既に一家の戸主にして、しかも初老を越へ殆ど會の存在をしら記憶するもの少し。よつて今日に至つては全く會は存在すれども死火山全様の止むなきに至れり。

報德會

日露戰役終り國民は所謂戰勝の誇のために、ともすれば思想亂れ風紀廢弛し、奢侈に流れんとするの傾向あるを以て、明治四十一年十月十三日、戌申詔書の喚發ありしが、當時の二宮翁の報德主義は、恰も時局に對し國民を善導すべく好個のものなりし故に、當局は詔書に奉答するの意味よりして、報德會なるものを起し、縣より郡に、郡より村に、此會の設置を宣傳せり。

本村に於いても明治四十二年三月創立委員會を開き、次の如き趣旨の下に報德會を組織せり。

詔書ノ聖意ニ奉答セントス、身ヲ修メ家ヲ齊ヒ、共同ノ力ニ依リテ相互ノ幸福ヲ進ムル目的ニテ、左記二項ノ實踐躬行ヲ期セントス。

一、常ニ親睦協和ヲ旨トシ各自其職ニ精勵シ財産ノ分度ヲ守リ善ヲ積ミ協同救護シテ郷土ノ永安ヲ計ルコト。

一、報德ノ訓ヲ確守シ天地人ノ宏大無邊ナル恩德ニ報ユルニ我德行ヲ以テスルコト。
かくて全月十六日其創立總會を開く。

會長白樂幸幹副會長清水道達理事板垣榮次郎福場茂太郎、各區長は其支部長となり農會を其事務所とす支會長としては 第一支會長 影山捨藏 第二支會長 岩田龜五郎 第三支會長 福場茂太郎 第四支會長 大島常造 第五支會長 落合文吉 第六支會長 德島秀之

而して或は勤儉貯蓄組合を設けて貯金を奨励し、或は從來ありし矯風規定の改善、或は名士を招きて講演開催する等、當時の活動は目ざましかりき

明治四十四年四月、會則の改正と共に、戸主部、青年部、婦人部に分ち、各支部又之れに準せしめ、總理に白樂幸幹、會長に若槻直寛、副會長に清水道達小汀龍藏、幹事四名、顧問若干名、支會長に各區長をあつ。

報徳會
 戸主部會
 青年部會
 婦人部會
 (附處女會)
 各區支會

戸主部會

從來五戸組合を設け隣保助け合ひ來りしが、報徳會成るに及びて其實を益々擧げんため、戸主部會を設け、其下に各區に支會を置き、各區長を支會長とし、本部との連絡を保ちて福利を増進せんことを圖れり。其目的の徹底せしめんため、大正二年二月は、各支會を開き會則役員を決定せしめ、且つ契約調印せり。

現今迄此申合せはよく實行せらる、又支會内の取締の爲め、五戸乃至十戸の小組合を作り、其組合毎

に班長を置きたり。

其實行規約の主なるもの左の如し。

- 一、村是ニ基キ指導セラレタル事項ヲ實行スルコト。
- 一、青年女子ヲシテ義務教育的ノ補習教育並講習會等ヲ受ケサシムルコト。
- 一、各自分度ヲ守リ華奢ニ流レザル様努ムルコト。
- 一、勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成シ組合貯金ヲ實行スルコト。
- 一、納稅義務ハ期限内必ズ完納ニ努ムルコト。
- 一、兒童就學種痘等ノ義務ヲ怠ラザルコト。
- 一、共進會品評會等ニハ各自出品ニ努力スルコト。
- 一、官公署ノ示達事項ヲ遵守スルコト。
- 一、兵員ノ送迎ニハ努メテ出席スルコト。
- 一、害虫ノ驅除ニ怠ラザルコト。
- 一、道路掃除ノ受持丁場ハ毎月一二ノ兩日中ニ實行ヲナスコト。
- 一、本村矯風事項ヲ確守スルコト。
- 一、惣テノ時限ヲ誤ラザルコト。
- 一、其 他

青年部會

從來部落的に所謂若連中が會合せしものもありしが、其稍々組織的のものを見るに至りしは、明治四

十年頃藤原空藏を會長として、三十名許りの有志集りて演説討論等をなし智識の交換をなせしものなり
報徳會成るに及び、其統下の一部會として青年部會設置せられ、小汀龍藏會長となり、大に青年部會
の活動を見るに至り。而して從來の青年會と紛はしきのみならず、會員兩者殆ど全一者なれば遂に合同
を見るに至る。然れども此青年會として見通すべからざる不朽の事業としては、若槻正義、落合藏善二
氏編輯の下に「掛合時報」なる騰寫版刷のものを作り、村有志及會員に分ちたるが、後印刷物となせる
ことなり。因に大正二年頃より隨時發行せるが、大正五年四月より、白築小雨氏の經營せる覺醒社に移
して發行、かくて全社解散後白築祐久個人として年四回發行しつゝあり。

報徳會青年部會は明治四十四年四月小汀龍藏會長の下に各區支會長次の如し。

- 第一支會長 森山市郎右衛門 會員 三〇名 第二支會長 小瀧 富 市 會員 四五名
 - 第三支會長 佐 野 超 天 會員 二〇名 第四支會長 帶 刀 芳 衛 會員 二六名
 - 第五支會長 若 槻 正 義 會員 二〇名 第六支會長 板 垣 米 太郎 會員 二〇名
- 戊申詔書の聖意を奉答せんがため、常に親睦協和を旨とし、各自其職に精勵し、自己の修養、智徳の
練磨、貯蓄勵行、風紀改善等に努めんとし、大正元年十月左記の青年心得誓約書を作りて實踐躬行せり
- 一、教育勅語戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵守スルコト。
 - 一、神佛ヲ敬ヒ祖先ヲ崇メ長老ヲ尚ビ幼弱ヲ憫ムノ美風ヲ保存スルコト。
 - 一、風俗ノ改善ヲ圖リ殊ニ男女間ノ風紀ヲ振肅スルコト。

一、勤勞ヲ重ンジ節約ヲ尚ブノ習慣ヲ養ヒ獨立自營ノ氣風ヲ作興スルコト。
一、公德ヲ獎メ公共心及協同一致ノ精神ノ養成ヲ圖ルコト。
一、智識ノ向上ヲ圖リ世ノ大勢ヲ理解スルコト。
一、健全ナル娛樂ヲ獎メ趣味ノ向上ヲ圖ルコト。

各支會は會長並本部其他と連絡を保ち、よく其實を掲げ、本村青年部會の名實共に大に舉がるに至る。
其主なる事業としては

神田經營、果樹園、敬老會、夜學會、作法講習、測量講習、
角力体育養成、器械体操場設立、養鯉場、共同糞細工

右の如くにして各支會は相當に基金を積立し財産を得るに至る。因に第四區の副業會の端緒及郡り共同
稻作場等は今日迄繼續年々收利を得るあり。

然るに文部内務兩大臣は、時勢に鑑みる所ありて大正四年九月十五日訓令を發し、從來の事業本位の
青年會を改め修養團體とし、年限も二十五才迄と制限をなせり。

よつて大正五年三月十六日各支會長を召集し、組織變更に伴ひて從來の青年部會を解散し、會則を變
更し、報徳會統下を離れたる新青年會を組織せられ、新會長として白築祐久を推せり。

大正五年六月卅日新青年會の發會式を挙げられ、健全なる國民善良なる公民として修養すべく、忠孝
の本義を体し、品性の向上を圖り、体力を増進し、實際生活に適切なる智能を研ぎ、剛健勤勉克く國家

の進運を扶助するの精神と素質を養成することを誓ひたり。當時の會員總數九十三名。

會員の種類左の如し。

一、通常會員 小學卒業ヨリ滿二十才迄

一、贊助會員 正會員ヲ卒へ滿廿五才迄

一、顧問 學識德望アル人ヲ會長ヨリ推薦ス

一、役員 正副會長 幹事 各區世話係

當時の役員左の如し。

一、會長 白築祐久 一、副會長 飯塚末政

一、理事 影山倉良 白築銀四郎 影山幸作

一、世話係

一區 石飛吉藏 白菊庫次郎

二三區 日倉吉五郎 千葉角藏

四區 奥井比登志 和泉覺市

五區 三島廣市 板垣權市

六區 渡部清太 藤原勘四郎

一、顧問 村長 若槻直寛 校長 小汀龍藏 軍人會長 日森大受

僧侶 禿義憲 教員 吉川轍次郎 全 若槻正義

一、主なる記事

△大正五年度 發會式。會員心得規約ヲ定メ實行ヲ誓フ。軍事教練。忠魂碑除幕式祝賀聯合運動會ヲ開

キ、優勝旗ヲ作り競技ヲナシ、今日ノ体育會ノ基ヲナス。神田、田植

△大正六年度 各區ニテ「道しるべ」建設 山陰オリムピック選手二名出場、狹長神社祭典唐櫃持者

ニ優良青年二名ヲ選拔、郡聯合青年大會頓原ニ開カレ千二百碼マラソンニ於イテ加藤金市優勝、松陽新報寄贈ノ優勝旗第一回目ヲ受ク。

△八月十日ヨリ全十七日迄 青年團中央部主催青年團講演會へ當時吉田村青年會理事ナリシ禿義憲郡聯合青年會ヨリ出席セラレシヲ招キ講話ヲ受ク。

△大正七年度 勤儉貯蓄ノ習慣ヲ養成スルタメ、會員各自毎月金拾錢以上貯金實行。春秋二回青年學校聯合体育會開催優勝旗規定變更、三刀屋ニ於ケル郡青年体育會ニ加藤ノ受ケシ優勝旗ヲ奪ハル、山陰オリムピック大會ニ選手出場 青年手帳檢閲、二坪農業收穫作物ヲ村農會主催品評會ニ出品、補習教育獎勵、武道獎勵

△大正八年度 武術獎勵ノタメ優勝旗ヲ作り度々武道會ヲ行フ、警察署長ヨリ各會員ニ等級証授與、財部知事初巡視ノ際青年武道高覧、入間松笠ノ青年ヲ迎ヒテ武道會ヲ開ク、平和克復紀念事業トシテ、中堅青年養成ノタメ各區若干名ヨリ成ル茶話會ヲ組織毎月一回開催。

△大正九年度 縣青年團成リ創立總會郡代表三名ノ一人トシテ會長出席 第一回島根武道大會へ三名出演 小學校運動場擴張工事ニ全員出夫ス 郡青年團主催講習會ニ四名出席 小學校運動場擴張工事援助

ノタメ村長ヨリ表彰

二〇〇

△大正十年度 會長辭任小汀龍藏後任ニ就ク副會長白築文重郎 會長小汀赤名ニ轉任ニツキ白築文重郎 會長ニ神庭令藏副會長トナル。青年會ヲ改メテ團トナリ會則ノ一部改正ニ伴ヒ組織變更ス。

一、團長 白築文重郎 一、副團長 神庭令藏
一、理事 石飛團市 帶刀育郎 日倉吉五郎
米田公生 宇野貞雄 白築銀四郎

一、支部長 (六區制ヲ三部ニナス)

1、橋詰富貴代 2、若槻寛義 3、大島一義

一、相談役 森藤保吉 白築祐久

一、前會長ニ紀念品トシテ庭石數十ヶ寄附。

一、社會奉仕 (税金納入通知書配布(時)ノ宣傳)

一、敬神尊祖 (宮庭掃除、各自墓掃除)

一、優良青年團視察 (四須佐)

白築團長辭任森藤保吉就任 本村主催飯石オリムピック大會開催 青年点呼 東宮渡歐紀念樹植付 團員若槻寛義東宮殿下渡歐御歸還奉迎ノタメ郡代表トシテ上京全國奉迎團ニ加ハル

△大正十一年度 第一回一夜講習 角力大會 森藤團長辭任山田豐太郎就任。各支部活動シ相當ノ成績ヲグ

△大正十二年度 小學校落成式準備手傳トシテ七十五人出夫、紀念体育會提灯行列、紀念タオル配布、

團員名簿調製 夏期講習會 町内道路下水掃除 震災義捐金集金 村長ヨリ優良團體トシテ表彰ヲ受ケ

左記要項ヲ決議ス。

一、本學年間實業補習學校ノ全出席ヲ誓ヒマス。

一、本團ハ今後一層ノ努力ヲ捧ゲマス。

各支部に於いては、競争的に秩序を保ちて、其部の發展につとめ、支部長以下協力一致よく青年團員たるの自覺を以つて各自重し、事業の如き多々見るべきものあり。各部各其特色を發揮しつゝあるは喜ぶべきことなり。

婦人部會

明治四十四年四月報德會統下に婦人部會置かるゝや、本村婦人會の存在漸く明かになり。何れを問はず從來の婦人はとかく家にのみ引込みて、絶て集合し智識の交換等のことはなさず。今や此機關によつて婦人界のために一新機軸を劃せんとせられたるものと云ふべし。其標榜する所は、報德會の指揮監督を受けて各區支會と氣脈を通じ、教育勸語成申詔書の御趣旨を奉体し、婦德涵養賢母良妻たるの美風を指導奨励するにあり。

會 長 白築ケン

二〇一

副會長	竹下テナ	清水ムラ	理事	女教員
第一支會	森山コマ	景山キヨ	白根	靜
第二支會	清水キヨ	日森トヨノ	澤	カネ
第三支會	禿キヲ	徳岡マス	福場	コウ
第四支會	板垣ノブ	帶刀チウ	三浦	セイ
第五支會	秦藤	若槻キサ	落合	マサ
第六支會	板垣チイ	白築コト	渡部	トラ
			景山	タメ

會員を分ちて左の通りとす

少女會員

小學卒業又ハ退業後年齢十五才迄ノモノ

正會員

十五才以上六十才迄ノモノ

特別會員

六十才以上ニシテ一家中他ニ會員ナキモノ

名譽會員

支會内徳望アル人及支會ニ對シ功勞アル人ニシテ支會長申請ニ依リ報徳會婦人部ノ推薦セルモノ

遂行事項

一、年齢十五才マデノ女子ハ家事ニ關スル補習教育ヲ受ケシムルコト。

一、年齢十八才マデノ女子ハ實科補習ヲ受ケシムルコト。

一、講演會講習會ヲ開クコト。

一、惣テノ時間ヲ勵行スルコト。

一、其他必要ナル事項

今日の處女會の基は、實に此少女會員よりとす。爾來毎年一回乃至二回或は講演會及講習會或は屑繭整理講習、作法料理の講習會各支部に於いて染色講習會等開催し來れるが、他の諸會に比して最も發展おくれたるの感あり。尙現在役員左の如し

會長 白築ユキ 副會長 竹下唯子 幹事 若槻正子 中田シン

處女會

大正六年三月二十六日創立す。即ち報徳主義に基き、教育勸誘、成申詔書の御趣旨を奉體し、婦徳涵養、良妻賢母たるの養成を目的とす。會員資格は、年齢十四才以上廿才迄の未婚の女子たるものとす。其施行事項左記の如し。

一、實業補習教育ヲ受クルコト。

一、通俗講演會講習會等ヲ開クコト。

一、弊風ノ矯正。

一、其他必要ナル事項

一、役員

會長 小汀龍藏 副會長 若槻正子 幹事 小村キクノ

一、主要記事

△大正七年度 料理試食會

△大正八年度 料理實習 試食會 各區世話係ヲ置ク

第一區 谷口正代 第二區 岩田鶴子
 第三區 福場ヨシコ 第四區 藤原タカノ
 第五區 藤原チヨノ 第六區 板垣キミ

△大正九年度 養蠶講話

時勢の進連につれ會則一部變更(要点左記)

一、目的 女子ニ必要ナル智識及技能ヲ修練シ、体育ニ努メ、家婦トシテ適當ナル素養ヲ得ルコト。
 一、評議員 名譽會員ヲ定ムルコト。

一、事業

イ、講習講話見學研究讀書ヲナスコト。
 ロ、育兒衛生調理裁縫等學事ニ關スル講究又ハ練習ヲナスコト。
 ハ、會規又ハ綱領ヲ設ケ、會員ノ自制ヲ圖ルコト。
 ニ、善行者ヲ表彰スルコト。
 ホ、實業補習學校ニ出席スルコト。
 ヘ、適當ナル娛樂ヲ行フコト。
 ト、其他必要ト認ムル事業ヲ行フコト。

下駄ノ緒製造講習 勅語煥發滿三十年紀念事業表彰 (藤原チヨノ)

△大正十年度 看護法婦人衛生講演 奧田式早縫法講習 表彰 (小淵豊子、渡部ヅリ)

△大正十一年度 作法講習會 家事實習 規約協定

- 一、モス以上ノ前掛ヲセスコト。
- 二、半襟其他ノ物ハ餘リ贅澤ニ流レナイ様注意スルコト。
- 三、平素表附ノ下駄ヲ用キナイコト。
- 四、ハンカチハ絹ヲ用キナイコト。
- 五、學制發布五十年紀念事業トシテ毎月一日ニ金拾錢以上貯金スルコト。
- 六、農閑ノ季節ニハ補習學校開催ニツキ生徒ハ必ズ出席スルコト。

△大正十二年度 小學校落成式ニ際シ賣店式園遊會ヲ行ヒ、しるこ、御すし、パン、みかん、ビール、サイダーを賣却す。紀念運動會ニ參加。バザー附裁縫品展覽會。竹下會長結婚ノタメ辭任。小學校備品費トシテ金拾圓及村内主婦ヨリ小切ノ寄附ヲ受ケ各自勤勞ニヨリテ座蒲團二十枚ヲ寄附ス。渡部新太郎氏ニツキ料理講習ス。落成式紀念手拭調製配布、震災寄附金、御成婚紀念事業トシテ。マツサージ講習會開催

現在役員 (十二年度末)

會長 山田豊太郎 副會長 岩田好子 理事 若槻正子 中田シン 柳樂光子 菅野文子

自治協會

大正七年九月十四日創立、

時勢の進展につれ、一方報徳主義に代ふるに自治主義となり。時の政府當局の立案になり、指示的に郡自治協會の下に村自治協會なるものを設けらるゝこととなりしなり。其目的とする所は、地方自治の作興、教育、産業、衛生の發達、一般地方の改善を圖るにあり。會長を村長とし、村内各村務に關係ある官公吏其他有志をもつて組織せり。而して今日迄全會として自治の進展を促せしこと少からざるが中にも、大正八年頃より三次木次へ通せんとする鐵道敷設に關する運動について、郡有志を以て組織せる鐵道期成同盟會を助けて、村有志は上京親しく當局に面談して鐵道網に記録を受けし事あり。尙最近に至つては、大正十一年頃より郡制廢止に伴ふ郡役所併合に關して、本郡郡役所維持運動の中心地として縣廳並上京内務省へ迄出頭せし事あり。此會は今後益々活動村自治に盡瘁すべく、今其第一段の階段を上らんとす。此未知數の協會の發展は實に今後にありと云ふべし。

新聞縱覽

宗圓寺住職佐野超天は、大正八年より毎日馬場入口に掲示場を設け、松陽山陰兩新紙をかけ置き、自由縦覽に供し、地方人の便宜を計りつゝあり。

日曜學校

專正寺禿義憲主となり大正四年七月より日曜學校を開催し、毎日曜に附近の兒童を集めて、宗教的訓育を施すと共に、未就學兒童の指導を行ひつゝありしも、村立幼稚園の開設と共に廢止せり。

夏季早起會

全寺に於て大正四年夏休みより毎夏早起會を催し、町廻りの兒童の朝起を奨励せしことありしも、今日は廢止せり。近年は鍋山校訓導竹下忠雄之れを行ひ、兒童の体育獎勵に資し成績良好なり。

舊蹟

多賀氏

宇多源氏の正統佐々木佐渡判官高氏入道道譽、建武曆應の軍功に依りて、將軍尊氏義詮義滿公三代の歡賞として江州半國飛彈隱岐出雲等を賜はりたれば、道譽の三男治部太輔高秀の二男備中守高久は、江州尼子を分領す、之を以て始めて尼子と稱す。其二男尼子上野介持久雲州に代官となり富田月山に在城す其嫡子刑部少輔清定其職を繼ぐに及び、生得大機にして、父より譲り得たる我が領國の官物歩分、上納すべき様更になしと我意を張りしかば、江州佐々木大に怒り、檢使を差下して清定を追放し、一族の中を代官として据置きければ、清定は浪人の身となる。後流浪中病死す。其嫡男伊豫守經久二男義勝幼にして浪人の身となりしが、舊臣龜井山中等の士義心ありて、經久を護り立てんと色々工面をこらし、富

田の鉢屋を語らひ、文明十八年元旦未明に夜討をせしかば、時の城主鹽冶掃部介も、槍引提げ防戦せしも力及ばず、妻子を差殺し、自ら首を刎て潔く消ねたれば、一夜の中に經久の有となり。後三澤、三刀屋、赤穴、懸合、古志杯も、經久の謀略に恐れ幕下に屬したり。此より經久公の名聲舉り、遂に藝州の吉川駿河守經基の請賀と成り、暫時中に安藝、備後、備中、備前、美作、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、播磨で十一ヶ國を掌握するに至る。

時に伯州羽衣石の城主南城豊前守宗勝入道並阿用の櫻井入道宗的等、佐々木京極に恩故ある城主等經久に參勤せざれば、之れと争はんとせり。又一方石見の諸城主過半数尼子方に背き、長州大内に親しみ交り、縁に連れ降禮を述べければ、經久三男宮内少輔興久をば三千貫を給はり、鹽冶の古城に遣しけり。元來興久は短慮我儘にして蠻勇不仁の人なれば、所帶三千貫を以て鹽冶に置かれたるを心よしとせず、常に父經久に増地の事を願ひしも聽き入れざれば、遂に父子の争となり、興久は叛逆の兵を動かすに至る而して戦利あらず、興久は敗戦遂に山内へ落ち、後に生害せり。妻子は全氏に頼ることなれり。

爰に安藝國吉田の庄郡山の城主毛利備中守興元と申す人、先祖修理亮時親より彼所に住領し居たるが興元逝去し、子幸松丸幼稚なるにより弟元就遂に吉田城に住し、一家相和し威風中國に耀々とし、山口の大内義隆と通するに及び、之れを富田の尼子經久晴久心よしとせず、天文九年九月上旬、晴久大將となり伯父義勝（經久ノ弟）を副將として富田の本城を出馬し、藝備に向ひたるに毛利方大内の臣陶澄房の

加勢に依り戦利あらず。義勝は吉田にて戦死し、尼子家の柱石を失ふに至り、天文十年正月十四日尼子晴久吉田郡山より敗走す。

毛利元就山口大内へ使者を以て「近々雲州へ御發向候は、安藝備後の者一方を賜はり魁け仕るべし」と様々申進の有る折柄、備後三吉修理亮廣隆、石見國福屋治部少輔隆兼、備後高野山入道久意、吉川治部少輔興經、山内新左衛門尉隆進、宮野若狹守、石州本庄越中守經光、出羽主膳正助盛、出雲には三澤三郎左衛門爲清、三刀屋彈正左衛門久祐、宍道遠江守正隆、河津民部左衛門久家、多賀美作守通定等以上十三人尼子を背き、大内へ信を通ず。爰に大内義隆も得心有て天文十一年正月十二日、義隆嫡男時持全道山口を發馬雲州に向ふ、石見路は風威に従ふ者多く苦戦もなかりしが、赤穴は赤穴右京亮幸清ありて防戦に力めければ、毛利軍も苦戦し、七月末初めて落城を見るに至る。斯て天文十二年正月、月山を大内軍の總攻ありて雌雄を決せんとするとき、前記の十三人中十人は又も富田方へ歸參し、富田の城へ入り、即時に大内を敵となしたり。此時多賀美作守と宍道遠江守は、義隆敗北の供をして直に神門を通り防州山口へ下りたる故に、尼子より松田左近將監等に討手を賜はりて宍道を押潰し。多賀の跡は、次男通則並に郎黨共を白髪へ欺き呼んで詰腹切らせ、其名跡を斷絶す、右十人の面々再び尼子へ返りし内、變に付いて義隆の軍威衰へ淺間しき敗走となり晴持は掃屋にて入水す。

因に此時通則には露若丸と稱する幼兒ありければ、妻と共に家の子供之を奉じ中之村正藏坊へ至りし

かぐの旨を語り一同たのみけるに、當時第四世祐西法師深く同情を表し、剃髪して法名を了西と呼べり。家臣某も落髪し法名順西と云ひ、後吉田村西福寺を開基す。了西法師壯年に至り東日登村に居住す、今木次西善寺是なり。

正藏坊は落城より約百年前、嘉吉二年壬戌の三月、懸合城主多賀何某の次男俊道は、聊世の無常を歎じ、菩提の妙果を求めて洛陽本願寺第八世信證院兼壽蓮如上人の御弟子となり、落髪して法名を沙守と頂き、吉田村管谷に草庵を結び専修念佛を稱へしが、後再三の移住によりて現地に至りしものなり。多賀後室之墓と稱する自然石の墓碑、吉田村字管谷の田地に狹まれたる處にあり。之れ日倉山落城の際、穴見谷より田之原に上り、管谷を越へ、中之村に出でたるものかと思はる。田之原には多賀の幼兒を隠したりと云ふ藪あり。穴見谷の奥小畑には多賀氏所持品なりと云ふ茶釜今に存す。

其後大内毛利勢と尼子勢の合戦は、數年に及びて敗勝を争ひありしが、陶、大内兩氏歿して後、多賀美作守は毛利氏に降り、永祿三年十月遂に毛利元就數万騎を以て赤名城に入るを得、此所に滞在久しくせし中、多賀美作守を見捨て神學を講せしめ、雲國神社の由來を聞きたることもありと。而していよく月山に進軍の途、多賀美作守舊領懸合の地に至り、故城日倉山の盛衰纔か十七八年の間に替り果て、砦櫓も零落して秋風寒く、狐鼻の巢と荒れ果て、日倉の屋形は野良の礎ばかり残り、一族譜代の家の子老少何れも尼子の指揮に依り白髮城の露と消失せ、妻室幼稚の人々も彼方此方と漂泊して淺間しき往死を遂

げ、昔に引替へて泪の種となり、賢臣二君に仕へずとは譜代の主君に不忠を盡す其報ぞと、始て因果の程を感知し、心ゆくまで此所彼所を見上げ見下しつ行きたれば、駒の足波もしごろにて、泣々出陣せられたり。而して尼子軍利あらず、月山落城後尼子の忠臣山中鹿之助幸盛、永祿十二年五月、京都東福寺の僧となりし國久の孫勝久を還俗せしめて大將とし、但馬より下り隱岐國に航し、佐々木爲清に據り六月二十三日島根郡忠山上陸し、義故を集め旬日にして三千余騎を得同月下旬勝久此兵を以て新山城に向ふ。此城は元の掛合日倉山城主多賀左京亮通定同吉六郎通安が守りし者なるも、一戦に攻落せられ愈々世を果なみ落髪し、數外別傳の宗に歸し、見性成佛の悟道を究め、後に飯石郡掛合に居を定む。今の宗、圓寺之れなり、天正七年己卯九月九日遷化す。寶漏院殿清岩淨榮と贈る。

參考 畧 譜

多賀美作守通定 嫡子 吉六郎通安 父ト共ニ防州へ下リ後歸入ス
二男 與四郎通則 京都日野家ヨリ養子天文十二年白髮城ニテ切腹ス

日倉山の北面の麓に現時飯石郡役所あり。此郡役所建築の時地平しをなさんどて山腹を切り崩せしかば、左品を發掘せり。

一、白高麗濃茶々盃 壹個 一、瀬戸天目茶盃 壹個 一、茶釜 壹個
一、樺木製碗 五個 一、石 鉢 壹個

此品は當時掛合村日森大受氏の藏する所にして、通定時代の物なるべし。發掘當時の狀態を聞くに、葬品とも思はれざれば或は天文十二年通定の大内氏に從て防州に下りし時、其家臣等が秘藏の品と見て地中に隠匿し去りしものならんかとも思はる。

日倉山古城跡

中古以來上御番所附屬の薪山なりしものあり。之れを掛合町後口田畑の塙山として借り受け、年々米貳斗づゝ上番所へ上納米來りたり。然るに上番所廢止に依り、明治二己十二月代錢貳百貫文にて町廻り田畑塙山に拂下願出許可を得て、掛合町へ買受たるものなり。其當時周藤彦藏、多久和官右衛門、鐵穴方の參入より懸合村小庄屋年寄百姓宛證文一札の確證あり。

明治八年地租改正の際、掛合町の所有に取調、爾來町の共有地なりしを、部落財産統一或は整理の督勵に基き、大正元年九月二十五日掛合村會に於て鄉村狹長神社に無償讓與を議決し、大正元年拾壹月全神社有に土地移轉の登記を經、爾來該神社の所有となれり。現時頂上には秋葉大明神を祠り。八月十九日其祭典を舉行す。

力士才藏

力士影山才藏は當地の產にして惣右衛の子なり。骨格逞しく力量萬人に勝れたり。幼時より相撲を好み、十六歳の春、名高き力士浦名に勝を制せしより、當時の日本大關三島某の弟子となり、強力天下に敵なく、驍名一世を蔽ひしも、不幸にして寛文四年二十六歳を以て歿せり。此れに關する左の古文書あり、以て同人の事歴を知る料として左に掲出す。

奉願口上之覺

一、私先祖影山才藏儀幼年ヨリ相撲ニ秀デ、十六歳之時浦名ト申者ヲ投、夫ヨリ達御上聞、三野次八郎左衛門様弟子ニ被仰付、相撲爲修行江戸表へ被爲遣逗留罷在候砌、御國へ丸山仁太夫ト申無比類強カノ相撲罷越、殊ノ外高慢仕由ニ付、才藏儀ヲ江戸表ヨリ早駕籠ニテ、七日振リニ御召歸シ被爲遊。於御前勝負被仰付候所、才藏勝申ニ付爲御褒美。御銀並ニ下帶等被下置、其後も度々手柄仕候。而難有御意杯戴乍恐奉得御厚恩、猶又八郎左衛門様ヨリ諸國相撲取ノ内ニ才藏ニ勝者不相見候間、日之丸之下帶御讓可被成旨御申被成候由之所、二十六歳ニテ病死仕候。自身ニモ暫時ナガラへ候ハバ、日本開山ノ名ヲモ可請續ノ所、病氣ノ中は耳殘念ニ存ト申相果候ト語リ傳へ仕候。右才藏儀今年百年忌ニ相當リ候ニ付、子孫ノモノトモ爲追善地取仕度奉存候。尤志之者ニ聞傳次第ニ罷越候テ、晴天五日於掛合町追善相撲仕度奉存候。何卒御憐愍ヲ以テ御赦免被爲成下候様ニ奉願候。勿論町内ニテ少モ障無御座候間此段宜敷被仰上被下候様ニ奉仰候以上。

願主 掛合町

同 年 寄 茂 忠

目 代

利 右 衛 門 藏
右 衛 門 藏

下 郡 長 左 衛 門 殿
與 頭 久 左 衛 門 殿
與 頭 富 右 衛 門 殿

影山氏の墓碑は專正寺の境内に存す法名強順不退位と諱し寛文五乙巳歲三月二十二日寂すと誌さる。

覺宗山

覺宗山は聖人天臺宗沙門釋智輪律師の住宅にして、今尙全師の德を慕い來拜する人多し。全所は口飯石八十八ヶ所の札所ともなり居る。

釋智輪律師につきては自傳に、

抑々智輪出家以前ノ俗体ハ、出雲國飯石郡下熊谷村堀江本三郎ノ二男、而ルニ發心シテ同郡加食田村天臺宗慶向山禪定寺履道法師ノ弟子ニ罷成智行ト名ツク。同山ニ於テ秘密四度加行ヲ修ヒ、當ニ住職スベキノ所、去テ西江州比叡山ニ登リ、安樂院惠舍比丘ニ隨從、更ニ惠壽ト名ケ同院住ヒ、近事近住圓頓戒ヲ受ケ、雨ノ中ニ京聖護院森至心院留守居ニ罷越シ、同院滞在中全處有門庵聖室大和尚ニ從ヒ秘密儀軌、錄内錄外等ノ真言蜜印ヲ授リ、而復惠舍比丘ニ隨ヒ備前ノ國岡山城外ノ瑞光山佛心寺ニ住フ。然ル中ニ年齡三十二歲ノ時嘉永四年亥五月二十八日、我ガ癡ノルヲ恨ミ而シテ發願シ、娑婆世界八万度ニシテ艱難ノ中ニ於テ修業セントテ、全六月朔日ヨリ身命ヲ捨テ、山籠セント即チ穀物藥鹽氣等ヲ食セズ、唯菓菰夏豆ヲ食シ、全山ヲ暫クシテ轉ジ、出雲國飯石郡吉田村松戸ノ山ニ移リ、且全地ニ於イテ亦更ニ智輪ト名ケ、八ヶ年雨露ヲ厭ワズ地上ニ起居シ、然ル後樸杭ニ坐ス事六年、始終如來壽命界ヲ法界定印ノ中ニ安ジ、乃チ杉戸山ヲ十年ニシテ轉ジ、同郡掛合村覺宗山ニ移リ、是ノ山ニ在

中ニ大藏經ヲ購求シ、華嚴唯摩金光明、誓若兩譯法華涅槃等屢々拜讀、是ノ頃ヨリ日日衆人來リテ要事ヲ問フ、我答ヘント欲スレドモ音聲蚊ノ如クニシテ言語通シガタシ、仍テ十四年後復食セント欲シ大海潮水ヲ吞ミ始メ、八ヶ年ニシテ雜食復本シ、來人ノ爲メニ板舎ヲ設ケ、我レモ又此中ニ住居シテ今ニ至ル

山籠四十三載越春

天臺授菩薩戒沙彌智輪七十五翁書

明治二十六年癸巳三月 日

二十四年間筆墨ニ離レタリ、故ニ文字不分明文法ハ素ヨリ不知ニシテ、自記シ實ニ恥辱ヲ後世ニ遺ス

追加

法相	眞實生	眞實法	法相	眞實住	眞實法
法相	眞實巽	眞實法	法相	眞實滅	眞實法

杉戸山在中歸依檀越吉田町

覺宗山在中歸依檀越杉戸

覺宗山敷地施主 當谷三名

岡田	山本	田部
渡部	飛部	嘉次郎
石部	飛部	嘉次郎

扱今般禪宗寺住職僧並ニ檀越一同歸依シテ我レニ歸山ヲ乞フ、然レ共我レ老衰ニ及ビ、善事之行フ間合ナキ故ニ去ル。其代リトシテ寫眞書並ニ經歷書添テ送付スル也。

右自傳に依る如く、律師晩年は覺宗山に在つて、大悟徹底の聖人として、人を誨へ道を示し、道念堅固にして天命を樂しみ、明治三十年陰曆四月十八日午前一時頃、溘焉眠るが如く往生を遂げられたりと、享年七十九才。遺命により同地に葬る。

質素なる墓標には

天臺授菩薩沙彌釋智輪大律師塔

と表面に記され側面には前記の自傳を刻しあり

當時は參拜するもの多けれども、現今は只掛合の一名跡となり、却つて簸川八束、遠くは石見伯耆邊の老人に知られ、本村人としては中老以上の昔物語として残るのみ。

上御番所

舊記書類に依れば貞享二丑年、掛合町上ミ（元大原屋白根久次郎氏宅土藏ノ上）番所道の上へ畑地に建設せられたるもの、如し。而して此處に上御番所、中御番所下御番所の三軒ありたり。寶曆年間内一軒は御廢止となり、家屋敷共に御取上となる。後亦一軒は廢止して屋敷は上御番所に組入れられたり而して明治三年御番所廢止せらる。

古証書に左の如くあり

一懸合村上御番所建物並敷地共 此代錢四百五十一貫百二十五文

但境上下後三方ハ垣切前ハ往來道切

懸合村原屋 慶藏 買受

右掛合村上御番所建物並ニ補地共此度御拂御議定被仰出人別共入札爲付候處原屋慶藏へ落札ニ相成頭書ノ代錢今上納慥ニ受取申候然ル上ハ慶藏可爲勝手者也

明治二己十二月

周 藤 彦 藏 印
多 久 和 官左衛門 印

懸合村 鐵穴方 印

小庄屋
年 寄

尙寶永元年卯十月立具留帳には左の如くあり。

座敷十六疊、次の間六疊、物置四疊半、玄關六疊台所八疊、湯殿、雪隠、板流しで二間竹梯子一組、而して疊のありしは座敷拾壹疊の間丈けにして其他は全部なしと云ふ、

一川上番所

舊記書類によれば、天和三亥年掛合村（現今川上の吉田道へ入る處）字川上往還下タ中畑一畝九步市右衛門（明治三四年頃は由助現今天根シモ）所有地、全所上へ下畑一畝十八步八郎右衛門（明治三四年頃文八、現今建部覺市）所有地に已設せられたるもの、如し。

此の番所は天和三亥年より敷地高内引ありとあり。故に其の頃の建設ならん乎、而して明治五壬申年より本田大高入とあれば、上御番所と全時即ち明治三年頃に廢止せられたるものならん。

比丘尼原城跡

年代不詳萩野勝右衛門を城主として郡にあり。今尙ほ山頂に平坦地あり。これは城跡及馬乗り馬場なりと傳へらる。和泉伴四郎方家號を番屋といふは、これ即ち此昔を語るものなるべし。

尙日食城に對峙せる坂技上の陣ヶ字根、

穴岩

角宗山釋智輪師住宅より更に數丁奥に、凡六疊敷の岩窟あり。智輪師が住宅を設くる以前、此岩屋内に居住して修業せし所なりと云ふ。元は區持ち山なりしが、今は福場氏所有地となる。

公園

掛合村公園は字佐中にあり。古彌狹長神社及天神宮の此地にありと云ふ。亦維新當時陣屋と稱し、練兵場に使用せしことありし地なり。大正五年十月忠魂碑を此所に建設し、掛合村公園と稱するに至る。

舊家

本村は開闢甚だ古く、大古より村内に居住せしものありしは疑ふべきに非れ共、數千年を経しまゝに

斷續常ならず其内舊家として今に現存するもの多くは三百年前後に過ぎるなり。左に口碑傳記に傳はるものにして、三百年前後の舊家を列舉し、由緒不明なるものは之を省畧することとせり。

廣野氏

初代勝部久高天正十一年今より參百四十一年前飯石郡田井村大字上山より來りしものに付、性の異なるは生家の性を名乗りしものなり。代々神職を以て業となす。三代に至りて廣野孫太夫と改姓し、現拾五代廣野常盤氏に至る。代々下代古家と稱し字佐中に住す。

秦氏

初代五良太夫と云ひしも年號不詳にして知るを得ず。四代迄尙不詳、五代に至りて天文八年（三百三十七年前）外記相續して後現今拾八代秦奎之進に至る代々上代古家と稱し神職を以て業となし字佐中に住す

景山氏

初代清左衛門寛文六年（貳百五拾年前）邑智郡澤谷村より來り掛合町に住す、六代清藏に至りて現在の穴見谷に移住す。現今は八代景山榮次郎と稱し、農を以て本業とす。屋號を澤屋と云ひ澤谷村より來りし故なるが如し。

禿氏

初代を教善と稱す。寛永十五年九月四日（貳百九十五年前）本尊木佛許可せられ、貳代教面の代に至りて

寛文八年三月二十二日良如上人の御影並に専正寺の寺號を許可せらる。代々僧侶として現今拾壹代觀三となり字西側に住す。

宗圓寺

初代を横山和尚と稱し、延寶元年（貳百六十年前）の開宗となり。曹洞宗の寺院にして現住職は八代瑞鳳超天和尙と稱し、簀川郡川跡村大字中野佐野助三郎三男來りて住職となる。宗圓寺は字西側にあり。

清水氏

初代彌右衛門は秀吉公朝鮮征討の時に隨身せし醫師とすることにて、藥研を取り飯りたるものと現品の箱書にある由。延寶三年に死す。今より貳百五十年前なり、四代寛保元年道達に至りて家傳血の道藥を發明す。現戸主は拾代清水進と稱し、代々醫師を以て業となす。屋號は花屋と稱し字掛合町に住す。

竹下氏

初代彦右衛門は元禄年間（貳百三十年前）飯石郡東須佐村字宮内より來り、代々庄屋を勤め傍ら紺屋を始む。現今の帳場の位置は元紺屋瓶を据付けありし由、其後吉田村田部家より酒の取次をなし販賣せられしも、七代莊太郎に至つて酒造を開業せり。現戸主は九代竹下儀造と稱し、酒造を以て本業とす。屋號は宮中屋と稱す。初代彦右衛門宮内より來りし故に宮中屋と稱せる由、字掛合町に住す。

影山氏

影山家の由來記に左の事項を認む。果して眞疑は斷じ難し。昔景山五良作なる者信劬戸隱山より大山彦命に隨身して當地に來り、八重山瀧の流に住す。今に賀久靈權現と奉唱る。夫れより五良作川を狹みて住す。其後數ヶ年の後國主代りの節に上書仕り、其時五良作改メ五良左衛門直政多賀公に隨ひ五十石を拜領し、六代目景山久藏則成迄拜領す。年數百年余り慶長五年に卒す。其れより金井平谷に住居し百性になり、亦年數百年余り景山家中興の開基影山源左衛門に至り、金井平折廻り田畑山林不殘す所有せしと。初代源左衛門享保十八年（百九十一年前）に死す。後農を以て本業とし、現拾壹代影山玄太郎に至る屋號山崎と稱し字西側に住す。

岡田氏

初代其右衛門は須所村城主に仕へ、全く武家に生したるものなるも、天正年間須所城陷落の際、現住所宗源寺に移り、家名を宗源寺と稱せし由。宗源寺は元は寺院のありし跡の由なるも判明せず。七代迄は年數不詳參百年前の舊家の由、現戸主は拾四代岡田房市と稱し、屋號を宗源寺と云ひ字西側に住す。

日森氏

初代市郎左衛門は年代不詳なれども神門郡智井宮村より來り齡八十四才にて正徳四年（貳百拾壹年前）に死す。八代五郎兵衛は神門郡荒木村吾郷市右衛門方より來り相續す。九代善次郎は能義郡東比田村須藤八郎右衛門方より來り相續す。現代は拾壹代日森大受と稱し屋號は惠比須屋と云ひ字掛合町に住す。

白築氏

初代利右衛門は寛承七年（貳百十年前）に松笠村より轉住せしものと云ふ。現代は六代政造と稱し屋號前原、字松尾に住す。（往時火災に遭ひ舊記なく詳細不明なり）

三浦氏

初代次郎右衛門は松笠村菅原三浦吉左衛門の子にして、享保元年（貳百拾年前）に分家して鍛冶職を始む。後五代平八に至りて農業を本業とす。現代は七代三浦林次郎と云ふ。屋號を鍛冶屋と稱し字松尾に住す

千葉氏

初代は不詳貳代又兵衛と稱す。簸川郡上津村字上の郷より來る。享保三年（貳百十年前）現代は八代千葉忠三郎と稱し神門屋と云ふ。字掛合町に住居す。

藤原氏

初代は不詳舊記に元禄八年に生ずとあれば今より貳百貳拾七年前なり。現戸主は八代藤原林市と稱し字西側に住し屋號は駄道と稱す。

福場氏

初代久右衛門は貞享二年丑八月、當村上河附より分家し農を以て本業とす（今より貳百四十年前）當時の上河附とは現在の竹の内の事ならん。三代に至つて波多村佐貫屋より入家して相續す。同時に大鍛冶屋を

業として家産を造成す。七代傳五郎に至りて現今の中野村大字須所及松笠村の庄屋を務めしことあり。九代茂太郎は村の公務を始め、尙郵便局長となる。現戸主は拾代昇と稱し現に郵便局長を務む。字西側に住して屋號を鍛冶屋と稱す。

帶刀氏

初代五兵衛は當郡赤名村より來り住す、今より貳百參十四年前のことなり。現代は九代帶刀芳衛と稱し字松尾に住し屋號は迫田と云ふ。

尙十日市崎、大島覺藏。井原谷、向屋敷、谷口慶三郎（川上）葛畑、森山福太郎（上地下）下モ大向横木忠藏（西谷）洞泉寺、石橋忠三郎、其他多數の舊家あるも詳細不明に付き畧す。

天災地變

天保七年申歲に大飢饉あり金錢を懷にして餓死するもの夥だしく、路傍に横たわり斃死せる者幾多ありしと。斯の如き年には草根木皮に依り露命を繼ぎしものにて、假令他地方には米穀豐饒に出來たりとも、藩制に依り移出入を禁せられ爲に、局部の融通なる故悲惨極りなきなり。

弘化三年午歲に大洪水あり。川上小原の前井手桁まで河水氾濫せりと。

嘉永三年戌歲八月七日に大風ありて平岩鹽ヶ平方にて人家數戸破壊せられたりと。尙稻作にも被害甚大

にして、百姓は御種籾下附を出願せしも一應聽許なく、爲に藩主へ直訴を行ふとて騒動し、終に種籾の下附を見るに至りしと。

明治二年己歳に飢饉あり、白築文重郎氏より千二百貫を初め其他村内有志より、贖金を募り同三年二月朔日より五月十日まで百日間一人に付一合づゝ給與米を施せしが其人員町五十一人村九十一人に及べりと明治四年二月七日十時頃より大地震あり、被害は左程にも無かりしが、川上小原の家中へ山より大岩の飛込みたりと。尙竹之内の上へは上山より多數の大岩飛下せりと。村民は一週間位安眠するを得ず竹藪へ避難し居たりと、此際は杵築方面には損害甚大なりし由なり。

明治六年酉歳に大洪水あり佐中大井手迄河水浸水せりと。

明治十三年の冬六尺以上の降雪あり、此年頃迄數年間は猪多數棲み、山田等には被害多く、農民は現今兎狩をなす如く、冬の行事の一として猪狩を盛に行ひ、一の槍二の槍と其技を競ひたるものなり。然るに此年掛合及近村にて數百匹を獲得せし爲か、以後其數を減じ十數年來全く絶へたり。

明治十八年十月中居村及掛合町貧民へ米四斗五升醬油一斗六升施與せしに付籠手田縣令より彰狀を禿觀善氏へ下附せられたるを見れば此年も飢饉と察せらる。

明治二十三年水害あり穴見谷に田地の流失多く被害甚大なりしかば復舊費の下附等のことあり、

明治二十六、七年兩年夏季に霖雨について大洪水となり、國道に架せる橋梁の流失せること度々なりき

明治三十年浮塵子發生し、村内通じて約六分作と云ふ大被害を生じたり。然るに翌三十一年には前年に反し豐作なりしなり。

住民

戸口

明治二十二年	戸數 三四一戸	人口 一六二一人	大正元年	戸數 四〇〇戸	人口 一八六六人
全 二十五年	戸數 三七〇戸	人口 一六〇六人	大正五年	戸數 四〇五戸	人口 一九二三人
全 三十年	戸數 三七三戸	人口 一六三九人	大正七年	戸數 四〇七戸	人口 一八六五人
全 四十年	戸數 三七二戸	人口 一七七八人	大正十二年	戸數 四三一戸	人口 二〇六七人

一方里の面積に於ける住民の密度は千五百四十人となり、男七百七十三人女七百六十七人の割合となる又本村に本籍を有するものは、男千〇五十五名女千〇三十四名計二千〇八十九名あり。寄留者にして本村に入りたるものは、男百十三名女百二十名、本村より出でたるもの、男九十五名女百名あり。動態に關する十二年度の表を示せば、

離婚死生		婚姻亡産			
二一三	男	二一三	女	計	口
六八九		六八一			
一五三七	一五三七	二六八〇	二六八〇		
二二三	男	二二三	女	計	口
六八〇九		六八〇九			
一五三七	一五三七	二六八〇	二六八〇		

住民の職業

農業 百八十戸 商業交通業 八十八戸 工業 三十二戸
公務自由業 四十四戸 日雇労働者 七十一戸 無職職業不詳 五戸

人情風俗

本村は山間の一小村落にして、古來淳厚質朴にして、一般貯蓄心に富み、農村特有の氣風を保持し毫も粗暴驕慢の惡風なかりき。然るに近時交通開け、假定縣道通じて陰陽の一大通路を開き、更に近時山陰本線及簸上並藝備兩輕便鐵道の開通するに及んで、三葉自動車會社の經營により三次木次間の自動車運轉を見、ために從來陰陽斷の如きは數日を要せしもの數時にして達することを得るに至り、交通愈便となる。加ふるに三次木次間の鐵路敷設の運動を見るに至り、本村將來の發展は、當時將來の想像を許さざるものあり。近隣より夏の虫の火を慕ふ如く、掛合町及佐中に移り住むもの多かりき。

如斯交通開くるにつれ通信機關も調ひ、村民の中央都會の影響を受けることも益々切實となり、漸次に驕奢投機の惡風移入せられ、民風自ら輕佻浮華に流れんとする傾向を生じ、往々農業者の如きも勞働を厭ふて華奢なる生活にあこがれんとするに至れり。

衣服

古來極めて地味簡素なりしが、近時好況時代より頓に贅澤に染むるの風現れ、過去に於ける如く上下

の區別見分け難くなり、青年男女に於ても此惡風いつしか潤浸せんとし、當局は矯風規定等を改正し實行を促すに至れり。されば今や昔日の農村の民風は、獨り本村にのみ然らざれども、眞の不便なる山間部の、中年以上の男女に求めざれば發見することを得ざるなるべし。

食物

蠶業の發達と共に桑園の増加し、麥畠の減少に伴ひ麥飯を廢するに至る、又朝餉には團子汁を食する慣ひありしも、今は殆んどなし。これ一面より云へば生活の向上せる結果なるべく、米飯に漬物煮物等を副食とし、之等には砂糖を用ひて調味を沿ふるの風増加せり。

交通不便の際は魚類は天秤棒にて負ひ來れるも、値高く到底一般農民の口にするを得ず、されば一年一回の氏神祭の如き時に於て、財布を拂つて食膳に上せるを例とせり。

然るに交通開け、三月屋今市方面より毎日自轉車によつて鮮魚を商ひ來るあり、町にも數軒の魚商を生じ、農家も休業日の食前にしばしば魚類を上するに至れり。元來普通人は一日三食とす。併し農家職人及労働者にありては、端飯と稱し、春分より秋分頃まで、晝飯と夕飯との中間に一食を採る習慣あり。

酒類

舊來自家用濁酒の無限に醸造せらるゝ頃には、一般に豪酒家多かりしも、造酒禁止せらるゝや、一時は節酒の風ありしも、近時晚酌をなす者漸く増加し、殊に職工荷車挽其他農民を始め労働者の如き、之

れを以て唯一の慰安として求むるの風盛となれり。大正六七年頃の好景氣時代より、ビール、ウイスキー等の洋酒も移入せられ、これ又相當賣行きを見るといふ。

(附記) 酒に縁あれば掛合藝者發達史を述べんに、本村は郡役所其他の官衙所在地としては過去に於ては割合に堅實なる農村にして、たま／＼一二の藝者來りて稼がんとするも、僅に牛馬市乃至祭り時は前後十日許り多少の收入を見るのみにして、いつしか姿を消すに至れるが、大正五年頃より置屋業檢番等出來、四五の藝者の存在を認めしが、大正八九年の好況時に及んで官衙を始め一般宴會流行し、これには必ず數名の藝妓を入れ、かくて個人二三の會合にも藝妓なしには物足らなさを感ずる程掛合の必要物となりしが、大正十年時の山口縣警察部長藝妓の宿屋入り禁止せしより一頓挫を來せしが、それより飲食店は雨後の筍の如く出來、十數名の藝者は數ヶ所の檢番に割據するに至りしが、此訓令も漸次緩和し、殆ど有名無實の有様となるや、掛合の花柳界は頓に賑ひ、ために一般風紀は靡亂し、各所に惡結果を見るに至り、甚しきは軍人會青年會員等にも累を及ぼし物議を醸せるが、一般次第に覺醒の觀あるは喜ばしきことなりとす。

住家

昔日は屋根は藁、萱、笹等にて葺き、敷物も藁、莫座のみなりしが、近年疊を使用するに至る。又土藏、客間兼養蠶室の如き増家を建てざる家は少く、屋根は萱葺殆んど全般を占め居たりしが漸く曾木葺

瓦葺と變り、衛生的防火的になりたるは喜ばしく、一面生活の向上を意味するなり。

燈火に付いても往古農家は「肥松」とて、古松樹の根を掘りて切り割りて焚くか「ヨジロ」といふ松脂より製せるものに點火して明を取れるに過ぎず。又町家等にては行燈とて種子油に燈心を用ゐしものなりしが、明治十二年頃より「カンテラ」と云ひて、ブリキ罐に石油を入れ、木綿絲心に點火せり後明治十五六年頃より洋燈移入し來り普及したり。大正三年八月白築幸幹、竹下儀造其他の盡力によりて出雲電氣株式會社溫泉村北發原電所より送電を受け、村内の主として國道筋に二百七十燈の點燈を見しが順次擴張せられて今日に及び、村内殆ど普及したり。

燐寸

本村にて使用せしは明治十五六年頃よりなりしが、それ以前に於ては角石又は狐石と稱する石と鋼鐵とを打合せ、ホクンと稱して、ガマの穂より造りしものに點火して、附木ツケキとて薄き木片に硫黃を付けたるものに更に點火したるものなり。

時計

時計の本村に入りしは、本白築及本竹下にある現時計にて、本白築の分は明治八年頃なりしと、爾來五十餘年間、數回の機械廻轉部に油を付けしのみにて、更に故障なく、却つて最近購入のもの既に用い堪へざるに至れりといふ。

一般家庭に入りしは明治二十五年頃よりにして、今日に至りては殆ど各戸に時計のなきはなしといふ有様なり。

娛 樂

昔より純農村娛樂として掲ぐべきものは、盆踊りと素人神樂なるべし。舊盆に至れば、殆ど近隣の寺に於て盆法會の日割ありて、その夜にはその寺境内の廣場に於て、近村の若連中はその妙技を競ふて踊りしなり、獨り若者のみならず女迄も混入せり、或は變装し或は赤裸踊りと。ために喧嘩を起すありために野合の誘導となりしにより、當局の禁止せることあり、漸次廢し今や青年間には殆ど技を知れるものなし。素人神樂は本村人として團體を造りて舞ひ歩けるものは殆どなければ、毎年各部落を通じて一二ヶ所は、實りの秋に他より雇ひ入れて舞はしめ、夜を徹して老若男女は見物せり。近年は往時に比し催し盛んならず。相撲本村は過去に力士才藏を出せることあり、近時本村人としての傑物を見ざるも所謂花相撲とて一般男性的見物として祭典餘興には唯一のものなり。尙近時に於て稍角力取として知られしは若柳（山口善右衛門）及鷹ノ音（白築儀三郎）ありたり

其他影ゲ繪（後ノ幻燈）も相當見物せられたるが、近時各種の廣告宣傳の活動寫眞に代はる。芝居に於ては昔より他の者に比して趣味乏しきは、餘り交通不便にて來ること稀なりしたためなるべくたゞ／＼廣島街道通過の旅役者の一夜の旅銀を得るために、農家等を借りて行ふこともありしが、農民には不解

の點多く歡迎を受けざりしなり。大正五年七月町有志紅葉座を建て活動寫眞及芝居をなさしめしが未だ普及するといふ程には至らざりき。不幸大正八年四月火災のため同座焼失せるが、大正十一年十一月更に町有志は惠美須座を建立し、大いに農村娛樂場として貢獻しつゝあり。ために村民稍是等の趣味を解し、開演毎に相當の入りあるも、何分未だ低級を免れず。更にトランプ、圍碁、將棋も相當行はれ、ことにトランプ、將棋は掛合町に於て上下の別なく或は夜を徹して催さる。

圍碁に至つては清水家を中心として比較的有識階級及官吏等の小範圍のものなれば茲に述ぶる必要はなからんか。

謠曲、大正六年頃より登記所書記力頭氏堪能なるにより、主として官吏の間に練習行はれしが、大正八九年頃より村内主として上流階級を風靡し、後一般的に普及しつゝありしが、十一年力頭氏轉任後漸次下火となる。

冠婚葬祭

冠婚、婚姻は從來一家の經濟上又勞力の分配上一般に早婚の傾向にして、男女共に十五六歳位より行はれしが、近時兵役關係上概ね適齡以後となりぬ。即ち男は廿一歳、女は十七八歳以後とす。その儀式の如きも儉素なり。例の神社中心説よりして、神前結婚を當局も獎勵すれども、未だ普及するに至らず本村狹長神社に於ての最初は、大正十三年十一月竹下虎次郎長男の結婚式なりとす。往時に於ては婚

禮當夜地方の所謂若連中は、地蔵様擔ぎにて、石地藏をその軒下に持運びて酒食の饗を受け、翌日婚家よりその石地藏の出所を探して舊の如く安置するものとす。當夜その地藏の數多きはその婚家の誇とせられたり。此の風習も若連中の名目青年となるに及んで漸次その跡を絶ちたり。

葬儀

質素を旨とし、虚禮を廢し一般會葬者に酒食を饗應せしことを漸次廢止したり。又棺の如きも、職人が普通單價賃銀の二倍を要求し、酒食は勿論、道具清めと稱して晒木綿をもらひ、用ゐると否とを問はず煙草を求む且若し職人の機嫌を損せんか、棺製作を延遲せしめ、野邊の送りの時を延ばして凶家の損失夥しきことあり、ために泣き／＼職人の氣嫌を取り來れる弊風ありしが、近時職人の自覺により稍面目を新にせんとす。加ふるに各區民感ずる所あり、共同にて無常籠又は棺、棺臺等を平時に作り非常の時に供ふるに至る。

掛合村矯風規約

明治三十六年十二月廿四日村民一同申合せ矯風事項を規定し、爾來大正六年二月迄實施し、同三月飯石郡大體に於て同一方法に依り實行事項を定め、從來のものを改善せり。その事項左の如し

掛合村自治ノ改良策

(大正六年二月十五日決定)

一、村ニ於テ實行事項

- 一、公務員ハ自ラ村民ノ儀表ヲ以テ任ジ其ノ職責ヲ重ジ操行ヲ堅實ニスルコト
- 二、村是ヲ確守シ之ガ遂行ヲ期スルコト
- 三、村農會、戸主會、婦人會、青年會、處女會其ノ他諸團體ノ發達ヲ促シ之ガ連絡統一ヲ圖リ更ニ其ノ効果ヲ良好ナラシムルコト
- 四、毎年一回以上村民ノ集會ヲ催シ村政ノ狀況ヲ知悉セシメ且部内ノ融和親睦ヲ圖ルコト
- 五、公務員ハ時々神官神職僧侶ト協力シテ通俗講演會ヲ開催シ民風ノ改善及産業教育衛生ノ向上發展ヲ期スルコト
- 六、諸團體ハ時々視察旅行ヲ爲シ採長補短ノ實ヲ擧グルコト
- 七、表彰及功勞者ノ優待ニ努ムルコト

一、村民ニ於テ實行事項

- 一、村風ノ改善
 - 一、勇敢進取ノ氣風ヲ養成スルコト
 - 一、尙武心ノ涵養ニ努メ舊來ノ懦弱ナル弊風ヲ矯正シ一般ニ國民皆兵ノ氣風ヲ作ルコト
 - 二、因循ナル俗風ヲ矯正シ何事ニ就テモ向上的觀念ヲ以テ之ニ當リ研究修養ヲ怠ラズ家運ノ隆興ニ努ムルコト

二、公共心及協同心ノ涵養ニ努ムルコト

- 1、一村一部落ノ隆昌ヲ圖ルコトニ努メ自治ノ整善ニ努力スルコト
- 2、公ノ營造物ニ對シテハ一般保存ニ注意シ之レガ保持ヲ害スルガ如キ行爲ヲナサザルコト
- 3、道路河川溝渠等ニ塵芥ソノ他ノ汚物ヲ投棄セザルコト
- 4、街路及道路ノ掃除ノ義務ヲ怠ラザルコト
- 5、道路ニ積雪ノ高キ場合ハ特ニ團體協力シテ除雪ニ努ムルコト 但シ時機ヲ見計フコト
- 6、四五項ノ義務ヲ終ヘザルトキハ人夫料ヲ支出スルコト

三、官公署ノ命令及公私ノ規約ヲ重ンズルコト

- 1、官公署ノ指揮命令施設等ニ就テ意見アルモノハ之ヲ區長ニ申出デ村長ニ上申シ決シテ陰然反對シテ實施ノ妨害ヲナサザルコト

四、集會訪問等ニハ約束ノ時間ヲ嚴守スルコト

- 1、訪問其他ノ社交ハ互ニ親切丁寧ヲ主トシ誹謗阿諛詐稱瞞着冷嘲等誠意ヲ缺クガ如キコトヲナサザルコト
- 2、訪問先ニテ徒ニ長座シテ時間ヲ空費セザルコト

五、公共用務ノ會同ニハ公務若クハ不得止事故ナキ限り欠席セザルコト

- 1、貴重ナル用務ニハ村役場ヨリ姓名ノアル板札ヲ配布セラル、ニ付指定ノ時間マデニ會場ニ持參スルコト

- 2、病氣ニテ欠席ノ場合ハ時間マデニ板札相添ヘ會場ヘ届出ヅベシ

- 3、會同ニハ男女別席ニ努ムルコト

六、諸租公課ヲ滞納セザルコト

- 1、諸税ハ勿論一般公共の出金ノ如キモ期日前ニ完納ニ努ムルコト

七、選舉ノ弊害ヲ矯正スルコト

- 1、選舉運動ヲナスモノハ有權者ノ自由意志ヲ抑制スルガ如キ行爲ヲナサザルコト

八、陽曆ヲ勵行スルコト

- 1、新年式ハ一月一日ニ各自廻禮ヲ畧スルタメ費用ヲ醸出シ一定ノ場所ニ集合シテ祝意ヲ表シ其ノ式ヲ行フコト

- 2、新年式ハ一月一日ヨリ三日迄ヲ儀式日ト定メ此間ニ於テ各自應分ノ禮ヲ了ルコト

- 3、部落ノ新年盂蘭盆等ニ儀式訪問ヲナサザルハ勿論業務ヲモ一切休マザルコト

九、大祭日祝日ヲ重ンジ國旗ヲ掲揚シテ敬意ヲ表スルコト

- 1、三大節ノ拜賀式ニハ毎戸學校ニ參列スルコト

2、神社ノ祭式ニハ毎月一人以上參拜シ祭事中濫リニ退散セザルコト

十、大祭日祝日其ノ他村内ノ休業日ヲ一定シテ之ヲ守ルコト

一月一日(四方拜) 二日(元始祭) 二月節分 十一日(紀元節) 祈念祭(狹島神社ニ供進使參向ノ日) 三月春

季皇靈祭 社日 十日(陸軍紀念日) 四月三日(神武天皇祭) 五月二十七日(海軍紀念日) 六月二十五日

(地久節) 七月半夏生 三十日(明治天皇祭) 八月十四日十五日十六日ノ三日間(盂蘭盆) 卅一日(天

長節) 九月秋季皇靈祭 十月十七日(神嘗祭) 卅一日(天皇節祝日) 十九日廿日(産土神社大祭並末社祭典)

十一月 新嘗祭(狹島神社供進使參向ノ日)

1、一般休業日ニ村内一齊休業ノ實ヲ舉グルコト

十一、冠婚葬祭祝儀軍人送迎等ハ禮ヲ重ンジ奢侈ヲ慎ムコト

1、婚禮ノ際婚家ノ内ヘ他ヨリ何等ヲ問ハズ持掛クルコトヲ嚴禁ス

2、葬儀執行ハ會葬者ニ對シ豫定ノ時間ヲ誤ラザル様勵行スルコト

3、葬儀ノ際齋ノ膳ハ其家ニ勤ムルモノ、外會葬者ヘバ出サザルコト

4、葬儀ノ際酒ハ一切提供セザルコト但親戚其他止ムヲ得ザルモノアル場合ハ此限ニアラズ

5、徴兵トシテ入營ニ際シ送別ノ宴會ヲ開クコトヲ廢止スルコト

6、入營者ニ對スル餞別ハ村ノ軍人優待同盟會ヨリ代表シテ贈與スルニ付個人トシテハ特別ノ

場合ヲ除ク外ハ之ヲナサザルコト

7、徴兵入營ノ際及滿期歸休ノ節隣佑ヨリ招待シ祝宴ヲナシ若クハ歸休ノ際土産物ノ配布等ハ

一切之ヲ廢止スルコト

8、入營及歸休ニ付テハ村内一般ノ送迎ヲ省畧シ其兵ニ關係アル地方區内ハ送迎ニ努ムルコト

十二、公私宴會ノ弊習ヲ改良スルコト

1、時間前嚴重ニ出席シ開會ノ時限ニ遅レザルコト

2、宴席ニ於テ交杯ハ一切廢止スルコト

十三、迷信ノ排除ニ努ムルコト

1、神明ヲ崇敬シ佛法ニ歸依シ其他正當ナル信仰ニ心掛クルハ最モ必要ナルコトナルモ徒ニ浮

說流言ヲ信ジ又ハ八卦占等ニ迷ハサレ眞ノ教義ニ反シタル加持祈禱ニ迷フ等ノコトナク且

信仰ヲ誤リ家産ヲ蕩盡シ他人ニ迷惑ヲ掛テ國民ノ體面ヲ損スルガ如キ行爲ヲナサザルコト

十四、諸掛賣代其他一般金錢ノ取引時期ヲ一定ニシ其ノ月末ニ於テ嚴重勵行スルコト

二月 八月

十五、奴婢等解雇ノ期ヲ一定ニスルコト

二月 八月

十六、風紀ヲ矯正シ専ラ品性ヲ慎ムコト

十七、寺院ニ於テ説教講話會開催ノ際ハ努メテ參拜スルコト

十八、家庭ニ於テ長幼ノ序ヲ明ニシ老者ヲ敬愛シ一家團樂一致和合シテ風波ヲ起スガ如キコトヲ

十九、ナサザルコト

二十、子女ノ教育ハ學校社會ヨリモ寧ロ家庭ノ訓化大ナルニヨリ父兄母姉タルモノハ言行ヲ慎ミ

自ラ模範ヲ以テ任ズベキナリ

二十一、常々精神ノ修養ニ心掛ケ素人芝居其他野鄙懦弱ナル遊戲餘興ヲナサザルコト

二、教育ノ振興

一、小學教育ニ關スル義務ノ履行ヲ嚴ニスルコト

1、學齡兒童ノ就學義務ヲ怠ラシメザルコト

十二、兒童ハ故ナク欠席セシメザルコト

十三、暴風雨ノ際ハ兒童ノ出入ノ節保護ニ努ムルコト

二、補習教育ハ義務的ニ之ヲ受ケシムルコト

1、實業補習學校ニ入學セシムルニ適當ナル子弟ハ出來得ル限り家業ヲ差繰リ欠席セシメザル事

三、家庭教育ハ學校教育ト一致セシムルコト

三、産業ノ發達

一、兒童ノ保護者ハ學校ヨリ出席ヲ促サレタルトキハ必ず出席スルコト

2、其他ノ場合ニ於テモ可成學校ノ授業ヲ參觀シ兒童教育上ニ就テハ腹藏ナク校長又ハ擔任教

員ニ相談スルコト

三、産業ノ發達

一、勤儉力行ノ美風ヲ養成シ貯蓄ノ實行ニ努ムルコト

1、各自勤勞收入ノ或部ヲ毎月末出勤五ケ年間据置組合貯金トシテ實行ニ努ムルコト

2、据置貯金期限満了ノ時ハ更ニ協議決定ニ任ズ

二、産業組合ヲ普及發達セシメ共同ノ利益ヲ受クルコト

1、紙類原料楮三極販賣組合ヲ普及發達セシムルコト

四、信用組合ヲ創立シ全村加入シテ共同利益ヲ圖ルコト

三、地主小作人ノ親善圓滿ヲ圖ルコト

正、1、毎年度地主會ヲ開キ小作人ト和協ノ要素ニ付テ研究スルコト

2、毎年度特農者會ヲ開キ兩者間ノ親善ヲ圖ルコト

四、副業ヲ獎勵シ遺利ノ收拾ニ努ムルコト

1、三極製劍ニ努ムルコト

- 2、バナマ帽子製作ニ努ムルコト
- 3、養蠶ハ各戸應分ノ飼育ヲ怠ラザルコト
- 4、其他村是中ニアル事項ニシテ村是實行委員ノ指揮ニヨリ努力スルコト

五、生産品ノ共同販賣法ヲ講ズルコト

- 1、毎年度生繭共同販賣ニ努ムルコト

四、公私衛生思想ノ啓發普及

一、衛生組合ノ活動ヲ期スルコト

- 1、衛生組合ノ必行事項ヲ遵守スルコト
- 2、組合長及世話係ハ組合内ノ公私衛生ニ留意シ指導獎勵ニ努メ組合員ハソノ指示ヲ遵守實行スルコト

二、婦人ノ家庭衛生ニ關スル智識ノ増進ヲ圖ルコト

- 1、婦人衛生講話ニハ家事ヲ差繰リ必ズ出席ニ努ムルコト
- 2、戸主其他一般指導ノ地位ニアル者ハ自己ノ修得セル衛生上ノ智識ヲ主婦ニ口授シ相共ニ家庭衛生ノ改良ヲ圖ルコト

三、身體衣服及家屋ノ清潔ニ努ムルコト

- 1、身體衣服ハ常ニ清潔ヲ保ツニ留意シ時々沐浴洗濯ヲナスハ勿論他人ヲシテ一見不快ノ感ヲ起サシメザルニ努ムルコト、同時ニ奢侈ニ流レザルコト
- 2、家ノ内外ヲ間ハズ清潔ヲ旨トシ上水下水便所等ノ掃除ヲ怠ラサルコト
- 3、傳染病ノ疑アル患者アルトキハ公德ヲ重ンジ隠蔽セザルハ勿論他人ニ感染シ又ハ病毒ノ傳播スル虞アル行爲ヲナサザルコト
- 4、病氣見舞ニ行キ徒ニ長居シ又ハ濫リニ病室ニ入りテ患家ニ迷惑ヲ致ス等不謹慎ノ行ヲナサザルコト

五、雜事

- 一、神社佛閣參拜及團體視察旅行等ノ際土産物ノ贈答ヲ可成質素ニスルコト
- 二、祖先墓地ノ掃除ヲ怠ラサルハ勿論靈祭ハ誠心誠意之ヲ實行スルコト

年中行事

一歳恒例の行事古に盛にして維新後に衰へ、或は廢し、偶々存するも僅に其の面影を止むるに過ぎずして、一般に簡畧に行はるゝに至る。左に太陰曆時代に於ける慣行儀式の概況を述べ、一は考古の資料に備へ、一は淳朴なる民族の一端を窺はん。

正月元旦、未明に先づ氏神に賽し、それより恵方參りと稱し、所謂あき方に向つて有名なる神社に參

詣し、歸途更に代宮家及寺方に年玉を持参し、而して家には前日門松を立て、注連繩を引きまはし、當日早朝若水を汲み來り、雜煮餅を年徳神に獻す、晝は四つ物を揃へ膳部を供す、三ヶ日の間家内に於ける儀式は同一なり。併し家によりては、雜煮を小豆醬油味噌と日毎に趣向を換ふところあり、此日は俵を積むと稱し、家内悉く晝寢をなす。若し吉夢を得れば仕合よしとて之を祝ふなり。

正月二日、書初め縫初め等をなし、之を神前に供す。縫初は袋にして、中に米一升乾柿神馬藻田作鯛等を入れたるものなり。此日村内各戸を回禮し、次に親戚の方へ年始の禮に赴く、而して禮を受ける家には、先づ回禮者の面前に力餅と稱し、蒸したる米を茶碗にて固めたるもの及び白米豆神馬藻かち栗鯛もろもき等を飾れる三寶を出して互禮し次に新年の挨拶を交換す。別懇のものは座敷に上る(多クハ年玉ヲ持参ス)を以て、先づ冷酒に屠蘇を混じたるものを出し、次に燗酒を出し、重箱組井等にて饗應し、且雜煮をすゝむ。實家に兩親あるものは祝餅を二重之に米二升及び星の餅と稱する小餅六個を添へて持参すれども片親あるものは其の半數をなし、先方よりも應分の返禮をなすを慣例とす。而して婿嫁等實家へ年始の禮に行くも泊れば「苗の尻長くなる」と稱し其の日には必ず歸宅するを慣例となせり。

正月三日、午前一時頃戸を少しく開き「ひよう、ひよう、ひよう」と小聲にて唱へ、其儘戸を閉ざさずして寢に就く、之れ毘沙門天の戸の明きたるころより來り、福を授けらるゝものと信するを以てなり「福は寢て待て」の諺はこゝより來りしには非ずや。此日前日に残りし回禮を繼續す。

正月四日、此日初めて箒を取り家内を掃除す(三ヶ日迄は塵埃あるも掃へば「福を掃捨てる」と稱して之を爲さず)而して當日は「お寺年始」と稱し祭事をなさず、寺方よりは和尚草鞋を穿ち從者を伴ひ祈禱札及び年玉を持参す。

正月五日、此の日五ヶ日と稱し、祭神の式法回禮等二日と三ヶ日に同じ

正月六日、此の日に至りて始めて畑に入り七草(御行、繁縷、芹、薺、青、酒々代、佛座)を摘み來り、之を神前に供へ置き、晚には神饌を獻じ鳥追の式を行ふ。其法鍋の蓋を搗粉木と杓子とにて打ち拍子を取り「大唐の鳥が日本の土地へ渡らぬ先きに七草揃へてヤッホー」と叫ぶなり此晩は「ほとく」と稱し、外より戸を叩き、錢差繩等を膳に乗せて差出し置き、小蔭に姿を隠し家内より餅と交換するを待つて之を持去る者多く來る。所によりては膳の代りに藁にて造りし馬を用ふる所あり

正月七日、お七日と稱し、朝七草を入れ鹽氣のなき粥を煮て、之を神前に供へ家内一同之を食す。節分、此日戸口には鰯頭と柊の葉とを竹にはさみたるものを差し、髪の毛を戸口に焼く。之れ厄鬼を恐れしめ又家に入るを嫌はしむる策畧なり。而して夕飯を焚きし火を消さず、其の火にて豆を煎る。亭主は其際家を三廻りし外より度毎に「お夏何に煎らさる」と云ふ、内より家内「菜の虫を煎ります」と答ふ。斯く煎上げたる豆は、一升ヌメ柊に納め神前に供ふ。やがて家内一同膳に向ひ、食事畢り未だ湯を飲まざる以前、俄然起て鬼やらひの式を行ふ。其法外に向ひ大聲にて「鬼は外」を三回連呼し、内に向ひ小聲に

て福は内を三度連呼し、聲に應じて豆を投ず。鬼やらひは間毎に之を行ふと雖も、家によりては神社佛閣又は土藏納屋等残る限なく之を行ふ。それより飯の湯を飲みて全く之を畢る。此夜「厄落し」と稱し道路の四辻に枕及び俵等を捨つる慣習あり

正月十一日、極朝神饌を供へ所謂田打の神様を持出し田打の式を行ふ。其法田地及畑地を「一畝で千石、二畝で萬石」と祝詞を述べつゝ、二三回打起し、黒松の方を田に、赤松の方を畑に立つ。此の日までは田に入らず、畝を使用せず、而して當日地主の家には田掛式を行ひ改めて小作關係の契約をなし、終つて地主より酒食を饗ふ。猶とんと講連中は古き神札を携へて當番の家に集合し、大なる扇子と二個の大鯛を製し、とんとを飾る用意をなす

正月十四日、「とんと」講と稱し集合して之を行ふものと「獨りどんど」とて獨立して之を爲すものとあり。講の方は當番の家に「眞木」と稱し、大なる竹を迎へ來りて之を庭前に飾り、小宴の後之に大鯛、日の丸の扇等を取り付け、一面には歳徳神と標榜せる小社を擔ぎ「嬉しめでたの若松さまは枝も榮へる葉も繁る」と節面白く歌ひて練り歩き、各戸にて飲酒をなし、遂に次番の家に納め饗應を受け、夜半とんとに火を渡すを通例とす。子供は盛に太鼓を打鳴らし景氣を添ふ。

正月十五日、朝少許の大豆を入れたる粥を煮て之を神前に供し、家人亦之を食す、箸は長さ一尺五寸位の萱を使用し、之を保存して後苗代に交叉す

日待講、神職及知人を招き、其歳の無病健全を祈り且徹夜して嬉戲飲食し朝暉の出づるを待つ。

正月十六日、眞宗にては御正忌と稱し一月十日より本日まで七晝夜佛事を行ふ十五日夜は大遠夜と云ひ通夜をなし親鸞聖人の徳を讃するなり。

正月十九日、「ねん木迎ひ」と稱し此日山入りをなす、ねん木とは長き雜木二本杖つきのまゝ上部を曲げたるものなり。

正月二十日、「二十日正月」と稱しねん木を神に供へ休日となす。

二月二日、は奉公人の出替り日となす。

二月十五日、「涅槃會」と稱し寺に參詣すれば涅槃像を懸けて衆席に禮拜せしむ。

彼岸、佛説より來りしものなり。寺參り墓參をなす人々殊に多し。

社日、「社日仕事であともどり」の諺ある如く、此日の作業は無益なりとして何れも休業す殊に土をすは悪しといへり。

三月三日、雛節句といふ。數日前より雛棚を飾り、菓子餅（花栗等ノ形ニ入レ紅線リノ色彩ヲ施ス）及び菱形の切り餅等を製し、神前に供す、當日は「節句禮」と稱し、若き夫婦は養子又は嫁の實家に行き、主家を有するものは其家に赴くを例となす。

四月八日、釋迦の誕生日なり。寺にては花の堂とて種々の美しき花を以て小堂を飾り、その中に誕生

佛の像を安じ、詣人をして香水を灌がしめ又甘茶を煎じて施す。

八十八夜、此の日天火地火といふが如き惡日に當る時は、其の前後に於て稻種を蒔く。

五月五日、端午の節句なり。家々の軒に菖蒲蓬を葺き、且粽餅を作りて神前に供す。俗に「三月三日

は女の節句五月五日は男の節句」といひて、男子ある家殊に當歳の男兒あるところには、鐘馗武者繪の幟を樹つ又紙にて作りたる鯉の吹流しを立つるは「出世の魚」といふ諺によりて男兒を祝する意に出ず

七月六日、明夜は七夕なるを以て、子供ある家にては早朝里芋の葉の露を鉢にて受け、之を硯に入れ色紙の短冊に七夕の詩歌をしるし、葉竹に結びつけて之を立て、又赤飯を桐の葉に盛り、胡瓜茄子等を供して牽牛織女に祭る。而して翌朝之を河邊に送るなり。

七月七日、俗に「七日日」と稱し禮服を着用して寺に參詣す。其の施餓飢會あるを以てなり。此日墓掃除をなす。

中元、七月十日頃より十二日迄を中元又は盆節季と稱し、前年期の取引をなす。又親戚縁者と物品の贈答をなす。

七月十三日、此日花立竹を製して墓地に立て、お墓參りをなして横を挿す。宅にては佛壇を飾り、盆燈籠を釣し、胡瓜にて馬、茄子にて牛を作り、之を佛前に供し、祖靈を祭る。晚には麻殻にて門火を焚き、「佛様此の明りにて御出でませ」と呼ぶ。

七月十四日、墓參をなして祖靈を祀ること前述の如し。此日父母なきものは盆禮と稱し實家を往訪し夜に入れば子女寺内に集り盆踊りをなすこと十六日迄同じ。

七月十五日、儀式前日と異らず。此日親戚出入の者盆禮に來る。自己亦親戚を往訪す。

七月十六日、早朝佛送りと稱し、胡瓜馬白粉團子等一切の飾物供物を撤して莫塵に包み、之を河邊に持ち出し線香を燒きて禮拜す。而して後を顧みずして歸宅して佛祭をなすこと尙前日と同じ。夜は麻殻を燒きて「此の明りでおかへりませ」と呼ぶ。

七月、中下旬、隣村より送り來れる義人形を、村の使用人に負はしめ産土神社にて祈禱をなし、神職附添にて各戸より出たるものは炬火を携へ、鐘鼓を打鳴らし、實盛送りと稱して村内を巡回して、次の村境に送りつく。此線路は豫め一定せるものなり。蓋し齋藤實盛稻田に戦死し、其の亡靈害虫となれるものなりとの迷信せしを以てなり。

八月一日、俗に「八朔」と稱し、神前に食饌を供し、此日桃を食ふときは長壽を保つと傳へらる。

八月二日、下女の出替りと稱し、一切りの代り目なり。新に雇入れたるものは十日頃より來る。

八月十五日、明月の夜なり。芋團子を食し、月見の宴を催すものなり。

二百十日、立春の日より二百十日目に當るの日なり。俗に「風日」と稱し、作業を休み神を祭る。此日より二百二十日迄は稻の開花季なるを以て、風害なからんことを祈るは農民の至情と謂ふべし。

九月九日、重陽節、又は菊の節、といひ祝日なり。九月は祭り月と稱し各産土神社にて大祭を行はる。九月十九日、産土神社の大祭及二十日は各末社の祭日、氏子は親戚故舊を招きて饗宴を張る。來客歸宅の際は餅及び料理物を土産として贈る。夜は七座又は能神事あり、境内及境外は露店にて充滿せり翌日は若連中獅子及び鼻高面おかめ面等を被り、惡魔拂と稱し村内を巡回す。神在月、十月は他國にては「神無月」と稱するも、出雲にては「神在月」と稱し、出雲大社、日ノ御崎神社、佐太神社等に於て神在祭あり。

十月二十五日、神等去出と稱す。夜は戸外に出でず、餅を搗きて神を祭る。亦善那神が尻を撫でると稱へるに行かす。

亥ノ子、男子は亥ノ子を祝ひ、女子は初亥の子を祝ふ。神前には川魚を供ふるものなりといふ。亥ノ子の日には菜畑に入らず。少年輩は巨石に繩を取り付け「亥ノ子さんの晩に餅搗いて祝はぬ者は蛇産め子産め子産まば角の生へた子産め」と囃立て、地を搗き飲食するものなり。

十一月十五日、紐落し日と稱し、四歳の子女を有する家にては着帶せしめて、先づ産土神社に參詣しそれより衣帶物品を贈れる親戚故舊を招待して、祝宴を張り歡樂を盡す。

冬至、一陽來復の季節なり。此の日豆腐を食ふものなりといふ。

寒の入、油揚げを食ふものなりといふ。これ自ら防寒を意味するものならんか。

十二月八日、針の供養と稱し、砂糖餡を入れたる小さき焼餅を作り、其の一個に針を差し、之を神前に供して後河中に投流す。此夜「焼餅食」と稱し、青年輩の來訪することあり。婦女は豫め木灰又は食鹽を鍋に代用したるものを作り置き、之を眞物と混じて差出す。其の食するを見て笑ひ興す。

十二月廿日、下男の出替りとして下男の給金を受けて歸る日なり。新に雇入れたる者は廿五日より來る。十二月、俗に「嫁と餅米は節季のもの」と稱へ、婚禮をなすもの多し。又二十日頃よりは後半期の取引をなす。煤拂ひを行ひ親戚縁者の間「歳末」と稱し物品の贈答頻繁なり。殊に初めて正月を迎ふる男子ある家に對しては、破魔弓を、女子に對しては羽子板を贈る。猶各戸其正月餅を搗くこと盛なり。

十二月卅一日、大晦日なり。貴賤共新禧を迎ふる用意に急し、此日多くは神飾りをなす。門松を立つるあり神社にては大祓式を行ふ。

大正五年本村役場に有志相會し太陽曆による年中行事を協定し、之を勵行するに至れり。然れども尙舊時の儀式の存するものあり一月一日四方拜學校に於て舉行年始會は學校に於て行ひ廻禮は廢止す。

二日三日元始祭 五日新年宴會 二月節分 十一日紀元節 三月春季皇靈祭 社日

四月三日神武天皇祭 六月二十五日地久節 七月半夏生 三十日明治天皇祭 八月十四日五日六

日孟蘭盆會 三十一日天長節 九月秋季皇靈祭 十月十七日神嘗祭 十九日産土神社例祭

二十日境内末社の例祭 三十一日天長節祝日 十一月二十三日新嘗祭

掛賣代金其他一般取引時期。毎年三月六月九月十二月の四期とす

下女下男の出替り 二月一日八月一日

御大典ト掛合村

(イ) 大正四年十一月十日 今上陛下御即位禮大典當日ニ付掛合村ニ於テ舉行セシ事項左ノ如シ

午后三時 狹長神社ニ一同參拜式場ニ參列一同互禮

司會者村長開會ヲ告グ

村長奉祝文ヲ讀ム

臣等誠恐惶謹シテ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハセラルヲ祝シ遙ニ鳳闕ノ天恩ヲ拜シ寶祚ノ無窮ヲ祝シ聖壽ノ無疆ヲ祈リ奉ル臣等誠恐惶謹ミテ白ス

大正四年十一月十日

掛合村長 若 槻 直 寬

午后三時三十分村長正面壇上ニ登リ (萬歳旗ノ下ニ進ム) 萬歳ヲ唱フ三聲一同之ニ和ス

一同互禮 村長村民ノ奉賀名簿奉呈ヲ發議協定ス

一同奉賀名簿ニ自署ス 奉賀 御即位禮

大正四年十一月十日

掛合村長 若 槻 直 寬

掛合村 白 築 政 造

外四百名 (以上何レモ自署ス)

午后一時ヨリ郡役所ニ於テ掛合村高齡者十三名ニ對シ天盃及酒肴料下賜ノ傳達式舉行ニ付村長ハ高齡者同行參列 午后二時村ニ於テハ狹長神社ニテ高齡者十三名ニ對シ座蒲團一枚宛贈呈シ茶菓ヲ供ス

當日ハ各區ヨリ餘興等アリ、夜中提灯行列壯青年ノ演技アリタリ

(ロ) 全年十一月十四日 大嘗祭

當日家庭ニ於テハ神棚及祖先ノ靈前ニ成ルヘク神酒ヲ供シ家族禮拜ヲナスコト

祝賀會 村ニ於テ一同ヘ祝酒ヲ供シ、午后二時三十分ヲ期シ、一戸一人宛神社ヘ參拜セシム (祝賀會場ハ小學校)

午后三時司會者村長開會ヲ告グ 村長萬歳三聲ヲ唱フ一同之ニ和ス 之レヨリ祝酒終テ退散

當日ハ學校ニ於テ有志者釀出ノ特別宴會ヲ開キ尙餘興等多數アリ

此日佐中ニ於テハ記念ノタメ神社ニ奉祝萬歳松ヲ植付タリ

(ハ) 全年十一月十五日 祝賀會

當日ハ村ニ於テ主婦一同ヘ祝賀ノ菓子ヲ供シタリ 午后一時會集司會者村長開會ヲ告グ 村長萬歳三聲ヲ唱フ一同之ニ和ス

(ニ) 全年十一月十六日 大饗第一日ノ儀 (地方賜饗) 當日村長ハ賜饗御召ニ依リ若槻村長ハ島根縣廳ニ

出頭シ饗饌ヲ賜ハルベク之ニ參列ス村ニ於テハ本日大名行列ヲ行フ
其順序左ノ如シ
午后零時ヨリ舊藩時代ノ大名假裝行列ヲ行ヒ、掛合町ヨリ本白築マデ往復シ、尙ホ最後ニ於テ本竹下
ニテ式ヲ終レリ。

附 錄

(表彰其他)

掛合村ノ表彰 其他

表彰狀

島根縣飯石郡掛合村

既往五箇年度以上毎納期國稅完納ノ成績ヲ舉ラレタルハ納稅者ノ美風ニ因ルヘシト雖モ亦理事者ノ施設誘導其ノ宜シキヲ得タル結果ニシテ洵ニ他ノ模範トスルニ足ル仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正八年一月二十日

廣島稅務監督局長正五位勳五等 今地策之助

島根縣飯石郡掛合村

一產業計畫實施成績 四等賞

審査長 島根縣技師從六位勳六等 伊藤權一郎

右第四回飯石郡物產共進會審査長ノ薦告ヲ領シ之ヲ授與ス

大正十年十一月廿日

島根縣知事正五位勳四等 財部實秀

島根縣飯石郡掛合村

明治四十四年度以後五年度間毎納期國稅完納ノ成績ヲ舉ケタルハ納稅者ノ美風ニ因ルヘシト雖モ亦理事者ノ施設誘導其ノ宜シキヲ得タル結果ニシテ洵ニ他ノ模範トスルニ足ル仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正十二年十一月廿四日

廣島稅務監督局長正五位勳四等 小島

誠印

飯石郡掛合村 理右衛門

去々年無比類凶荒付而ハ貧民共懇々勞遣候ニ付去春知事巡郷之砌及賞詞候處引續令盡力候段奇特之事ニ候仍終身庄屋格申付候事

辛未七月二十二日 松江藩廳 印

往時ノ表彰

覺

飯石郡懸合町 目代理 右衛門

右其方儀數年來役分打込實町相勤庄屋役中村方取治宜敷諸事差繼等有之候而モ萬々懇々申聞世歸服罷在就中懸合町之儀者難澁者多之所柄ニ候處追々人別へ深切ニ申諭種々仕向遣候ニ付人別風俗相直リ候趣彼是類外之者ニ付度々褒美之及沙汰候處以彌役儀ニ力ヲ入心配相勤候ニ付在役中差免置候木綿合羽生涯差免之

五月二十三日

右之通被仰渡候條御書付之趣得貴意可申渡候以上

申五月二十三日

市川虎市 書印

下郡 清三郎 殿
與頭 市郎右衛門 殿

與頭 忠四郎 殿

右之通被仰渡候御書附之趣難有可被得其意候以上

申五月

與頭 忠四郎
與頭 市郎右衛門
下郡 清三郎

目代理 右衛門 殿

島根縣ヨリノ表彰

篤行者 表彰

第廿八區飯石郡掛合村 平民 石飛市次郎

其方儀幼年之砌實母死去父庄五郎ナルモノ貧窶ノ中ニ撫育セシ恩義ヲ感シ稍長スルニ及テ孝養ノ思ヲ發シ毫モ父ノ言ニ違ハス日夜業ヲ勵ミ僅ニ金ヲ得レハ父ノ意ヲ問ヒ飲食ヲ調度シ深切ニ相事ヘ候處客年三月庄五郎齡七十四ニシテ天年ヲ以テ終ル之ヨリ先キ同村石飛はま持地ノ小作人トナリ同居セシニはまハ其篤志ニ感シ乞フテ合家ヲナス爾後之レヲ看護スル亦親ニ事ル如ク益懇願至ラサル所ナシはま常ニ甘味ノ酒ヲ好ムヲ以テ行程殆一里ナル掛合町ノ酒肆ニ除リ日トシテ之ヲ勸メサルハナシ加之該郡學資ノ賦課モ月々金三錢ヲ増加シテ納ムル等旁以奇特之事ニ候依之爲其賞別紙目錄之通下賜候事

明治九年九月七日

島根縣

下賜金 壹圓五拾錢

島根縣平民 落部 ナヨ

夫罹病以來多年看護懇到其貞節洵ニ奇特トス依テ爲其賞金貳圓五拾錢下賜ス

明治廿三年四月十八日

島根縣知事從四位勳三等 籠手 田 安定

島根縣出雲國飯石郡掛合村 運右衛門長女 竹 下 ト ラ

平素能ク父母ニ事ヘ孝養ヲ盡シ候段奇特ニ付爲其賞金壹圓下賜候事

明治二十五年八月三十日

島根縣知事從四位勳四等 篠崎 五郎

島根縣飯石郡掛合村竹下儀造酒釀造場 杜氏 岡 田 貞 四 郎

資性温厚品行方正ニシテ誠實業ニ服シ斯業ニ精勵スルコト二十三年技術亦優秀ニシテ衆ノ模範ト爲スニ足ル仍テ銀杯壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

明治四十五年二月十一日

島根縣知事正五位勳三等 高岡 直吉

島根縣飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

教育上功勞不尠仍テ大正二年二月島根縣令第拾壹號號教育獎勵規程第一條ニ依リ金拾圓賞與ス

大正六年二月十一日

島根縣知事從五位勳五等 西村 保吉

島根縣飯石郡掛合村 岡 田 ナ カ

資性温順齡十九ニテ嫁シ克ク婦道ヲ竭ス殊ニ年二十六ニシテ其ノ夫ヲ喪ヒ爾來貞節ヲ守リ至誠舅姑ニ事ヘ慈愛ヲ以テ子女ヲ撫育シ専ラ家道ノ振興ニ努ム屢々再婚ヲ勸ムル者アリシモ孝貞ヲ缺クラ懼レテ之ヲ肯セス曾テ姑病臥シ遂ニ身體ノ自由ヲ失フヤ看護懇到百方之カ慰安ニ努ムルコト數年ニ及ヒ傍ラ纖手能ク農事ニ精勵シ家計ヲ支持スルコト茲ニ二十有七年毫モ倦怠ノ色ナク其ノ志操ヲ論ヘス鄉閭其ノ篤行ヲ稱ス洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ金拾五圓ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラシム

大正十二年二月十一日

島根縣知事從四位勳三等 財部 實秀 團

飯石郡ヨリノ表彰

掛合村 青年農友會

協同一致克ク地方産業ノ發達ニ努メ自ラ卒先シテ各種ノ講習會ヲ開設シ斯業智識ノ啓發ヲ圖リ或ハ種牡牛ノ改良ヲ企テ種苗ノ交換ヲ行ヒ害蟲ノ驅除ヲ勵行シ戰捷紀念林ヲ設置シテ杉檜ノ栽植ヲ實行スル等事業緒ニ就キ成績亦佳良ナリ仍テ茲ニ金四圓ヲ贈與シ其功績ヲ表彰ス

明治四十四年二月十一日

島根縣飯石郡長從七位 大道 繁太

掛合村 石 飛 藏 太

資性温厚夙ニ意ヲ農事ノ改善ニ注キ熱心研究自ラ實施シテ栽植肥培ノ範ヲ示シ園藝造林牧畜養
鶏ノ利益ヲ唱導シテ之レカ普及ヲ圖リ有志ヲ勸誘シテ青年農友會ヲ組織シ以テ農家青年ノ活動
ヲ促カシ勤儉家政ヲ齊ヘ至誠事ニ當ル洵ニ公衆ノ模範タリ仍テ茲ニ貯蓄債券五圓ヲ贈與シ其善
行ヲ表彰ス

明治四十五年二月十一日

島根縣飯石郡長從七位 大道 繁 太

掛合村 岡 田 ナ カ

資性温良志操堅實年十九嫁シテ家ニ入り舅姑ニ事ヘテ至孝琴瑟相和ス明治三十七年征露ノ役起
ルヤ夫總太郎徵サレテ軍ニ趨キ不幸疾ヲ得テ異域ニ歿セシヨリ以來家ヲ双肩ニ擔ヒ勵精業ニ服
シ孝養怠ラス毎ニ三子ノ教養ニ留意シ苦節ヲ守ルコト茲ニ十有餘年隣佑鄉黨皆之レヲ賞揚ス其
行為洵ニ奇特ナリ仍テ金四圓ヲ授與シテ之レヲ表彰ス

大正三年二月十六日

飯石郡長從六位 大道 繁 太

掛合村長 若 槻 直 寬

明治四十四年掛合村長ニ當選シ爾來勤績恪勵精勵部下ヲ率キテ村務ヲ掌理シ夙ニ村是ヲ制定シ
テ村治ノ方針ヲ樹立シ寄附金ヲ募集シテ學校基本財産ノ造成ニ努メ家畜市場及牧場ヲ村營ト爲
シテ畜産ノ改良進步ヲ促シ學校ノ施設ヲ改善シテ教育ノ普及上進ニ資シ蠶業組合及販賣組合ヲ

起シテ物産ノ改良販路ノ擴張ヲ圖リ其他消防組ヲ設置シ或ハ部落有財産ヲ整理シ亦各種基本財
産ノ創設増殖ヲ企圖シテ村治ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ或ハ神社ノ整善納税ノ改良又ハ社會教育ノ
振興ニ努ムル等在任末タ長カラスト雖特ニ功績多大ナリトス仍テ飯石郡表彰規程ニ依リ債券拾
五圓ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正五年十月三十一日

島根縣飯石郡長從六位勳六等 高 木 虎 槌

飯石郡掛合村收入役 秦 大 二 郎

資性温厚明治三十五年掛合村收入役ニ舉ケラレ勤績殆ント十四年職ニ當ルコト勵精人ニ接スル
コト懇篤毎ニ村長ヲ補佐シテ村治ノ發展ヲ圖リ納税ノ整善ニ努メ各稅ヲ通シテ每期完納ナラシ
ムルコト茲ニ數年其効績顯著ナリトス仍テ飯石郡表彰規程ニ依リ債券五圓ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正五年三月十五日

島根縣飯石郡長從六位勳六等 高 木 虎 槌

飯石郡掛合村 十日市 副 業 會

協同輯睦相率キテ業務ニ精勵シ夙ニ勤儉力行ノ美風ヲ養ヒ餘暇ヲ利用シテ副業ニ勵精シ荒蕪地
ヲ拓キテ美田ヲ作り其ノ收得シタル財食ハ學ツテ之ヲ蓄積スルコト茲ニ十有餘年其ノ成績見ル
ヘキモノアリ依テ金五圓ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正九年三月二十九日

島根縣飯石郡長正七位勳六等 石 栗 巍

飯石郡掛合村 佐野超天

資性篤實明治三十九年宗圓寺住職トナルヤ熱誠門徒ノ教化誘掖ニ努ムルノ傍ラ社會救濟事業ニ專念シ免囚ノ感化貧困者ノ救助其他自費ヲ投シテ公衆新聞縱覽ノ施設ヲナシ以テ一般庶民ノ善導ニ盡瘁スル等洵ニ奇特トナス仍テ飯石郡表彰規程ニ依リ木杯壹組ヲ贈與シ之ヲ表彰ス

大正十二年三月二十八日

島根縣飯石郡長從六位 間宮龍真

飯石郡掛合村 三浦政太郎

明治三十三年十月飯石郡役所小使ヲ拜命シ勤續前後通シテ廿有二年終始一貫至誠職務ニ精勵シテ毫モ倦怠ノ色ナシ洵ニ奇特トナス仍テ飯石郡表彰規程ニ依リ木杯壹組ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年三月二十八日

島根縣飯石郡長從六位 間宮龍真

飯石郡掛合村 竹ノ下甚太

明治三十七年四月飯石郡役所小使ヲ拜命以來勤續十九年忠實職務ニ精勵シテ毫モ怠ラス洵ニ奇特トナス仍テ飯石郡表彰規程ニ依リ木杯壹組ヲ授與シ之ヲ表彰ス

大正十二年三月二十八日

島根縣飯石郡長從六位 間宮龍真

島根縣飯石郡掛合村 從七位勳八等 竹下虎次郎

資性溫良父母ニ仕ヘテ至孝僚友ト交ツテ圓滿常ニ簡朴ヲ尚ヒ邊幅ヲ飾ラス着實真摯頭腦亦明晰ニシテ事務ヲ處スル極メテ周到敏活ノ才アリ明治三十年初メテ飯石郡役所雇トナリ全三十三年三月飯石郡書記ニ任セラレ農商係ニ勤務シ次テ主任トナリ爾來專ラ產業各般ノ事務ニ執掌シ大正五年九月第一課長ニ擧ケラレ其後數度第二課長或ハ第三課長ヲ兼掌セシコトアリ大正九年第一係主席專任トナルヤ經驗愈々深ク信望益々加ハリ各般ノ事務ニ參與シテ敢テ良績ヲ收メサルナシ本年二月後進ノ途ヲ開クヘク勇退ヲ願ヒ遂ニ許可ヲ得テ官界ヲ退ケリ在官前後二十有三年始終本郡役所ニ勤務シ實ニ八代ノ郡長ニ歷仕シテ克ク之カ輔佐ノ重任ヲ完ウシ至誠以テ畫策經營ニ當リ專心以テ郡治ノ向上發展ニ努メ嘗テ一日ノ偷安ヲ計ラス上司同僚交友郡民俱ニ等シク其熱誠胆勉ヲ稱讃セサルモノ鮮シ

君在職二十有六年多ク勸業係ニ屬セシヲ以テ其功績ノ半ハ本郡產業ノ振興ニ在リ三度殖産計畫立案ノ事ニ從ヒ且之カ實施督勵ニ努メ屢々物産共進會ヲ開催シテ產業ノ改善振作ニ資シ或ハ農會、畜産組合、同業組合ノ創設即成ニ盡力シ就中產業組合ノ普及發達ニ對シテ特ニ意ヲ用ヒタルモノアリ更ニ各村ノ實力調査ヲ完成シテ庶務ノ資料トナシ或ハ各種統計ヲ蒐集シテ指導企畫ノ基礎ヲ定ムル等常ニ時代ノ趨勢ト地方ノ實情トヲ考查按配シ指導誘掖何レモ其ノ當ヲ得タリ轉シテ庶務係ニ屬スルヤ先ツ庶務細則ヲ改正シテ廳内執務ヲ簡便ニシ文書簿冊ヲ整頓シテ保存廢棄ヲ定メ進シテ各村行政事務ノ改善發達ヲ圖リ條例規程ノ改正、出納事務ノ整善、納稅ノ完納、部落有財産ノ統一、民力ノ涵養、弊風ノ矯正、其ノ他土木、交通、教育、衛生等地方自治ノ改良事業ノ遂行ニ努力シ殊ニ一昨年地方制度ノ一大變革タル郡制廢止法ノ發布セララル、ヤ郡事業ノ整理ニ方リ克ク各種重要ナル事項ニ對シ最善ノ處分ヲ企劃シ就中郡道ノ移管、郡有林ノ

處分、吉田道ノ竣功、雲南中學ノ設立ノ如キ將來永遠ニ郡民ノ福利増進ノ基礎ヲ築ケルモノト謂フヘシ

惟フニ以上叙列ノ効績ヲ舉ゲ得タル所以ノモノ素ヨリ郡民ノ熱誠ト職司ノ援助ニ因ルハ勿論ナリト雖モ勤績實ニ二十有餘年私事ヲ抛ツテ終始一貫至誠奉公献身努力ノ結果ニ外ナラサルナリ今ヤ時運ノ進展ニ伴ヒ地方自治ノ革新ヲ要望スル最モ緊切ナル秋ニ方リ幸ニ本郡ノ産業、教育交通等ノ各般ノ施設漸ク其緒ニ就キ各村ノ治務愈々舉ラントス是レ君カ多年指導誘掖シ盡瘁努力セルニ因ルモノニシテ郡民ノ等シク感謝措ク能ハサル所ナリトス爰ニ本郡自治協會總會滿場一致ノ決議ニ依リ金時計並附屬品壹揃ヲ贈リ以テ君カ多年ノ功勞ニ酬ヒ併セテ其ノ事蹟ヲ表彰ス

大正十二年五月二十日

島根縣飯石郡自治協會長
島根縣飯石郡長 從六位 間宮 龍 眞

島根縣飯石郡掛合村 板垣 良太郎

資性實直ニシテ志操堅固夙ニ耕地整理組合ノ設立ヲ企圖シ熱誠克ク區民ヲ督勵シ萬難ヲ排シテ遂ニ大正六年九月郡耕地整理組合ヲ組織シ爾來組合長ヲ輔佐シテ事務ノ整理並工事ノ監督ニ任シ殊ニ率先シテ自己所有ノ耕地ヲ組合ニ提供シテ貯水池ニ充ツル等銳意事業ノ完成ニ努力セリ其他副業ノ勸奨並共同貯金ノ勵行ニ努ムル等常ニ區民ノ福利増進ニ貢獻シ其功勞多大ナリトス依テ表彰ス

大正十三年二月十一日

島根縣飯石郡自治協會長從七位 福田 源次郎

掛合村 石 飛藏 太

右夙ニ農事改良ニ努メテ範ヲ地方ニ垂レ且家庭融和尙ホ克ク公衙ノ命ヲ遵守スルハ奇特ノ至リニ付本會所定表彰規程ニ依リ風呂敷壹枚ヲ贈與シ以テ其善行ヲ表彰ス

明治四十四年三月十日

飯石郡農會長從七位 大道 繁太

掛合村ヨリノ表彰

掛合村 尋常小學校々僕 横山 市三郎

嘉永四年十二月二十三日生

明治三十三年十二月ニ校僕ニ就職以來十年四ヶ月間ヨク校僕心得ヲ遵守シ教員ノ命令ニ從ヒ兒童ニ親切ニシテ熱心職務ニ勉勵セルハ奇特ニツキ茲ニ羽織一枚ヲ贈與シ其功勞ヲ表彰ス

明治四十四年四月一日

掛合村長 若槻 直寛 剛

掛合村 森ノ上組貯金組合

明治三十四年一月創立シ其後十四ヶ年間組合員至誠堅實克ク實行シ現在組合員七人蓄積金參百圓ニ達シ其成績良好ナリトス尙不撓屈セス繼續實行ヲ望ム依テ木杯一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正三年十一月十八日

島根縣飯石郡掛合村長 若槻 直寛

掛合村掛合上町組積盛會

明治三十三年二月創立シ其後十五ヶ年ノ久シク不撓屈セス克ク共同一致ヲ以テ貯蓄シ其人員九名現在金貳百五拾圓ニ達シ其成績誠ニ良好ナリトス尙將來益奮勵努力繼續實行ヲ望ム依テ木杯一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正三年十一月十八日

島根縣飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

掛合村郡リ共同貯金組合

明治卅四年一月創立シ其間十四年間組合員至誠堅實克ク實行シ現在組合員十六名蓄積額四百圓ニ達シ其成績誠ニ良好ナリトス尙不撓屈セス繼續實行ヲ望ム依テ木杯一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正三年十一月十八日

島根縣飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

掛合村

十日市 南松尾 共同貯金組合

明治三十六年一月創立シ其後十二年間組合員至誠堅實精勵貯蓄シ現在組合員二十五人蓄積金六百六拾五圓ニ達シ本村共同貯蓄ノ第一位ヲ占メ其成績誠ニ良好ニシテ共同貯蓄ノ模範トナスニ足ル尙將來益奮勵努力以テ繼續實行ヲ望ム依テ木杯一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正三年十一月十八日

島根縣飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

掛合村

陸軍歩兵一等卒 坂 田 乙 市

資性温良明治四十二年十二月一日陸軍歩兵第六十三聯隊ニ入營爾來在營中ハ品行方正士風ヲ有シ氣品アリ質素ニシテ素行ニ表裏ナク禮儀ヲ案サス同僚間ノ交際圓滿ナリ勤務上ニ於テハ誠實熱心勉勵成績良好言語明瞭動作嚴格ク上司ノ命ヲ奉シ上下ノ信用アリ從卒傳令トシテハ嚴格明晰ナリ且善行證書ヲ授ケラレ褒賞休暇ヲ賜ハリ又歸休中ハ一意家業ニ從事シ總テノ働作在隊同様忠實業ニ服シ他ノ模範トナスニ足ル依テ木杯一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正三年十一月十八日

島根縣飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

掛合村 松 下 官 市

資性温良品行方正十六歳ニシテ伯父捨藏ニ隨ヒ竹細工ヲ學ヒ誠實業ニ服シ精勵スルコト十六年技術優秀顧客ニ對シテハ丁寧ニシテ信用アリ家庭ニアリテハ孝心深ク志操堅實殊ニ居住部落ハ種々ノ弊風アリシモ父ノ嚴格ナル注意ヲ守リ未タ曾テ惡風ニ感染セシコトナク日夜父子共同勤勉以テ貯蓄スルニ至ル誠ニ部落ノ模範トナスニ足ル依テ木杯一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正三年十一月十八日

島根縣飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

掛合村在郷軍人會員
掛合村青年部會員

陸軍歩兵上等兵 原

官 市

資性溫良ニシテ着實剛健ニシテ明治四十二年十二月步兵第六十三聯隊ニ入營在隊中品行方正學術優秀勤務勉勵等ニ依リ一等卒ヨリ上等兵候補者上等兵伍長勤務等ニ進級シ下士適任證書及善行證書ヲ受ケ明治四十四年十一月歸休ヲ命セラレ爾來在郷軍人トシテ始終一貫能ク分會ノ規程ヲ守リ諸集會ニ一回モ遅刻缺勤シタルコトナシ役員トシテハ評議員及部長ヲ勤務シ献身以テ分會ノ發展ニ努力シ上長ヲ敬シ後進ヲ扶導シ壯丁豫習會ノ講師トシテ多年熱精壯丁ノ教育ニ盡瘁シ又青年トシテハ軍人精神ヲ移シテ能ク實業ニ勵精公衙ノ命ヲ格守シ傍ラ本村青年部會評議員ヲ勤務シ家庭ニアリテハ職業ニ勵精シ孝悌ノ人トシテ郷閭ニ敬慕セラレ家業ノ餘暇ニハ通信講義録ヲ購入シテ平素自己ノ修養ニ怠ラス總テノ動作在隊同様忠實實業ニ服シ在郷軍人及地方青年ノ模範トナスニ足ル依テ本村表彰規程ニ依リ茶盆一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正五年二月十五日

飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

谷 口 倉 太 郎
德 島 鹿 五 郎

資性溫良着實ニシテ能ク納稅義務ヲ守リ數年間毎年度指定納期限前ニ於テ每期卒先完納シ尙ホ公衙ノ命ヲ奉シ諸集會ノ際ニハ時限ヲ怠ラス出席シ其成績良好ニシテ村ノ模範トナスニ足ル仍テ本村表彰規程ニ依リ茶盆一個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正五年二月十五日

飯石郡掛合村長 若 槻 直 寛

松 尾 青 年 夜 學 會
十 日 市

明治四十四年八月二十一日夜學會ヲ創立シ爾來今日ニ至ルマテ和衷協同撓マス屈セス克ク學力ヲ補習シ精神ノ修養ニ勉メ今回ヲ以テ二百回ニ至リシハ本村青年ノ模範トナスニ足ル尙ホ將來一層ノ奮勵ヲ望ム茲ニ茶盆壹個ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正五年九月十日

掛合村長 若 槻 直 寛

(參 照)

一、創立明治四十四年八月廿一日

一、當時會員十二名

一、開會毎月六回 五日 十日 十五日 二十日 廿五日 三十日

一、百 會 大正二年六月十日會員八名

一、二百會 大正五年九月十日會員十二名

掛 合 村 農 友 會

明治三十四年三月十五日日本會ヲ創立シ爾來二十週年間共同輯睦克ク公共ノ事ニ竭ス其間戰捷記念事業トシテ村有地ニ杉檜苗ヲ植栽シ種苗交換會立稻品評會種粳品評會ノ各會ヲ開キ種粳澁水撰ヲ行ヒ農事講習會ヲ開設シ又ハ綠肥ヲ試作シ果樹園ヲ設置シ或ハ荒蕪地ヲ開墾シテ桑樹栽培ヲナス等各種産業改善ニ盡瘁シ其成績佳良ナリ就中造林ノ如キハ本村ニ最モ重要適切ノ施設ニ

シテ其結果ハ既ニ用材トナルニ至ルモノモアリ其他本會各種施設ノ事業ニシテ本村農事發達上ニ貢獻セラルコト舉ケテ數フヘカラス依ツテ掛合村表彰規程ニ依リ勸業債券拾圓ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

大正九年三月十五日

掛合村長 若槻直寬

掛合村青年團

明治四十三年四月創立シ爾來十有四年拮据經營今日ニ至ル其ノ間能ク補習教育ノ獎勵講習會ノ開催ニ坪農園ノ設置等修養ニ努ムルト共ニ體育會ヲ開催シテ體育ノ向上ヲ圖リ進ンテ社會公共ニ對スル奉仕ヲナシ亦基本財産ノ速成ニ努ムル等其成績見ルヘキモノアリ依テ本村表彰規定ニ據リ金貳拾圓ヲ贈リテ之ヲ表彰ス

大正十二年九月十八日

掛合村長 若槻直寬

褒狀、賞狀、賀狀 功績狀、感謝狀

褒 狀

石 飛 藏 太

右ハ明治三十八年葉煙草耕作者トシテ善ク法令ヲ遵守シ且ツ指示ニ注意シ耕作乾燥稍宜シキヲ得調理包裝稍完全ニシテ品質精良好ノ葉煙草ヲ納付シ了レリ洵ニ一般耕作者ノ模範トスルニ足

ル依テ爲其實目録之通給與候事

明治三十九年三月二十六日

米子葉煙草收納所長

目 録 五 等 賞 金 五 拾 錢

煙草專賣局事務官從七位勳六等 西 木 川 清 夫

褒 狀

飯石郡掛合村 石 飛 藏 太

右ハ明治三十九年煙草耕作者トシテ善ク法令ヲ遵守シ耕作宜シキヲ得乾燥精良好調理稍完全ノ葉煙草ヲ納付シ了レリ洵ニ一般耕作者ノ模範トスルニ足ル依テ其實トシテ目録之通給與候事

明治四十年六月二十一日

高粱煙草收納所長煙草專賣局主事

目 録 三 等 賞 金 壹 圓 五 拾 錢

從七位 荒 井 寅 治

石 飛 藏 太

右平素農事ニ勉強シ篤志熱誠洵ニ他農民ノ模範トスヘキモノト認メ茲ニ賞ヲ與フ尙將來一層ノ奮勵ヲ望ム

明治四十一年三月六日

掛合村農會長 白 築 幸 幹

謝 狀

明治二十九年本村宰ニ推薦セラレ全月二十日就職以來明治四十三年十月ニ至ル間實ニ拾五ク年

ノ永キ日月ヲ殆ンド一日ノ如ク精勤セラレ村自治ノ重任ヲ全フシ歳々夥多ノ村費ヲ支配シ吏員ヲ督勵シ亦事業ニ至リテハ一々枚舉スルニ遑アラスト雖モ左ニ其ノ一二ヲ列舉セシニ

一、明治三十三年掛合村役場新築總工費千三百五十六圓三錢

一、明治三十二年掛合村尋常小學校建繼總工費貳百拾七圓

一、明治三十三年掛合村高等小學校建繼總工費八百五十圓

一、明治三十五年掛合村小學校付屬雨天體操場建築總工費貳百四圓

一、明治四十二年掛合村尋常高等小學校増築總工費千五百三十九圓七十二錢

如斯工事ヲ監督成功セシメラレタルハ偏ニ貴下ノ盡力ニ外ナラス茲ニ聊カ微意ヲ表スルタメ金參拾圓ヲ贈呈ス

明治四十四年一月十四日

掛合村助役 原 團 四 郎

元掛合村長 板 垣 榮 次 郎 殿

掛合村尋常高等小學校學校醫設置以來本年ニ至ル迄十餘年間學校醫ノ任ニアリ熱心職務ニ盡瘁セラレタル其ノ功勞洵ニ感謝ノ至リニ堪ヘス加之或ハ救急治療用具ニ或ハ人體生理掛圖ニ或ハ名勝寫真古郵便切手類等數多ノ御寄贈アリシ芳名ハ永ク村民ノ記憶ニ存スル所ナリ茲ニ村民ノ赤誠ヲ代表シ記念ノタメ粗製瓶掛壹個ヲ贈呈ス

明治四十四年十月

飯石郡掛合村長 若 槻 直 寬

藤 原 薰 殿

賞 狀

島 根 縣 岡 田 ナ カ 殿

資性温順志操堅實久シク難苦ニ堪ヘ能ク婦道ヲ全ウス誠ニ以テ世ノ龜鑑トナスニ足ル依テ本會所定ノ賞品ヲ贈リ其善行ヲ表彰ス

大正三年十月三十日

鳩 山 春 子

顧

東京高等女學校長 棚 橋 絢 子

日本女子商業學校學監 嘉 悅 孝 子

跡見女學

校長 跡 見 花 蹊

山脇高等女學校長 山 脇 房 子

問

實踐女學校長 下 田 歌 子

三輪田高等女學校長 三 輪 田 眞 佐 子

實業之日本社 孝女節婦表彰會

婦人世界 會長 實業之日本社長 増 田 義 一

岩 崎 ス ケ 殿

多年本村小學校ニ在勤兒童教養ニ社會教育ニ熱心盡瘁セラレタルハ洵ニ感謝ニ堪ヘサル所ナリ茲ニ記念ノ爲メ會席膳及菓子器各壹組ヲ贈呈シテ謝意ヲ表ス

大正五年五月十日

二〇

掛合村尋常小學校長 小 汀 龍 藏
掛合村婦人會長 白 築 利 子
掛合村長 若 槻 直 寬

坂 本 純 子

本村小學校ニ在勤兒童教養ニ社會教育ニ熱心盡瘁セラレタルハ洵ニ感謝ニ堪ヘサル所ナリ茲ニ記念ノ爲メ硯箱壹箇ヲ贈呈シテ謝意ヲ表ス

大正五年五月十日

掛合村尋常小學校長 小 汀 龍 藏
掛合村婦人會長 白 築 利 子
掛合村長 若 槻 直 寬

賀 狀

森 下 由 藏 氏

天保元年六月十五日生

右本年米壽ノ祝典ヲ行ハレ候段目出度慶賀ノ至リニ堪ヘズ茲ニ本村ハ其慶事紀念ノ爲メ別紙目錄ノ通り贈呈シテ恭ク祝意ヲ表ス

大正六年一月一日

飯石郡掛合村長 若 槻 直 寬

目 録

一、茶 器 壹 組

一、米 壹 升

一、末 廣 壹 個

以 上

島根縣飯石郡掛合村 白 築 政 造

大正二年十二月島根縣飯石郡掛合村尋常高等小學校基本財産トシテ金五百圓寄附候段奇特ニ付爲其賞銀杯壹個下賜候事

大正四年九月十四日

賞勳局總裁從二位勳三等伯爵 正 親 町 實 正

天益酒肴料長壽者ニ御下賜ノ際傳達者ヘ聖旨

老至ヲ存シ老毛ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ惠ヲ敷キ恩ヲ極ルハ民ノ乏キヲ濟フヨリ先ナルハナシ茲ニ登垂ノ初メニ方リ祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ諭シテ

朕カ意ヲ宣布セシメヨ
御即位禮及大嘗祭ヲ舉行セラル、ニ際シ何某齡何拾歳ニ達セラレ本日ヲトシテ
天杯及酒肴料下賜ノ恩典ニ浴セラレタルハ光榮何物カ之レニ如カン
本村ニ於テモ其大典ヲ記念トシテ恩賜ヲ祝スルト共ニ座蒲團壹枚ヲ贈呈シテ龜鶴ノ壽ヲ祝シ以
テ敬老ノ微意ヲ表ス

大正四年十一月十日

掛合村長 若 槻 直 寛

高 齡 者 (大正四年十一月十日午前零時現在)

九拾參歳	松 太 郎 父	板 垣 卯 三 郎
九拾歳	惠 藏 祖 母	佐 藤 カ メ
八拾六歳	勘 五 郎 祖 父	森 下 由 藏
八拾參歳	貞 四 郎 父	岡 田 勝 次 郎
八拾參歳	貞 主 母	岡 田 甚 助
八拾貳歳	貞 次 郎 母	石 橋 忠 八
八拾貳歳	瀧 藏 母	奥 井 コ メ
八拾貳歳	愛 藏 父	佐 藤 シ マ
八拾壹歳	甚 太 郎 父	板 垣 喜 市
八拾歳	戸 主	白 築 福 五 郎
八拾歳		高 尾 久 八

八拾歳	捨 四 郎 父	石 飛 浪 次 郎
八拾歳	純 祖 父	泉 平 藏
計 拾參人	内 九拾歳以上 二人 男一人 女一人	八拾歳以上 拾壹人 男九人 女二人

功 績 狀

明治八年一月六日本村地租改正下調戸主長トナリ爾來本村政ニ與リ降テ全十二年本村村會議員
ニ當選シ其後町村制實施以來猶引續キ其職ニ在リ其他村政上各種ノ位置ニ就キテ熱誠盡瘁セラ
ル、コト實ニ四十三年ナリ
其間十年一日ノ如ク汲々トシテ村政ノ改發向上ヲ計リ以テ今日ニ及フ茲ニ本村ハ其ノ偉大ナル
功績ト勞苦トニ報ヒ且ツ永遠ニ其功勞ヲ記念センタメ本村村會ノ決議ニ依リ硯箱壹箇ヲ贈呈セ
ントス幸ニ微意微衷ヲ諒セラレ納受セラレンコトヲ請フ

大正六年十二月二十三日

掛合村長 若 槻 直 寛

掛合村會議員 白 築 政 造 殿

功 績

一、明治八年一月六日掛合村地租改正下調戸長トナリ越テ全年六月二十五日全鑑定人トナリ又
全六年九月廿日掛合村山林下調擔當トナリ熱誠以テ本村地租改正ノ大事業ヲ完成セシムル
ニ至レリ

- 二、明治九年三月一日第廿八區掛合村公選ヲ以テ區會議員トナリ恪勤克ク其ノ職ニ當リ常ニ重キヲナシテ議事ノ圓滿ヲ思ヒ村治ノ向上ヲ計ル
- 三、全年四月八日飯石郡ノ公選縣會議員トナリ誠意以テ本郡事業ニ貢獻スル所多シ
- 四、明治十二年一月第廿八區會所廢止セラレ民選戸長役場設置ノ際即チ全年一月三十日村會議員ニ當選其際互選ニ依リ村會議員長トナリ戸長役場設置上ニ付屢々村會ヲ開キ其決議ニ依リ議長トシテ官廳ニ對シ稟申スル處アリ其後任期滿了ノ都度重任シテ明治十七年八月マテ繼續勤務全年全月官選戸長役場ニ引續キテ明治二十二年町村制實施マテ重任其間前後ヲ通シテ勤績十一ヶ年ナリ
- 明治二十二年四月廿六日町村制實施後第一回ニ村會議員トナリ其後六回ノ任期滿了ニモ村民ノ信賴厚キニ由リ常ニ繼續重任シテ今日ニ及フ其間二十九ヶ年明治十二年ヨリ通シテ實ニ三十九年ノ久シキ間尙一日ノ如ク招集ノ際ハ缺勤僅少ニシテ精勤シ村長ノ提案ニ對シテハ概ネ原案ヲ維持贊成シ議會ノ極メテ圓滿ニ議了センコトヲ努メ而シテ村治ノ向上ヲ劃策シテ以テ現今ノ狀態ニ至ラシム其功績最モ顯著ナリ
- 五、明治二十年十一月二十日飯石郡選出所得稅調查委員ニ當選シ爾來掛合稅務署設置セラル、ヤ同署管内所得稅調查委員ニ當選シ全明治四十三年マテ二十四ヶ年間繼續シテ調查事務ニ貢獻ス
- 六、明治二十九年九月五日飯石郡大地主選舉會ニヨリ飯石郡會議員ニ選出セラレ專ラ本郡事業ノ發展ニ努ムルコト多シ降ツテ全三十二年十月五日掛合選舉區ニ於テ再ヒ郡會議員ニ推サレ本郡ノタメニ盡ス所多シ

- 七、明治二十九年十月二十日飯石郡農會ヨリ島根縣農會員及飯石郡農會名譽會員ニ推薦セラレ本郡農事ノ向上發展ニ盡瘁努力セラル
- 八、明治三十四年七月飯石郡畜產組合ノ創立セラル、ヤ副會長ニ推サレ其任期短シト雖モ克ク組長ヲ補佐シ次テ翌三十五年一月ニ至リ組長ニ推薦セラレ就任後事務所ヲ開設シ其機關タル書記技術員及各村部長等ノ役職員ヲ任命シ其銳意以テ諸般ノ設備ヲ完成シ或ハ事業ノ經營ニ或ハ畜牛ノ改善ニ努メラレタルコト前後三ヶ年家事上ノ都合ニヨリ全三十六年十月辭任セラレシト雖モ氏ノ盡サレタル功績ハ昭々乎トシテ現時ノ隆盛ヲ輸サシメタリ
- 九、明治十四年九月狹長神社總代人ノ設置セラル、ヤ氏ハ當選ニ當リ就職以來神社維持ニ就テ盡瘁シ大正四年七月マテ三十五ヶ年間勤績其間適當ノ維持方法ヲ講シ指定ノ神社トナスヲ得タル氏ノ功績最モ顯著ナリ
- 十、明治三十九年五月二日飯石郡ニ魁シテ本村字佐中地區耕地八町五段一畝四歩ノ整理ヲ起工シ其委員長ニ推サレ耕地整理工事ノ督勵ト事務ノ整理ニ努メ同年一月二十日其工ヲ竣リ全四十二年十月十五日收支精算報告ヲ了シタリ而シテ整理後ノ反別八町八反一畝三步即チ二反九畝廿九歩ノ増歩ヲ得ルニ至リタリ是レ氏カ四ヶ年間ニ於ケル努力ニ依ルモノニシテ而モ其ノ地區ノ地味ヲ良好ナラシメ漸次多收穫ヲ得ルノ現狀ニ至ラシメタル氏ノ功績甚タ多大ナルモノアリ
- 十一、明治三十七年六月十一日島根縣戰時農業督勵部掛合村顧問ヲ囑託セラレ熱誠ト努力トヲ以テ之カ督勵ヲ計ラル
- 十二、明治四十二年三月一日掛合村報德會創立委員ヲ囑託セラレ之カ創立ニ努ムルコト多シ以

テ今日ノ盛大ニ輸セリ
 十三、明治四十四年本村小學校基本財産設置ノ際率先シテ基金五百圓ヲ寄附シ以テ今日ノ如ク堅實ナル基礎ヲ有スルニ至ラシメタリ
 十四、大正二年ヨリ全三年マテ本村ニ電燈敷設ヲ計畫シ今年七月ニ於テ遂ニ之カ創設ヲ見ルニ至リ多數ノ需要家ヲシテ文明ノ惠澤ニ浴セシムルニ至リタルハ專ラ氏ノ盡瘁ニ由ルモノナラン
 十五、大正五年四月一日掛合村是督勵顧問ニ選任セラレ本村ノ基礎ヲ鞏固ナラシメタリ
 十六、明治十二年三月十四日掛合村及町戸長ニ任命セラレ村治ノ改善發達ヲ計ル所多シ
 以上ノ外村治萬般ニ涉リ其他公共ノ事業ニ盡サル、事四十幾年其功績甚大ナリ
 十七、明治初年ヨリ公共ノタメ寄附金多額ヲ支出シ又濟民ノタメニ盡ス所多ク以上ノ理由ニヨリ賞狀賞杯ヲ受クルコト數十回ニ至ル特ニ本村及本村小學校基本金ノタメニ盡瘁スルコト最モ顯著ナリ

目 録

一 硯 箱 壹 個

功 績 狀

明治七年壹月拾八日掛合村町用掛トナリ爾來本村政ニ與リ降テ全拾貳年本村々會議員ニ當選シ其ノ後町村制實施以來猶引續キ其ノ職ニ在リ其ノ他村政上各種ノ位置ニ就キテ熱誠盡瘁セラルコト實ニ四拾四年ナリ、其ノ間拾年壹日ノ如ク汲々トシテ村政ノ改發向上ヲ計リ以テ今日ニ

及ブ茲ニ本村ハ其ノ偉大ナル功績ト勞苦ニ報ヒ且ツ永遠ニ其功勞ヲ記念センカタメ本村々會ノ決議ニヨリ硯箱壹個ヲ贈呈セントス幸ニ微意微衷ヲ諒セラレ納受セラレンコトヲ請フ

大正六年拾貳月貳拾參日

掛合村長 若 槻 直 寬

掛合村々會議員 日 森 文 太 郎 殿

功 績

一、明治七年壹月拾八日掛合村町用掛ヲ拜命スルヤ地租改正下調當時村內下調監定人等ヲ獎勵シテ村內地租改正ノ大事業ヲ完成スルニ至ル

二、全年拾月拾參日飯石郡第五番學區內村會議員ニ當選舉事ニ盡ス所多シ

三、明治拾貳年壹月第貳拾八區會所廢止セラレ民選戸長役場設置ノ際即チ全年壹月卅日村會議員ニ當選其後任期滿了ノ都度重任シテ明治拾七年八月マデ繼續全年官選戸長役場ノ制トナリ區域改正ノ際尙引續キ村會議員ニ選ハレテ明治貳拾貳年町村制實施マデ繼續其間前後ヲ通シテ拾壹ケ年ナリ

明治貳拾貳年四月廿六日町村制實施後第壹回ニ村會議員トナリ其後六回ノ任期滿了ニモ村民ノ信賴厚キニ依リ常ニ繼續重任シテ今日ニ及ブ其間貳拾九ケ年明治拾貳年ヨリ通ジテ實ニ參拾九年ノ久シキ間尙壹日ノ如ク招集ノ際ハ欠勤僅少ニシテ精勤シ村長ノ提案ニ對シテハ概テ原案ヲ維持贊成シ議會極メテ圓滿ニ議了センコトヲ努メ而シテ村治ノ向上ヲ劃策シ以テ現今ノ狀態ニ至ラシム其功績最モ顯著ナリ

四、明治拾九年壹月掛合町驛傳取締人トナリ運送業ニ就テ努力スル處多シ

- 五、明治貳拾九年貳月拾日日本郡農會議員ニ當選全參拾八年全豫備議員トナリ尙大正六年四月壹日本議員ニ再選セラレ本郡農會事業ニ専ラ貢獻セラル、コト多大
- 六、明治四拾年九月卅日郡會議員トナリテ壹期ヲ終ヘテ大正四年拾壹月拾九日再ビ當選シ自來専ラ貢獻セラル、コト多シ
- 七、全四拾四年參月貳拾七日廣島稅務監督局管内掛合稅務署所轄内營業稅審查員ヲ命ゼラル、ヤ克ク本郡營業稅調查ニ就テ盡ス所アリタリ
- 八、大正參年貳月貳拾參日有限掛合村製紙原料販賣組合ヲ創立シ組合長ニ推サレ爾來本組合事業ニ精勵シ年ヲ追テ其事業ノ隆盛ヲ見ルニ至リ今ヤ岐阜其他各地ニ販路ヲ擴張スルニ至リシハ専ラ氏ノ盡瘁ニ依ルモノ誠ニ功績偉大ナリト謂フベシ
- 九、大正五年四月壹日掛合村是督勵顧問ニ選任セラレ本村ノ基礎ヲ革固ナラシムルコトニ盡ス所多シ
- 十、明治拾貳年ヨリ自己ノ杉、檜、造林事業ヲ經營シ現今マデニ其ノ反別八拾參町五反步、苗樹數百貳拾參萬九千七百拾五本ヲ植付又全貳拾五年ヨリ三極栽培事業ヲ併起シ其反別七拾五町四畝步苗樹數百六拾壹萬八千七百七拾本ヲ植付其事業ヲ遂行多年百折不屈實蹟ノ見ルベキモノ實ニ多ク大勤儉貯蓄ノ思想ヲ以テ常ニ世人ノ模範トナル
- 十一、以上ノ外本村小學校建築費其ノ他公私ノ事業ニ率先シテ奇特ノ行爲多ク賞狀ヲ受クルコト屢々ナリ

目 録

一、硯 箱 壹 個

功 績 狀

明治拾七年拾月拾七日掛合町外貳ヶ村用係ヲ拜命シ全貳拾七年拾壹月五日本村助役ニ再選爾來本日ニ至ル、貳拾四年間其職ニ在リ専ラ村長ヲ補佐シ本村自治ノタメニ恪勤盡瘁スルコロアリ其功績顯著ナリ茲ニ本村々會ノ議決ニヨリ永ク其功績ヲ記念スルタメ硯箱壹個ヲ贈呈ス

大正六年十二月二十三日

掛合村助役 原 團 四 郎 殿

掛合村長 若 槻 直 寬

功 績

- 一、明治拾七年拾月拾七日掛合町外貳ヶ村戸長役場用係トナリ爾來町村制實施マデ恪勤戸長ヲ補佐スルコト其功勞多大ナリ
- 二、明治貳拾貳年七月六日掛合村收入役ニ當選シ或ハ助役中收入役事務カラ兼掌トシテ其事務ヲ専ラ處理シ會計納稅ノ成績漸次良好ニ至レリ
- 三、明治貳拾五年四月拾六日掛合村助役ニ當選全貳拾六年七月貳拾九日辭任シ尙ホ同貳拾七年拾壹月五日再ビ助役ニ當選シ爾來衆望ニヨリ任期滿了後重任スルコト六回ヲ經テ本日ニ至ル其間貳拾四ヶ年常ニ村長ヲ補佐シ本村自治上ノタメニ熱誠努力スルコト多大ナリ
- 四、明治貳拾五年四月貳拾六日村會議員ニ當選シ爾來任期滿了後重任スルコト四回ニテ貳拾六ヶ年ノ久シキ間常ニ村自治ノタメニ盡シ其功勞多キモノアリ

- 五、明治參拾六年四月壹日飯石郡牛馬組合掛合村部長トナリ本村畜產上ニ就テ努力スルコト拾五ヶ年其間事業ノ向上ニ牛馬籍及組合費ノ整理ニ東奔西走シ大正六年三月末日ニ至リテ辭任トナリ其ノ在職中功勞多シ
- 六、大正貳年拾壹月貳拾壹日飯石郡牛馬組合掛合村選出議員トナリ本郡畜產改良上貢獻スル處アリテ現今ニ至ル

目録

一、硯箱壹個

功績狀

明治四拾年拾貳月貳拾六日本村尋常高等小學校長トシテ赴任セラル、ヤ其ノ職ニアルコト爾來滿拾ヶ年其間常ニ格勤精勵學校内外ノ革新ト發達トニ努力セラレ村教育上其功績顯著ナルモノアリ茲ニ本村ハソノ偉大ナル功績ト勞苦トニ報ヒ且ツ永遠ニソノ功勞ヲ記念センガタメ本村々會ノ決議ヲ經テ火鉢貳ヶ並ニ花瓶壹ヶヲ贈呈セントス幸ニ微言微衷ヲ諒セラレテ納受セレンコトヲ請フ

大正六年拾貳月貳拾參日

掛合村長 若 槻 直 寬

掛合村尋常高等小學校長 小 汀 龍 藏 殿

功績

- 一、明治四十三年十一月一日明治天皇 照憲皇太后兩陛下御眞影ヲ奉戴シテ普ク兒童及村民ヲシテ御盛德ニ感泣セシメ尙大正四年奉藏庫ノ新築ヲ計畫シテ遂ニ翌大正五年十月其ノ落成ヲ見ルニ至リ爲ニ尊影ヲシテ神聖完全ノ位置ニ奉戴スルコトヲ得セシメタリ
- 二、學校設備ニ關シテハ明治四十一年三教室ヲ有スル校舍新築全四拾四年宿直室其ノ他ノ増築大正元年舩操場其ノ他ノ増築ヲ援助シ常ニ教授上訓練上其ノ便宜ヲ圖ルコトニ努メタリ
- 三、明治四十四年十月一日學校基本財産増殖ノコトニ東奔西走努力スルコト多ク遂ニ今日ノ如ク其ノ基礎ヲ確實ナラシメタリ
- 四、大正三年一月十四日本村學事會ノ際ニ於テ實業思想ノ養成ノ急務ナルヲ思ヒテ補習學校附設ノ件ヲ圖リ遂ニ全年十一月十八日實業補習學校ノ開設ヲ見ルニ至ル、其後年ヲ追ヒテ其改新發達ヲ輸シ尙大正六年四月一日全校女子部ヲ常設トナシ年々人材ノ養成ニ努メタリ
- 五、明治四十四年六月十三日學校林ノ増設ヲ企畫シ大正四年四月一日ヨリ農業實習園ノ増設ヲ圖ツテ兒童實業思想ノ涵養ニ努メ一方學校ノ基礎ヲ愈鞏固ナラシメタリ
- 六、學校内部ノ改善ニ關シテハ兒童就學歩合ノ向上ヲ圖リテ大正元年四月一日ヨリ不就學者皆無ノ成績トナシ又兒童生徒ノ貯畜思想ヲ涵養スルタメニ學校貯金ヲ獎勵シ遂ニ現今百人中九十人ノ好成绩ヲ得ルニ至レリ尙校規ヲ制定シテ校内ノ刷新嚴肅ヲ圖リ赴任前ニ於ケル不整理ノ諸帳簿ヲ全部整頓シ其完全ニ努メ訓練管理教授各方面ノ要項ヲ制定シテ其改善ヲナシ全々面目ヲ一新スルニ至レリ
- 七、明治四十一年ヨリ學校長ノ傍ラ學務委員ヲ兼任シ本村學事ノ普及發達ニ留置シ亦本村村是調査委員トナリ時ニ特ニ村教育ノ將來ヲ慮リ熟慮專念遂ニ教育ノ基礎ヲ泰山ノ重キニ置ク

コトヲ得セシメタリ

八、社會教育ニ關シテハ明治四十五年報德會ノ副會長ニ推サレ會長ヲ補佐シテ社會教育ノ改良ニ努メ次テ大正元年本村報德會青年部會長トナリテ村青年ヲ指導スルコト多年大正五年二月青年會獨立ト共ニ會長ヲ辭シ尙顧問トシテ盡瘁スルコト昔日ニ變ラズ、大正六年四月一日本村處女會ノ創設セラル、ヤ會長ニ推サレ本村女子ノタメニ盡ス所アリ明治四十一年本村卒業生會ノ幹事トナリ大正五年十月卅一日全副會長ニ推サレ卒業生ノタメニ計ル所多シ以上ハ唯其ノ功績ノ大綱ニ外ナラズ教育ノ事タルヤ、元ヨリ外形ニ象ル、物ニ非ズ氏ノ偉大ナル功績ハ不言ノ裏ニ其無窮ニシテ赫々タルモノアリト謂ハザルベカラズ 以上

目 録

- 一、青銅火鉢 一 對
- 一、花 瓶 一個

板垣喜市氏

資性温厚篤實村會議員トシテ本村村務ニ盡瘁セラル、コト八年夙ニ畜産ノ改良發達ヲ企劃シ有志ト協力シ村有地ヲ借り受ケテ牧場ヲ設置シ本村ノ斯業ニ貢獻セラレシコト多大ナリ且終始一貫居住部落ノ圓滿ナル協同發展ヲ圖リテ年ヲ重スルコト八拾八蓋シ氏ノ一生ヤ外ハ社會公共ノ爲メニ務メテ倦マズ内ハヨク家政ヲ整ヘ家愈々富ミ榮エ子孫倍々繁榮身ハ尙ホ矍鑠タリ氏ノ一身ハ實ニ本村ノ重寶ニシテ又板垣家中興ノ主トシテ永ヘニ子々孫々タリ景仰セララル功績ヲ積マル維時大正十年三月五日一族有志相集リ村ノ爲メ家ノ爲メ一世心血ヲ注カレタル氏ノ米壽ヲ祝セ

ラル板垣家ノ屋上ニハ將サニ瑞雲變巖後園ノ森ニハ鶴ノ天上ヨリ下リテ千歳ノ壽ヲ祝スルアリ南苑ノ池ヨリ上リシ龜ハ萬年ノ齡ヲ賀グナリ慶賀何物カ之ニ如クモノアラシヤ直寛本村ヲ代表シ木杯壹組及酒肴料ヲ贈呈シテ祝意ヲ表ス

大正十年三月五日

掛合村長 若槻直寛

褒 狀

島根縣飯石郡掛合村 白 樂 政 造

大正四年十月恩賜財團濟生會ヘ金壹千五百圓寄附ス仍テ褒章條令ニ依リ之ヲ表彰セラル

大正十一年四月二十日

賞勳局總裁正二位勳一等伯爵 正親町實正

感 謝 狀

福場茂太郎氏

大正六年四月一日衆ニ推サレテ本村農會副會長ニ選ハレ爾來重任會長ヲ補佐シテ熱誠會務ニ盡瘁セラレ本會ノ向上發展ヲ圖リ以テ今日ニ及フ本會ノ隆盛君ノ力ニ俟ツコト多大ナリ偶々家事上都合ニヨリ大正十一年十一月十一日辭任セラレタリ依テ其ノ功績ト勞苦トニ報ヒ且ツ永遠ニ其ノ功勞ヲ記念センガタメ茲ニ煎茶器壹組ヲ贈呈シテ感謝ノ微意ヲ表ス

大正十二年二月十一日

掛合村農會長 竹下儀造

感 謝 狀

明治六年八月五日本村小學校授業生ヲ任命セラレ同七年九月教員ニ任命明治十年二月二十六日
教師補ニ任命明治十二年十五等准訓導ニ任命セラレ明治十七年ニ至ル十二ヶ年間勤務學校創設
當時ノ教育ヲ擔任セラレ克ク兒童ノ教養ニ盡瘁セラレ其ノ功績多大ナリトス茲ニ五十週年記念
式ヲ舉行スルニ當リ硯箱壹個ヲ呈シテ聊カ感謝ノ意ヲ表ス

大正十二年五月二十四日

秦 奎之進殿

掛合村長 若 槻 直 寬

感謝狀

明治七年本村小學校教員ニ任命セラレ明治八年十二月退職更ニ明治十一年七月一日教員ニ任命
明治十二年十等訓導ニ明治十三年主席教員ニ明治十二年二等訓導ヲ任命セラレ明治二十年ニ至
ル前後通シテ十一ヶ年間本村教育ノ牛耳ヲ掌リ克ク兒童ノ指導教養ニ盡瘁セラル其ノ功績多大
ナリトス茲ニ五十週年記念式ヲ舉行スルニ當リ硯箱一箇ヲ呈シテ聊カ感謝ノ意ヲ表ス

大正十二年五月二十四日

清水正五郎殿

掛合村長 若 槻 直 寬

謝狀

昨春本村カ小學校ノ改築ヲ企劃スルヤ君外三名ニ指名受負ニ付シタリ然シテ工事着手以來君ハ

精勵主トシテ其ノ任ニ當リ克ク工事ノ完成ヲ期セラレ本日茲ニ落成ノ盛典ヲ舉ゲ得ルニ至レル
君ノ功ニ負フ所多大ナリ依テ本村會ノ議決ニヨリ銀盃壹組ヲ呈シテ功勞ヲ謝ス

大正十二年五月二十三日

掛合村長 若 槻 直 寬

坪倉伊太郎殿

謝狀

昨春本村カ小學校ノ改築ヲ企劃スルヤ君外三名ニ指名受負ニ付シタリ然シテ工事着手以來君ハ
坪倉氏ト力ヲ協セ克ク工事ノ完成ヲ期セラレ本日茲ニ落成ノ盛典ヲ舉ゲ得ルニ至レル君ノ功亦
大ナリトス依テ本村會ノ議決ニヨリ銀盃壹個ヲ呈シテ功勞ヲ謝ス

大正十二年五月廿三日

掛合村長 若 槻 直 寬

幸田勝太郎殿

謝狀

本村小學校ノ改築工事茲ニ完成ヲ告ケ本日落成ノ式典ヲ舉クルヲ得ルニ至レルハ專ラ諸君ノ功
ニ俟ツモノ多シ依テ本村會ノ決議ニヨリ慰勞金參百圓ヲ呈シテ其ノ功勞ヲ謝ス

大正十二年五月二十三日

掛合村長 若 槻 直 寬

坪倉伊太郎殿

幸田勝太郎殿
落合龜助殿
藤原倉太郎殿

謝 狀

昨春本村カ學校ノ改築ヲ企劃スルヤ君ハ基礎工事並ニ附帶工事ニ從事シ着實克ク設計ノ則ニ適
ヘ本村小學校ノ基礎ヲ定メラレ君ノ功亦多トス依テ本村會ノ決議ニ依リ其ノ功勞ヲ謝ス

大正十二年五月二十三日

掛合合長 若 槻 直 寛

遠藤東作殿

謝 狀

昨春本村カ小學校ノ改築ヲ企劃スルヤ君ハ坪倉氏ニ從ヒ校舍ノ建築工事ニ從事シ始終一貫受負
者ニ助勢セラレタル功尠カラス依テ本村會ノ決議ニヨリ其ノ功ヲ謝ス

大正十二年五月二十三日

掛合村長 若 槻 直 寛

渡部一殿

非
常
欠
印

大正十五年三月二十日印刷
大正十五年五月十五日發行

飯石郡掛合村大字掛合村下合九番地

編輯兼發行人 白 築 祐 久

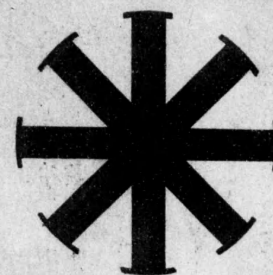
島根縣松江市鍛冶町十四番地

印刷人 木 村 直 市

島根縣松江市鍛冶町十一番地

印刷所 木 村 盛 文 館

發行所 飯石郡掛合村役場



554
39

終